

日本学術会議法人化の狙いと拡大する軍学共同

小寺隆幸（明治学院大学国際平和研究所研究員 軍学共同反対連絡会事務局長）

高木学校月例会オンライン 2024年10月20日（日）13時～15時
話すことはごく一部です。資料として、後でお読みください。

1 学術会議「法人化」の動き

梶田前会長「理念なき法人化は『日本の学術の終わりの始まり』」（『地平』24年10月号）

24年10月10日毎日新聞夕刊2面「御用学者以外は不要？—社会問題化しない学術会議の法人化強行 『終わりの始まり』に学者らが抱く危機感」千葉紀和記者

（1）この間の経緯

2020年10月 菅前首相による日本学術会議会員6名の任命拒否。学協会・市民団体の抗議声明「学問の自由を侵害する暴挙」であるだけでなく、「政府見解を国会審議もせず覆し、人事で政治をねじ曲げる」手口が民主主義の否定である（日本ペンクラブ声明）。保阪正康：「理由も述べないページが許されればファシズムが日常化する。」

批判をそらすために政府・自民党は学術会議の在り方論に問題をすり替え。

下村博文自民党政調会長（当時）「防衛省の研究を一切認めないのは極端。行政機関から外れるべき」

20年12月自民党PT学術会議独立法人化を提起。

22年12月 岸田政権、学術会議を政府内に置いたまま、会員選考過程に政府が介入する法改悪を提起

23年4月 学術会議総会勧告 岸田首相法改定断念 法人化へ

23年8月 有識者懇談会設置

23年10月 学術会議半数交代 梶田会長⇒光石会長 6名欠員という違法状態は2026年まで続く。

23年12月 有識者懇談会中間報告 翌日内閣府大臣決定、政府から排除し「法人化」へ

24年4月 内閣府は有識者懇談会の下に「組織・制度」「会員選考等」のワーキンググループ（WG）設置

4月 学術会議総会：現状変更の必要はないが、法人化する場合も①勧告機能確保、国家財政支出を中心とした安定した財政基盤の保証②政府からの自律性・独立性を担保した制度③会員選考は学術会議が自律的・独立的に行うことは必須と決議

5月27日組織・制度WG「新しく生まれ変わるときに、これはできないというべきではない。産業界を巻き込み一緒に考えればいい。」（経団連元役員永里委員）「時計の針を戻す発言はしていただきたくない。」（物質・材料研究機構理事長宝野委員）

6月7日第11回有識者懇談会 光石会長「内閣府案は独立性・自律性が全く尊重されていない」と抗議 ⇒岸座長「若干の異論が出された」

7月29日第12回懇談会 光石会長「①大臣任命の監事の設置②大臣任命の評価委員会の設置③『中期目標・中期計画』の法定化④次期会員選考での特別な方法の導入⑤選考助言委員会の設置、この5点は独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動を阻害するもので到底受け入れられない。懸念が払拭されなければ学術会議として重大な決意をする。」

⇒筑波大学学長永田委員発言（軍学共同反対連絡会ニュース90号参照）

⇒岸座長「さらに議論を尽くす」 秋の法制化の可能性は消えた。

8月岸田首相退陣表明

24年 文書開示を求める裁判 安倍政権が6名をターゲットにしていたことが明らかになった。

資料1 日本学術会議の法人化に向けて（一部割愛）令和5年12月22日 内閣府特命担当大臣決定

有識者懇談会中間報告において、日本学術会議には、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献、課題解決に向けた学術的・科学的助言などの機能が求められており、世界最高のアカデミーを目指し、これらの機能を十分に発揮できるようにするためには、**政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要**であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする。

組織体制の詳細については、活動・運営の高い独立性を前提とした上で、科学の進歩と社会の変化が日本学術会議の活動・運営に自律的に反映されるとともに、国民の理解・信頼の確保に必要な**高い透明**

性と自律的な組織に必要なガバナンスが担保されるよう、以下の考え方に沿って、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進める。

《使命及び目的》¹⁾

1 特別の法律に基づいて設立される新たな日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学（自然、社会及び人文科学）が国民及び人類共有の知的資源であり、科学の進歩と科学の成果の活用は国民及び人類の福祉に資するものであるという確信に立って、**国民の総意の下**に設立される。

新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、**国民の福祉及び我が国の発展に貢献**し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。

《業務》²⁾

2 独立して以下の業務を行う。

(1) 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る。科学に関する重要事項について、政府に客観的で科学的根拠に基づく助言（科学的助言/勧告）を行うことができる³⁾。政府は科学的助言を求める（諮問）ことができる⁴⁾。政府は、依頼に応じて、資料や情報の提供を行うことができる⁵⁾。

(2) 科学に関する各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資すること。

(3) 科学の発展、我が国及び人類社会の課題解決への貢献を目指して、国際的な連携・交流を進める⁶⁾こと。このため、科学に関する国際団体に加入することができる。

《会員選考》⁷⁾

3 優れた研究又は業績がある科学者のうちから、独立して会員を選考する。会員は、新たな日本学術会議の独立性・自律性を踏まえつつ、透明かつ厳正なプロセスで選考されるものとする。

(1) 会長が任命した外部の有識者からなる**選考助言委員会**（仮称）を置き、選考に関する方針等を策定する際にあらかじめ意見を聴くものとする。

(2) 会員の選考方法は、コ・オプテーション方式を前提とする。その上で、高い会員の資質を維持し、科学の進歩や社会の変化に応じて会員構成などが自律的に変化し進化していくことを制度的に担保するため、現会員による投票制度の導入などを検討する。

(3) 会員の任期、定年、定員などの在り方、連携会員の在り方について検討する。

(4) 新たな日本学術会議の発足時に会員となる者の選考については、**特別な選考方法**を検討する。

《内部組織》

4 体制の重要事項は以下の方向で検討する。細則は、法律の規定を踏まえ、法人が定める。

(1) 会長及び副会長数名を置き、会長は会員の互選によって定める⁸⁾。**常勤とすることも**検討する。

(2) 運営・活動に関する重要事項の決定は、会員から構成される総会の議決を経るものとする。

(3) 運営に関する事項を審議するため、幹事会（仮称）を置く。幹事会は、会長、副会長及び会員で組織し、幹事会の構成員は会長が任命する。

《財政基盤》⁹⁾

5 国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制（事務局を含む）を整備する¹⁰⁾。活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、**財政基盤の多様化**に努める。**その上で、必要な財政的支援**を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。

《ガバナンス》¹¹⁾

6 国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織としてのガバナンスを担保するため、以下の方向で検討する。

(1) **運営助言委員会**（仮称）を置き、予算・決算、**中期的な計画**その他の運営に関する重要事項（科学的助言の内容等に関するものを除く。）について意見を述べる。委員は、**会員及び連携会員以外の者が過半数**となるよう会長が任命する。

(2) 監事を置く。監事は**主務大臣が任命**し、業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する。

(3) 毎年、業務執行、組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(4) **主務大臣が任命**する外部の有識者で構成される日本学術会議**評価委員会**（仮称）を置き、求められる機能が適切に発揮されているかという観点から、業務執行、組織及び運営等の総合的な状況について、中期的な計画の期間ごとに評価を行う。新たな日本学術会議が**中期的な計画を策定するに当たっては、その意見を聴く**ものとする。

註 対応する日本学術会議法の条文（筆者付記）

1) 前文 日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、**人類社会の福祉に貢献**し、世界の学界と提携して**学術の進歩に寄与**することを使命とし、ここに設立される。

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

2) 第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。1 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。2 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

3) 第五条 日本学術会議は、左の事項について政府に**勧告**することができる。1 科学の振興及び技術の発達に関する方策 2 科学に関する研究成果の活用に関する方策 3 科学研究者の養成に関する方策 4 科学を行政に反映させる方策 5 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策 6 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

4) 第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。1 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分 2 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針 3 特に専門科学者の検討を要する重要施策 4 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

5) 第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる

6) 第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

7) 第七条 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

8) 第八条 2 会長は会員の互選によってこれを定める

9) 第一条 3 日本学術会議に関する経費は、**国庫の負担**とする。

10) 第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる

11) 日本学術会議法には該当する条文はない。

資料2 小寺隆幸「科学者を軍事研究に動員する狙いを秘めた日本学術会議の『法人化』」

軍学共同反対連絡会ニュースレター84号(24.1.3)

1 「法人化」の方針の決定に至る経緯

2023年12月22日、学術会議担当の内閣府特命担当大臣(松村国家公安委員会委員長)は、学術会議の法人化に向けた基本的な方針となる文書「日本学術会議の法人化に向けて」を決定した。これは前日、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」第10回会議において採択された「学術会議を国とは別の法人格を有する組織にすることが望ましい」とする「中間報告」を受けたものである。

昨春、日本学術会議の会員選考に政府や産業界が介入することを狙った法改正に日本学術会議総会は反対の意思を毅然として示し、法的根拠がある「勧告」を政府に発した。それを受けて法案の国会提出を断念せざるを得なかった岸田政権は6月に「日本学術会議を国から独立した法人とする案等を組上に載せて議論し、早期に結論を得る」と明記したいわゆる骨太の方針2023を閣議決定し、8月に12名の委員からなる有識者懇談会を設置した。

座長：岸輝雄(東京大学名誉教授・材料工学、元日本学術会議副会長) 副座長：佐々木泰子(お茶の水女子大学長・社会言語学) 相原道子(横浜市立大学長・皮膚科学、公立大学協会会長) 上山隆大(元政策研究大学院大学副学長・科学技術政策、総合科学技術・イノベーション会議議員) 大栗博司(カリフォルニア工科大学教授・理論物理学) 小幡純子(日本大学大学院法務研究科教授・行政法) 永井良三(自治医科大学長・循環器学) 永田恭介(筑波大学長・分子生物学、国立大学協会会長) 久間和生(農業・食品産業技術総合研究機構理事長、国立研究開発法人協議会会長) 五十嵐仁一(ENEOS総研株式会社顧問、産業競争力懇談会専務理事) 山西健一郎(元日本経済団体連合会副会長、元三菱電機会長) 瀧澤美奈子(日本科学技術ジャーナリスト会議副会長)

この懇談会は非公開とされ、学術会議会長は議決権のないオブザーバーとして参加するに過ぎず、課題は学術会議の機能と設置形態に限られるなど、「勧告」が求めた「日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場」とは程遠いものだった。しかも10月に学術会議執行部が交代し11月2日の第4回会議から光石新会長が参加したのだが、その直後の11月9日の第5回会議で内閣府笹川室長は「法人化の場合の基本的な考え方」を提示したのである。(本ニュースレター

83号参照 以下NLと略記) 執行部交代直後に一気に法人化へ進もうとしたのだ。しかも議論は驚くほど皮相で表面的なものだった。

(懇談会議事録と資料 <https://www.cao.go.jp/sc.jarikata/kondankai.html>)

学会会議は12月9日に臨時総会を開催し、「声明 日本学会会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方」を決定した。そこでは5点にわたる懸念事項を示し、「法人化案は、日本学会会議の自主的改革に必要な方策を十分検討・協議したうえで作成されたものということとはできない。懸念点を解消する方策を含め、自由な発想を活かした、しなやかな発展のために、関係者との継続的な協議を」求めた。

(<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>)

12月13日の第8回懇談会で光石会長はこの声明を示した。大栗委員から「学会会議が政府内に残るべきか、法人化すべきか、選ぶとなると、おのおのの可能性について**具体的な計画がないと、懇談会として責任ある判断ができない。政府内に残る場合どうなるかについては、具体的な議論がこれまでなされてこなかった。**この議論なしに判断すると、抽象的な漠然とした印象による判断になって、懇談会として責任ある判断になるのかを心配している」という真つ当な意見が出された。(第8回議事録 p.10) しかし笹川室長は「国のままの案は4月に出そうとしていた案だ」(p.13)と発言し、それ以上の議論はなされなかった。結局懇談会は、4月の政府案を拒否した学会会議には法人化しかあり得ない、という政府の立場を追認するものでしかなかった。

さらに永井委員は「学術は独立して、いかに干渉されないかが大事で、そのためにどういう在り方を求めるか」と光石会長に問い、会長が「現行法でも独立性・自律性は担保できている」と答えると、「いや、担保できていない。今、干渉されているのですよ、学会会議は。運営面、会員選考、全てにおいて。この認識をしっかりとって、干渉されずに自立するにはどうするかということなのです」と発言している。(p.17) **政府の干渉を批判するのではなく、干渉されないように出ていくべきだという倒錯した論理である。**

その後笹川室長が「国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい。…国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、これまでの議論の中で確認されていない」とする「論点整理」を提起した。これが「中間報告」の原案である。それに対して光石会長が何点もの懸念を示したことに対し、永田委員は「**どうでもいいとは言いませんが、今後話せばいいことです。国存置と法人化で本当に言いたいことが言えるのはどちらかという議論が一番重要なわけで、誰が見ても制限のないほうがいいと思うのです**」(p.31)と一蹴している。

18日の第9回懇談会では「論点整理」について学会会議が提示した様々な問題点のうち、些細な点だけ修正した上で、21日の第10回懇談会で12名の委員全員一致で中間報告(事実上の最終報告)を決定してしまっただけで、また18日会議で示された「内閣府方針案」についても、例えば**監事や評価委員は主務大臣が任命することなど、懇談会で議論もされず「中間報告」にも記されていないにもかかわらず懇談会として確認してしまっただけで、そして翌22日に内閣府担当大臣が決定し記者会見を行うという異常なスピードで、学会会議の独立法人化方針が決定されたのである。**

戦後の憲法体制において、「学問の自由」を制度的に保障するものとして政府内に設置され、75年にわたって科学者たちが営々と築き上げてきた日本学会会議を政府から放逐し「法人化」することは、日本の学術と社会のあり方に関わる重要な問題である。それをわずか4ヶ月で、しかも粗雑な議論で決定した有識者懇談会に怒りを禁じ得ない。

2 学術を軍事に動員する狙い

「中間報告」は「政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、政府の機関であることは矛盾を内在している。…国の機関のままの改革には制度面でも財源面でも限界が感じられる。国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは確認されていない」と記している。

だがこれまでも学会会議は、政府の中に置かれていても独立性が保障され、政府と一致しない見解も含め、学術的見地で提言してきたのであり、そこに矛盾は存在しなかった。そのことは2015年の政府による有識者会議報告書が、「独立性が担保され、政府に勧告する権限がある現在の制度は、日本学会会議に期待される機能に照らしてふさわしく、変える積極的理由は見だしにくい」としたことからも明らかである。

問題は2020年に菅首相が6名の会員の任命拒否という違法な行為を理由さえずに行ったところから始まった。学会会議の独立性から「政府が行うのは形式的任命に過ぎない」(1983年中曾根首相)とされていたにもかかわらず、政府が会員選考に介入することで矛盾が生じたのであり、まずそのことを有識者懇談会は問うべきであった。

だが第一回懇談会で学術会議梶田会長（当時）が任命問題にふれ、滝澤委員からも「**双方の不信感を抱えたまま表面上の議論を重ねてもうまくいかないのではないかと危惧している**」という発言があったにもかかわらず、内閣府笹川室長の「任命の件については、私どもは**所管外**でございます」という一言で議論は封印されてしまった。

そのことはまた、学術会議の法人化が、任命拒否を機に政府や自民党にとって焦眉の課題となってきた現実の文脈を問わないことを意味する。菅首相が任命拒否に踏み切ったのは、軍事研究に一貫して反対してきた学術会議を恫喝し弱体化させるためだったと考えられる。（2023年4月30日の読売新聞は、菅前首相が「2017年声明が『デュアルユース』の先端科学技術研究を否定する動きを見せたことを独善的だと問題視し、会員選考にも偏りがあるとして」6人の任命拒否に「踏みきった」と報じた。（NL79号参照）

当時、任命拒否に対する学术界・市民の批判が燎原の火の如く広がっていく中で、菅首相は黙して語らなかったが、下村自民党政調会長（当時）は「防衛省の研究を一切認めないのは極端だ。行政機関から外れるべきだ」（2020年11月7日毎日新聞）と発言、そして自民党プロジェクトチームは「学術会議を独立した法人格を有する組織とすべきである」と20年12月に提言したのである。（NL50参照）

その後政府は、学術会議がホストとなるG7科学会合を目前にして混乱を回避するために、22年12月、学術会議を政府機関として残す代わりに会員選考に政府が介入する方針を打ち出した。（NL74参照）そして前述したように23年4月に学術会議が拒否すると自民党世耕参院幹事長は「自分たちだけで人事を決めたいなら民間の組織でやるのも選択肢だ」と語り、法人化の動きが始まったのである。

この経緯を懇談会委員は知らないはずはない。しかし**このような文脈とは無関係に、また政府や内閣府の言うことは信頼しうると言う前提のもとで、懇談会では政府から独立する方が活動しやすいという表面的な議論**に終始し、75年間軍事研究反対を貫いてきた学術会議を解体的に再編することへの懸念も危機感も語られなかった。「中間報告」を採択した第10回懇談会での発言を見ておこう。

「具体的な制度設計についてはあまり心配せず、新しい発展系の学術会議として進むという積極的な方向で」（小畑 議事録 p.11）「法人化したほうが、国民や社会、産業界とコミュニケーションが取りやすく、はるかに向き合いやすくなる」（五十嵐 p.12）「自律性と独立性を確保した上で法人化した方が、政府や社会、経済に対して自由な発言、提言ができる」（久間 p.15）「法人化をすれば自由度が増すので、勇気を持って法人化を選択し、退路を断って大改革のスタート地点に立つ」（滝澤 p.16）「政府機関としてとどまる限り介入は避けられないので法人化するのがよい」（永井 p.17）、「組織体制を変えることでより悪くなるのではという懸念を示す発言があったが、変化に対する後ろ向きの姿勢こそが、学術会議を悪い方向に向かわせている」（山西 p.19）

政府の介入を免罪し、法人化を薔薇色に描いて、75年の学術会議の歴史を閉じるという歴史的決断を、ためらうことなく能天気に行ったのである。

この決定を受け「自民党プロジェクトチームのメンバーの一人は『構造的、方向的に党と同じ方向を向いている』と満足げに述べた」と12月22日の朝日新聞は報じている。また日経新聞は「組織改革で軍事と産業の両方に使える軍民両用（デュアルユース）技術の推進など幅広い研究に弾みをつける期待がある」と報じ、**産経新聞は「ナショナルアカデミー」として存続したいなら、過去の間違った言動の反省と声明の撤回は最低限必要だ**」と記している。懇談会委員の主観的意図はどうあれ、今回の決定はこのような政治的意味を持っているのである。

そもそも政府が今、学術会議の解体的再編に踏み切るのは、学術を軍事に動員するうえで現在の学術会議が桎梏になっているからに他ならない。2022年12月に閣議決定された国家安全保障戦略において「技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化」を打ち出した。「先端重要技術の情報収集・開発・育成」を行い、「民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため」、「広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む」と明記した。（国家安全保障戦略VI 2(4)エ）（NL75参照）学術会議をも軍事研究に動員しようとしているのである。

「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」（日本学術会議2017年声明）ことを、懇談会委員諸氏はどれほど切実に認識しているのだろうか。

3 法人化の罫

学術会議は声明で下記の懸念を表明した。（要旨）

①**活動面での政府からの独立性**の確保。組織運営に関する法定事項を必要最小限にとどめ、規則制定権の範囲を拡大することで、評価制度等を含め、**柔軟で自律的な組織運営**を保証すべきである。

②**会員・会長の選考における自律性・独立性の確保。**

③改革は日本学術会議の機能強化につながるものでなければならず、**政府への勧告機能**も含め、実質的機能を確保する。

④国の責任において、**安定的な財政基盤**が継続的に確保されるようにすべきである。国による財政支援の強化が必要である。

⑤組織改革に係る行政コストを勘案し、必要不可欠の改革を最も有効かつ効率的に行うことのできる案とすべきである。

筆者は、学術が軍事に動員された反省に立ち、憲法 23 条「学問の自由」を担保するための独立した機関として学術会議が政府内に設置されたことの意義を考えれば、今それを変えることは、実質改憲の一步に他ならず、「学問の自由」の危機を招く、それが最大の問題であると考えている。その上でここでは、上記懸念に関連して、懇談会の議論を通して明らかになった政府の狙いを指摘しておく。

A 会員選考の自律性・独立性の侵害

内閣府方針は、「独立して会員を選考する」といいつつ、「会長が任命した外部の有識者からなる選考助言委員会（仮称）を置き、選考に関する方針等を策定する際にあらかじめ意見を聴く」としている。この文言は、昨年 4 月に学術会議が拒否した法改訂案を彷彿とさせる。

2022 年 12 月に公表された政府方針では、会員の選考について「会員等以外による推薦などの第三者の参画など、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用されるよう改革を進める」としていた。その内容について内閣府笹川室長は 12 月 8 日の学術会議総会で「選考委員会が第三者委員会の意見を聞きながら絞る。意見を聞くということは当然意見を尊重していただくということです」と語った。その時点では誰が委員の選出や任命を行うかは決まっていなかった。（NL74 参照）

だが、2 月の学術会議幹事会では、笹川室長は「会員及び連携会員以外の者で構成される選考諮問委員会（仮称）を新たに設置。委員は一定の手続きを経て会長が任命。日本学術会議は、選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない」とエスカレートした案を示した。（NL76 参照）

さらに、4 月 17 日に内閣府が示した最終案では、「5 人の選考諮問委員は学術会議会長が総合科学技術・イノベーション会議 CSTI の有識者議員及び日本学士院院長と協議して選ぶ」とされ、実際には政府の息のかかった人しか選べないことが明らかになった。（NL79 参照）

このように法制化の過程で内閣府はじわじわと縛りを強めてきた“実績”がある。そのような政府との交渉では、毅然として拒否することが最良の選択だった。「法律をつくる段階で決めていけばいいことが多い。かなり学術会議の思うとおりにつくれるのではないか」（永田 第 9 回懇談会議事録 p. 15）というような甘いものでは決してない。

B 独立性を侵す法人としての最初の会員選考

「新たな学術会議」の最初の会員選考も重大な問題である。内閣府方針は「特別な選考方法を検討する」となっている。実はこの問題が初めて出てきたのは第 9 回懇談会であり、そこで内閣府室長が提起した「中間報告」案では次のように記されていた。

「学術会議を法人化する場合、学術会議の使命・目的などが質的に異なるものになることから、会員の任期、定員等の在り方とも関係するが、新法人の最初の会員選考は、現行法の下で選考された現会員によるコ・オペレーションとすることは適当ではない。新法人の出発点となる新会員には高い正統性を備えた移行のための特例的な方法を検討すべきである。（例えば、現会員によるコ・オペレーションではなく、特別の選考委員会を設け、幅広い視野から選考することなども考えられる。）」

それに対して学術会議日比谷副会長が、「新法人の出発点で新会員を選ぶときに特例的な方法を検討すべきであるというのは**今日初めて入ってきた**」と発言すると、笹川室長は「そのとおりです。いろいろな方々とお話ししていて、時々出てくる論点ではあったので、これを最後に書くと後出しだと言われることもあり、**取りあえず今回入れて、もし不要だとなれば落とそう**ということを入れた。」

なんと懇談会で議論されてもいないことを、懇談会委員でもない事務局が勝手に付け加えて「中間報告」案を作成しているのである。懇談会を内閣府が仕切っていることを如実に示している。しかもこの発言に対し委員からは全く意見が出なかった。

たとえ設置形態が変わるとしても科学者の代表ということには変わりはない。科学者自身が主体的に選ぶものであり、政府や産業界が口を出すものではない。しかし内閣府は、（菅前首相のいう）学術会議の「偏り」を一掃し、75 年の伝統と気風を持つ学術会議と断絶した法人としての「新学術会議」とするために、任命権者もメンバー構成も定かではない特別の選考委員会を設けるとしたのであろう。これは「独立性を徹底的に担保する」という政府方針が欺瞞であることを明確に示す。そこで最後の段階でこ

っさり「中間報告」案に書き加えたのだろう。

「中間報告」採択にあたり大栗委員は「最初の会員などの初期条件を具体的にどう設定すべきかについては、この懇談会では十分に議論をする時間がなかったので、別な委員会をつくって検討されるのがよい」（第10回懇談会議事録 p.14）と述べているが他の委員からは一言もない。議論してもいいことを内閣府が書き込んだことに抗議し、新会員をどのように選考するのかを話し合うまでは「中間報告」は白紙に戻すべきではないか。「特別な選考方法」とする内閣府方針に白紙委任を与えてしまった懇談会の責任は重大である。

C 運営への3重の介入

内閣府方針は「国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織としてのガバナンスを担保するため」として、次の縛りをかけている。

- (1) 外部委員が過半数となるよう会長が任命する運営助言委員会が予算・決算、中期計画その他の運営に関する重要事項について意見を述べる。
- (2) 主務大臣が任命した監事が業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する。
- (3) 学術会議は毎年、業務執行、組織及び運営等の状況を点検・評価し公表する。
- (4) 主務大臣が任命する外部有識者による評価委員会が業務執行、組織及び運営等の総合的な状況について、中期計画期間ごとに評価する。中期計画策定の際はその意見を聴くものとする。

この点について内閣府室長はこう述べている。「透明性の確保など国民の理解・信頼の確保のために必要な枠組みを制度的に担保することは、非常に重要な職責を担う公的機関で、財源も税金なので当然です。その上で自律的に活動していただきたい。何ら矛盾することではない。」（第9回懇談会）

だがこの多重の縛りは、「日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする」という内閣府方針の欺瞞性を示している。例えば環境省の外局として設置されている原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法第1条で「中立公正な立場で独立して職権を行使する」とされている。そして設置法は外部委員による運営助言委員会や監事や評価委員会などを定めていない。これまで学術会議も政府内でそのような立場にあったはずである。独立性を担保するためには政府の外に出るべきだと言いながら、従来なかった様々な縛りを設けて政府や外部（とりわけ産業界）が介入しうる制度を作る。「独立」と言う言葉に騙されてはならない。

このような介入が何をもたらすかを国立大学法人化と照らし合わせて考えるべきである。鈴木真澄氏はこう記している。「学問の自由と自治が保障されていた国立大学が、国から独立して法人化されていたという経緯と現在の（学術会議を巡る）状況との類似性を否定できない。憲法が大学に特別保障する学問の自由と大学の自治の危機は、90年代後半の行政改革の潮流に国立大学が巻き込まれ、その結果2004年国立大学が法人化されたことから始まった。」（「学問の自由と日本学術会議会員任命拒否問題の背景」『日本の科学者』2021年7月号）

とりわけ大学が6年ごとに中期目標・計画を策定し、文科省が認可し、さらにその達成状況を国立大学法人評価委員会が評価し、その評価を資金配分に反映させるというシステムが、大学の自治を侵害し大学のあり方を歪め、ひいては日本の研究力の低下をもたらしたのである。

第9回懇談会で岸座長は光石会長の懸念に対して「国立大学法人と国の研究機関という2つの大きい法人化を我々は経験している。国立大学法人はどちらかというところ失敗ですね。特に地域の大学はひどい目に遭っていますよね」と語った。（議事録 p.29）

学術会議元副会長の岸座長がこのように考えているのであれば、まず国立大学法人化の失敗の原因は何かを懇談会で議論し、学術会議の法人化がその轍を踏まないためにはどうすれば良いのかを考えるべきだった。そして国立大学と同じような運営の縛りを学術会議に課すことの是非も徹底的に議論すべきだった。だがそれは一切なされていない。

D 財政面からの学術会議のコントロール

内閣府方針は「財政基盤の多様化に努め、その上で必要な財政的支援を行う」という。多様化の具体策について「中間報告」はこう記している。

「法人化によって対価を徴収して審議依頼に応じる。」これにより「具体的で真剣味のある意見交換、問題意識や時間軸の確認などを通じた実現可能性の高い学術的・科学的助言が期待できる。」「すべてを国費に期待することは現実的ではない。将来的に一定程度の自主財源確保を目指す。」それは「国からの独立性の確立、審議依頼等のコントラクト（契約）を通じた活動の活性化・クオリティの向上という観点からも望ましい。」

このように財政基盤多様化の柱は、産業界から審議の対価を徴収することであり、それは産業界と問

題意識や時間軸を共有することにつながるというのである。そして政府の支出は、そのような努力をした上で不足分を補うものでしかない。

それに対し懇談会で光石会長は「経費は国庫の負担とするという現行の学術会議法の規定から大幅に後退」していると抗議し、また「中立性担保の観点から、安易に対価を受け取ることは適切でない」と発言している。さらに日比谷副会長も、G7アカデミーへの調査結果として米国とカナダは受け取っているが、「英独仏伊では民間セクターからの対価の受け取りはない。特にドイツは『民間から対価を受け取るということはアカデミーの独立性と組織的自律性の基本原則に反する』としている」と報告している。(第9回議事録 p. 4~6)

実はこの提案は2020年12月の自民党PTの提言に含まれていた。「政府や民間からの調査研究委託による競争的資金の獲得、会費徴収、民間からの寄付等」で財政を賄うとし、政府からの予算については「少なくとも当面の間は運営費交付金等により、基礎的な予算措置を続ける」と明記していた。自民党は将来的には交付金等もなくし、生き残りたければ稼げる学術会議になれと言うのである。

今回、「中間報告」では「政府も必要な財政的支援を継続して行うことが求められる」と記し、懇談会の議論でも政府の支援を増やすべきだとの意見が多く出された。それに対し内閣府室長は「懇談会は応援団としてたくさんつけろと政府に言う立場です。事務局は若干立場は違うし、予算は毎年の査定になりますので、この段階で**明確な約束はできません**」と答えている。(第9回議事録 p. 23)財政支援の拡大を懇談会が主観的に願望していても、結局時の政権の意に叶わなければ予算は削減される。

改めていうまでもなく学術は特定の政権・政策や企業活動に資するためのものではない。「科学的助言が科学的助言であるための要件として考えられるのは、第一に真理探究をコードとする**科学研究による知見**に基づくこと、第二に**政治権力や特定の社会的経済的利害から独立**に形成されること、そして第三に、最終的に『**人類社会の福祉**』に貢献することである。」(広渡清吾「日本学術会議と科学者の社会的責任」・岩波ブックレット『日本学術会議の使命』2021)そして学術はすべての人々にとって価値がある最も公共性の高いものだからこそ、時の政権の思惑に左右されずに国費で賄うべきである。

E 「政策のための科学」への圧力

内閣府方針は「国民及び社会との対話の促進により、科学の発展と社会課題の解決に資する」としている。それについて「中間報告」は、この間「学術会議は国民や社会が直面する課題について素早く対応できたとはいいたい」と記している。

国民及び社会との対話が重要なことは言うまでもなく、学術会議も努力してきた。だが何が素早く対応できなかったのか。9月25日の第3回懇談会で笹川室長は次の発言をしている。「学術会議の活動領域は広いが、国民から見て非常に切実、あるいは期待が高まっているにもかかわらず、ニーズに応えられていないケースもある。例えば福島処理水について国際機関も安全だと言っているのに、なぜきちんと発信しないのか。このタイプの課題は難しいと思いますけれども、ボトムアップで社会の課題を拾い上げるというのであれば、その役割を十分果たしていただきたい。」(第3回議事録 p. 5)

学術会議の吉村第三部部长(当時)はこう答えている。「処理水に関する問題は、学術会議で扱っている問題としては安全・安心にまたがっている問題だ。安全の部分はどうに評価基準を決めて、どのように考え、しかもその影響をどのような範囲で考えるのか。一方で、安心という観点ではどのように考えるのかが複雑に絡んでいる問題だ。学術会議の中では安全・安心に関しては継続して審議をしており、その中でいろいろな技術課題、あるいは社会的な課題に関しては一つ一つ丁寧に議論して意思の表出をしているが、処理水に関しては、個別にいろいろな議論が進んでおりますけれども、見解という形でまとめるためには、もうしばらく総合的・俯瞰的な取組が必要だ。」(p. 33)

学術会議の姿勢こそ科学的である。筆者も汚染水が安全であると断定すること自体が非科学的であり、生態系や環境に与えるリスク、県民、とりわけ漁業関係者への現実的、社会的、心理的被害などを総合的に検討することが学術会議の仕事であると考え、国民もそれを求めているのではないだろうか。

一方室長は(おそらく政府も)IAEAが「科学的」に認めた以上、学術会議も認めるべきだと考えているようだが、これこそ学術の独立を侵す。

「中間報告」には「さまざまなステークホルダーをはじめとする国民及び社会のニーズを必ずしも汲み上げ切れていない」と否定的認識が記されているが、その背後にある意図を見抜かねばならない。さらに「中間報告」には上記に続いて「科学技術の二面性が広く認識され、科学と学術の在り方は、現在、大きく変わりつつあり、国民や社会との連携をより積極的に図る必要がある」と記されている。この二面性とはデュアルユースに他ならない。軍事研究に頑なに反対する態度ではなく、さまざまなステークホルダー、とりわけ産業界のニーズを汲んで活動を行えと言うのである。

前述した自民党PTの提言は、学術会議が『政策のための科学(Science for Policy)』の機能を十分

に果たしていない」ことが本質的な問題だとし、「**政策形成に有効な科学的助言を提供する『政策のための科学』に寄与する**」という「役割を果たすため、また科学の独立性・政治的中立性を組織的に担保するためにも、独立した法人格を有する組織とすべきである」と提言した。そこで自民党が掲げる「独立」は本来の学問の自由と独立ではない。提言では「政治や行政からの独立性を正しく定義し、合理的連携を図る必要がある。…**政治や行政が抱える課題認識、時間軸等を共有**し、実現可能な質の高い政策提言を行う」べきだという。政権と「課題認識、時間軸等を共有」し、その枠内での「独立」である。

この「課題認識、時間軸等の共有」という文言は2022年12月の政府方針にも明記され、学術会議から理論的に批判されたことで今回の方針からは消えたが、本音は変わっていない。

「独立を求めるのならば政府から出るべきだ」という俗論が表面的に受け入れられかねない中で、その欺瞞性を明らかにし、問題の所在を理解し、反対の声を上げていくために、まずは大学、職場、地域で法人化をめぐる議論を深めていただきたいと思う。(2024.1.2)

資料3 「ブダペスト宣言を一面的に歪めた『政策のための科学』」

(小寺隆幸 ニュースレター50号 20.12.16より)

そもそも「政策のための科学」は、自民党提言でも冒頭に一言ふれている「ブダペスト宣言」の「社会のための科学」を恣意的に解釈しなおしたものです。この正式名称は「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」で、1999年 UNESCO (国連教育科学文化機関) と ICSU (国際科学会議) が共催してブダペストで行われた 世界科学会議 World Conference on Science で採択されました。この宣言は「科学は人類全体に奉仕すべきもの」だが、「環境劣化や技術災害、社会的な不公平や疎外も助長した」現実を目をつむるのではなく、「**科学の知識を責任ある方法で、人類の必要と希望とに適用させることが急務である**」という問題意識から生まれました。

とりわけ「科学の進歩が高性能兵器の生産を可能にした」のであり、「科学者共同体は平和への歩みに重要な役割を果たさなければならない」と言うことも明記されています。

この宣言は「1 知識のための科学; 進歩のための知識」「2 平和のための科学」「3 開発のための科学」「4 **社会における科学と社会のための科学**」の4つの観点について提起しています。「平和のための科学」の冒頭では「真の科学は、批判的で自由な思考に依存しており、このことは民主的な社会にとっての必須条件でもある」と明記しています。

また「社会における科学」では「**科学研究の遂行と生じた知識の利用は、貧困の軽減などの人類の福祉を常に目的とし、人間の尊厳と諸権利、そして世界環境を尊重し、しかも今日の世代と未来の世代に対する責任を十分に考慮するものでなければならない**」としているのです。

ブダペスト宣言はこのような本質的な捉え方を前提として、「政策形成や規範定立のために科学が果たすべき重要な役割などに関して官民が行う意思決定にとって、科学的知識の必要性が著しく増大している」ということも指摘しているのです。

しかし日本政府は宣言の理念を真摯に受け止めるのではなく、その一部を恣意的に利用しました。2011年に制定された第4期科学技術基本計画で、ブダペスト宣言の「社会における科学と社会のための科学」に言及していますが、次のようにイノベーションの文脈に矮小化されています。

「科学技術イノベーションに対する国民の期待も高まる一方、東日本大震災を受けて、科学技術の可能性と潜在的リスクに関する情報共有の在り方など、科学技術と社会との関わりについて再構築していくことが要請されている」ので「**社会とともに創り進める政策**」を掲げる (p.7)。

「科学技術イノベーション政策のための科学」とは、「客観的根拠 (エビデンス) に基づく政策の企画立案、その評価及び検証結果の政策への反映、政策の前提条件を評価し政策の企画立案等に反映するプロセスの確立」であり、そのために「自然科学・人文社会科学の政策形成に携わる人材養成を進める」 (p.44)。

これが自民党 PT が学術会議に要求する『政策のための科学』の内実であり、国家のイノベーションの道具として科学を利用するものに他なりません。イノベーションに科学を活用すること自体は当然です。しかしブダペスト宣言の本旨は、「知識のための科学」として基礎研究を重視することであり、科学は国家のためではなく人類のために行うことなのです。そこでまず考えるべきは「平和」と途上国の「開発」であり、「社会」との関連においても、福祉を目的とし、「今日の世代と未来の世代に責任を負う」ということをめざすということなのです。

このブダペスト宣言を「政策のための科学」に矮小化し、しかも学術会議解体の口実にしているのです。しかしこのブダペスト宣言の理念こそ、その50年前に制定された日本学術会議法前文と通底するものです。

「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」

ここに記されているように人類のための学術の進歩に寄与することこそが、設立当初から今に至る学術会議の使命でした。そしてブタペスト宣言と同じように「平和のための科学」を正面に掲げたからこそ自民党は学術会議を敵視し、「設置目的」も「名称」も変えて解体し、国家のための政策提言機関に作り変えることを狙っているのです。

資料4 「様々な規制を組み込んだ内閣府法人化案に抗し自律性・独立性を求める声明を採択」

(日本学術会議第191回総会 傍聴報告) 小寺隆幸 (ニュースレター87号 24.4.30)

4月22—23日に日本学術会議191回総会が開催された。軍学共同反対連絡会は23日朝、小雨が降る乃木坂の学術会議会館前で7名でスタンディングとアピールを行い、会館に入る会員に文書を手渡した。両日の総会後にも出口で配布し、約120名の会員に手渡すことができた。

22日10時から12時40分まで、「研究力強化と学術会議への期待」と題して3名の方が講演された。国立大学法人化が研究力に最大のマイナス効果をもたらしたことや「選択と集中」の弊害が指摘され、これからの日本の学術を考える上で重要な問題提起だった。ただ学術会議法人化問題が真っ先に議論されると思っていただけに意外だった。

午後、諸報告の後、2時45分から、内閣府による法人化への対応の議事が始まった。まず光石会長から、「日本学術会議の75年の歴史が途切れる状況に陥りつつある。途切れさせない任務を負っている」という表明がなされ、その後執行部から日本学術会議の対応が提案された。下記総会資料6参照

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryoy191.html>

初日の討論から

50分で14名の会員が発言した。冒頭に「5要件が満たされなければ法人化には同意しないと考えてよいか」という質問が出され、光石会長は「法人化に学術会議として賛成とも反対ともっていない。あくまでも5要件を担保させることが重要」と答えた。その後、政府方針の危険性を指摘する意見が相次いだ。(以下、発言のごく簡単な要旨を紹介)

*学術会議が国の機関である現在の形態は、政府が学術に耳を傾ける視点を持っていることを内外に示すので望ましい。

*なぜ法人化するのかという立法事実を政府は明示的に言う必要があるが示していない。また有識者懇談会中間報告は政府からの独立性を担保するために法人化という手段をとるとしているが、その目的が実現するという合理性は一切ない。更に政府案はガバナンス規定を細かく定めており、学術会議の独立性につながるか極めて疑問。

*この間学術会議が言っても政府は無視している。自民党は任命拒否後の混乱を利用し、学術会議へのいわれのない攻撃を仕掛けている。日本版アカデミーは学者の国会と言われたように、学者が学術政策を審議するものとして作られ国の機関であることと不可分だったがそれが理解されていない。

*文部科学教育通信577号で内閣府の笹川室長の発言に愕然とした。戦前、人文・社会科学の方が弾圧された。任命拒否された方も人文・社会科学。法人化された後どうなるのかを長い目でみる。将来の日本国民のことも十分考えねばならない。

最後に会長は「形態には拘泥しない。実質的に自立性が担保できるか。何も言わないと縮小されるばかり。こちらから言っていく。これから1年くらい、実質的に決まるのはこの3か月くらいだろう」と述べられ、幹事会の下WGで案をつくり、皆さんで検討していただくと語り初日の討議は終了した。

2日目 幹事会による声明案提案

23日午前中の第1、2、3各部会に幹事会が《「日本学術会議の法人化に向けて(令和5年12月22日)」に対する声明(案)～世界に貢献するナショナル・アカデミーであり続けるために》を提示し、13時からの総会で議論した。声明案は前記URLの資料7である。そこでは次の点を政府に求めている。

- 1 政府への勧告機能も含む実質的機能を確保。国家財政支出を中心とした安定した財政基盤の保証。
- 2 政府からの自律性・独立性の担保。高い透明性を堅持しつつ、日本学術会議の目的、機能、規模等に比例したガバナンス制度を維持すべきである。
- 3 会員選考等については学術会議が自律的・独立的に行い、その方法は学術会議が決定。コ・オペレーション方式及び会員による会長の選出が不可欠。第27期の会員選考も同様である。

声明案をめぐる討論から

- 1 時間話し合われた。主な意見の要旨を紹介する。
- *現在の予算の実情（例えば旅費さえ足りないということなど）について注釈で加える、あるいは市民向けのわかりやすい文書を別に出す。
 - *独立と言うなら国にいるよりも法人の方が良いという考えが広く浸透している。「国の機関では独立した活動はできない」という考えを覆す議論を。
 - *政府方針にある運営助言委や監事などの問題点を具体的に書くべきだ。また法律の対案や CSTI を含む学术界全体の在り方の対案もだすべきだ。
 - *これは法人化を前提にしていると読める。私たちは「より良い役割発揮」で具体的に示しているので今の形態を変える必要はない。その上で万が一法人化するというのであれば、この 3 つの条件を、ということが伝わるように書いてほしい。
 - *法人化が自律性・独立性の前提ではないと書く。
 - *タイトルに政府案への懸念という言葉を入れる。
 - *世界に貢献しているというだけでなく、国民からも信頼され役立っていることを明示すべきだ。
 - *政治と学術との関係は、今の政権との関係を意味しない。政権が変わっても、きちんとしたスタンスを貫くべきで、そのことを示すように書くべきだ。
- 最後に会長が、「出すことへの反対はなかった。幹事会で修正し、最後は会長一任とさせていただきたい。これとは別に分かりやすい文章を後日作成して出す」とまとめられた。

修正された声明

翌日、学術会議HPに声明が掲載された <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-26-s191-s.pdf> 表題も《「日本学術会議の法人化に向けて（令和 5 年 12 月 22 日）」に対する懸念について～国民と世界に貢献するナショナル・アカデミーとして》に変わり、総会の意見を踏まえてかなり加筆された。特に「法人化が必ずしも 5 要件の自律性・独立性の強化を意味するものではない。」「191 総会で示したような問題点が顕在化している」「中間報告でも、…仮に法人化する場合でも、自律性・独立性が現在以上に確保されるべきことを政府に対して強く要請している」などが加えられ、法人化に賛同しているわけではないということがより明確になった。

今後の課題

- 以下は私見であり、連絡会の考えではない。
- 内閣府担当大臣が決定した法人化方針を覆すのは容易ではない。しかも 2020 年の秋、任命拒否に対して 1000 以上の学協会や市民団体が抗議声明を挙げた時のような社会的な支持の拡がりも残念ながらまだ作り出せていない。しかも政府は、法人化のための二つのワーキンググループを設置し、具体的な制度設計と法案化を学術会議の意見も聞きながら進めようとしている。組織・制度 WG は 4 月 15 日に、会員選考 WG は 4 月 26 日に始まった。 <https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai.html>
- この WG は法人化を前提としたもので参加すべきではないという考えもあるだろうが、法人化反対の声が社会に広がっていない中で、WG に参加しなければ内閣府案通り決まりかねないと判断し、執行部が参加を決め、それを総会が了承した以上、WG での議論をまずは注視したいと思う。
- 学術会議は前述したように 3 点を求めている。
- 1 勸告機能と国家財政支出の保証
 - 2 政府からの自律性・独立性
 - 3 会員選考での自律性・独立性（次期も含む）
- この 3 点は内閣府大臣決定の根幹に関わるだけに、WG でも容易に受け入れられるものではない。学術会議は何を求めているのか。内閣府などの主張は研究者にとって、日本の学術にとって、そして市民社会にとって、どのようなことを意味するのか。対立点について学術会議が積極的に市民社会に発信していくことが何よりも重要ではないか。密室の議論に閉じ込めてはならない。
- そして学術会議は、この 3 点が認められない限り法人化は受け入れられない、という毅然とした姿勢を貫いてほしいと思う。
- その一方で私たちは、まずもって菅首相による任命拒否撤回を求め続け、6 名の裁判闘争も支援したい。そして抽象的・観念的に学術会議法人化の是非を議論するのではなく、任命を拒否し独立性を踏みにじた政府が行おうとしている法人化の欺瞞性を暴き、内閣府決定の撤回を求める声を、大学・学協会・地域で広めていかねばならない。

さらに学術会議の解体的再編は、2017年声明を無力化し、科学者を軍事研究に動員していくためであることを訴え、日本が再び戦争する国になることに反対する様々な取り組み（沖縄をはじめ各地の基地強化、武器輸出、経済秘密保護法、憲法改悪に反対する運動、軍事費を削り貧困対策や教育予算を増やす取り組みなど）の中に学術会議の問題を提起し、広く議論を作っていきたい。

歴史関連 20 学協会の共同声明

4月15日、日本歴史学協会をはじめ歴史関係の20の学協会が連名で「内閣府特命担当大臣決定『日本学術会議の法人化に向けて』の撤回を求め、日本学術会議の法人化に強く反対する声明」を発した。そこでは任命拒否から現在に至る経緯が述べられ、政府の動向の背景に、日本学術会議を、政府や産業界の意向に従属させようとする明白な狙いがあると指摘している。そして「法人化」後の日本学術会議が独立行政法人通則法の下に置かれることになれば「政府への勧告権が剥奪されることも懸念される」とし、「国の機関でありながら独立して政府に勧告する機能を有する現在の日本学術会議を、単なる政府の『企画立案機能』の下請け機関とすることが看取される」と指摘している。

さらに「『法人化』によってその財政基盤を不安定化させ、財政誘導を介して日本学術会議の在り方を政府・財界等の意向に従属させようとするところにあるのは明白である」とし、「日本の学術体系を根本から毀損しかねない『日本学術会議の法人化に向けて』を即座に撤回すべきである」と締めくくっている。このような声明を多くの学協会や市民団体が発することを訴えたい。

資料5 日本学術会議「法人化」に向け急ピッチで進む粗雑な議論に抗し、学術会議が内閣府有識者懇談会に改めて懸念を表明「より良い条件役割発揮のための制度的条件」

【ニュースレター88号 24.6.9 小寺隆幸】

6月7日、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会（第11回）が、昨年12月21日の中間報告以来半年ぶりに開催された。4月から有識者懇談会の下に、組織・制度ワーキング・グループ、及び会員選考等ワーキング・グループが設置され会議を重ねており、その経過報告がなされた。その場で日本学術会議光石会長は、「より良い役割発揮のための制度的条件」を示し、内閣府法人化案に対する学術会議の姿勢を鮮明にした。新聞ではあまり報じられていないので、以下、情報提供として、4月以降の二つのWGの動きと、そこでの議論の様子とともに、同文書の抜粋を掲載する。ぜひ、「内閣府法人化案」の危険な本質について、大学や地域で議論をはじめていただきたい。

なお有識者懇談会と二つのWGの各回の議事要旨と配布資料は下記から全て見ることができる。
<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai.html>

《組織・制度ワーキング・グループ》

主査 五十嵐仁一 産業競争力懇談会専務理事・元日本経団連イノベーション委員会産学官連携推進部会長、小幡純子 日本大学大学院教授（行政法）、佐々木一成 九州大学副学長（材料工学等）、瀧澤美奈子 日本科学技術ジャーナリスト会議副会長、永里善彦 元日本経団連産業技術委員会産学官連携推進部会長、原田久 立教大学法学部長（行政学）、藤川裕紀子 藤川公認会計士事務所所長、宝野和博 物質・材料研究機構理事長

第1回 4月15日 ナショナル・アカデミーの役割、日本学術会議における内部組織及び外部評価について

第2回 5月8日 海外アカデミー等について、総務省行政管理局と国立研究開発法人からヒアリング

第3回 5月22日 総務省行政管理局、国立研究開発法人大学改革支援・学位授与機構からヒアリング

第4回 5月27日 日本学術会議の自主的な改革について、フリーディスカッション

《会員選考等ワーキング・グループ》

主査 相原道子 横浜市立大学名誉教授（皮膚科学）、大栗博司 カリフォルニア工科大学教授（理論物理学）、大越慎一 東京大学大学院理学系研究科長（物理化学）、小幡純子（上記）、河岡義裕 国立国際医療研究センター国際ウイルス感染症研究センター長、久間和生 農業・食品産業技術総合研究機構理事長、徳賀芳弘 京都先端科学大学副学長（財務会計）、永里善彦（上記）

第1回 4月26日 アカデミーの役割、学術会議における会員選考の現状、海外アカデミーの選考方法

第2回 5月17日 海外アカデミーへの確認事項

第3回 5月31日 フリーディスカッション

この二つのWGは昨年12月の政府方針を踏まえて、法制化に向けた具体的な議論を深めるために設置されており、内閣府の笹川室長が事務方として会議を仕切っている。そこに学会の副会長らが毎回参加し、法人化に対する学会の懸念を伝えてきた。しかし参加者の多くは、学会側が繰り返し訴える懸念を真摯に受け止め深めるのではなく、表面的な粗雑な議論に終始し、それを内閣府笹川室長が恣意的にまとめようとしている。次に組織・制度WGの議論の一端を見ておこう。

《5月27日の組織・制度WGの討議から》

39 ページの議事要旨からいくつか特徴的な意見を紹介する。この日は最初に日比谷学会副会長が「日本学会の自主的な改革について - 「社会のための科学」の強化に向けて -」を説明した。

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/soshikiwg/20240527/shiryoy1.pdf>

★それを受けて真摯な議論が始まったが…

大久保学会第一部副部長「日本学会のガバナンスがどのように自律的に動いているのか。①組織構造の民主性。会長も部長も互選で選ぶ。民主的な構造をもってボトムアップ型で様々な意見をいただく。②外部評価、日学と政府に対してきちんとコメントが出されている。③情報公開。各種委員会は原則公開。NPO、NGO、産業界、様々などところどころのコミュニケーションを強化していく。ガバナンスの在り方としては、基本的に行政組織ではないので、政府が何らかの形で関与を強化するよりも、今、言ったような形でガバナンスを強化することが日学の在り方としては適切。」

小幡委員「学会は今、大変アクティブに活動している。各分野のトップが集まっているために、一つのテーマについて多方面からの考察にすぐとりかかれるシステムができている。生成AIやゲノム、着床前診断など、新しいテーマを取り上げて、社会のための科学の強化を進めているのはとてもよい。今、社会がこの研究を求めている、学会からの発信を求めているということ把握し、すぐそこに人員を配置して、フォーラムをしたり、アクティブに活動を進めいくことは、どのような企画力でうまく動いていくか。そのための組織として、今のもので十分か、どういうものがあつたらより良いか。」

日比谷副会長「幹事会の下に分科会WGが精査し、社会課題によりよく対応できる分科会を作っている。また課題別委員会を設置し、トップダウンでリードし、インパクトのある提言を出していく。」

大久保副部長「諸外国のアカデミーと一緒に互いに対等の立場で考える国際アドバイザーボードの準備を進めている。」

★産業界をまきこめと議論はねじ曲げられ…

永里委員「変革が求められるときに外部有識者の意見が非常に重要。いかなるビジョンの下でどのような業務計画で運営していくのかが問われている。外部有識者が過半を占める運営助言委員会を設置して、運営を支援したらどうか。中期業務計画、外部資金獲得等に関するそのための財界人を加えることなどもやったらいい。…産業界その他を巻き込んで一緒に新しい法人化について考えればいいのであって、何も懸念することはない。」

★独法との本質的違いを問う意見は無視され…

次にそれまで2回にわたって独立行政法人、国立大学法人、沖縄科学技術大学院大学、国立研究開発法人などの実態をヒヤリングしたまとめが笹川室長からなされた。(資料「法人の比較表」<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai/soshikiwg/20240527/shiryoy4.pdf>)

ヒヤリングの際にも「独法は、本来は国がやるべき行政サービスを代行しているという性格が強い。研究開発法人にしても中長期目標の設定等に主務大臣が強く関わってくる。この仕組みを学会に取り入れるのはあり得ない」との意見が出されていたが、その意見は次のようにあしらわれた。

宝野委員「これらの法人の規模、ミッションが全く異なるから、学会の組織の在り方として全く参考にならないという意見もいただいた。法人化を行うのなら目指す規模、交付金の予算規模、常勤・非常勤役員の数具体的に想定しつつ、法人のミッションを定めた上で議論するほうがより具体的に前に進める。学会の理事長を会長がやるのかどうか。常勤でなければリーダーシップを発揮できない。トップが非常勤であればかなり特殊な法人になる。提言だけをミッションとしている法人、例えば経団連はそれに相当する。経団連は極めて高い発言力、影響力を持っている。学会がアカデミアの観点から大きな影響力を持とうとすれば、参考になる。」

五十嵐主査「私も経団連イノベーション委員会産学官連携推進部会長だった。提言がメインで活動していた。どういう規模を目指すのか、会長は非常勤のままでよいかは組織・制度を考える上で重要。」

笹川室長「議論が拡散するので、仮定を置く、論点を組み合わせてみる、など考えたい。」

★評価をめぐる議論が核心に入っていくと…

小幡委員「学会の外部評価でもアカデミートップの学問内容を評価できるわけではないので、そうい

う評価ではないと仕切っていくことは大事。いろいろな法人の説明を聞いたが、学術会議は全員非常勤で学会と同じ。諸外国がどうなっているか知りたい。比較表の法人は常勤で構成されており、組織構成のシステムが学術会議とは根本的な違いがある。」

藤川委員「評価に関しては、**研究内容に関しても一定の外部の評価は必要。**」

大久保副部長「大臣決定でも研究内容には立ち入らないことは明確化されている。学術の内容はピアレビューであることを前提に話すべきだ。」

藤川委員「テーマをどう選ぶなどは極めて大事で、事前も事後も見なければいけない。**中だけでという**ことでは、**国民がお金を出していることに対しての理解は得られない。**学術会議だけで決めました、一切外の意見は不要ですとはならない。」

大久保副部長「藤川委員がおっしゃった限りでは異論はない。そのやり方について、大臣決定に基づいて評価委員会の委員を大臣が任命し、それを行政組織内にぶら下げることに限っては、日学としては異なる意見を持っている。(学術会議が行っている)現在の外部評価がいけない理由は何か。外部の目を入れる場合に、政府が任命し、政府に組織を置くことが果たしてよいのか。」

★新しく生まれ変わるのだからと問題をそらし…

永里委員「学術会議が新しく生まれ変わろうとしているときに、今の学術会議ではこれはできないというような考えに立つべきではない。**生まれ変わるわけですから、真っさらな感じでやっていくべきだ。**企業の知恵、産業界の知恵も非常に参考になる。経団連の運営の仕方とか何とかということも参考になる。新しい酒は新しい革袋に、今までのことをガラガラポンと捨ててもう一回つくり直すということを考えれば、ガバナンスの強化に関して、民間の知恵あるいはほかの法人の知恵が生かされる。」

★それでも評価や予算について本質的に問うと…

大久保副部長「比較した法人組織はミッション、機能等が違うのであまり参考にならない。参考にすべきは海外のアカデミー、学会、専門家集団(日弁連など)。日弁連は国費が入っていないが、弁護士の懲戒権という大変強力な公権力を持っており、公的な機能を果たしている。しかし全て自律的で国の関与は一切ない。今回の目的が独立性を徹底させることであれば、その意味を考え直すべきだ。大臣決定のうち、国が関与することにより透明性や国民の信頼が確保されると考えている評価委員会や監事の主務大臣任命は、行政組織という既存の古い発想にとらわれている。…**EUで行ったNPOの助成に関する調査で、何で評価と言うのか分からないと言われた。NPO、NGOは政府と異なる見解を述べることで多様な価値を決定に反映させる、そうした公的機能を営んでおり、その公的機能に対して公金を支出している。**そのガバナンスは、自ら情報公開であるとか、自分が任命した監事とかによって確保されている。日本政府担当者が助成を出したNGO、NPOに対する評価はどうしているのかと聞いたところ、日本は本当にNGO、NPOが必要と思っているのかと逆質問を受けた。何のために日学があるのか。科学的な助言を出す。国際活動はそれに密接に関係する肝で、それを保証することが、行政機関にあっても独立性が保証されてきた理由であるという原点を思い返してほしい。」

「この20年間で固定費(事務局人件費や国際分担金など)を除く日学の活動予算は約6割削減されている。日学法は、経費について国庫負担の原則を掲げている。なぜここまで減ってしまったのかの説明責任を果たしていただきたい。助言機能に特化しているナショナル・アカデミーという点と、寄附金文化等がないという日本の社会的背景に照らせば、国庫負担の原則は今後も維持した上で財源の多様化を考えるのが重要。」

★それに対し時計の針を戻すなど発言を封じる

宝野委員「我々がここに来るように依頼されている理由は、法人化に当たりどのような組織・制度がいいのかを議論こと。**時計の針を戻すようなことは発言していただきたくない。**」

大久保副部長「監事を大臣任命にする、評価委員会を大臣のところぶら下げる、そういうことに賛成しかねるということと、財源をどう確保するのかについて発言している。(内閣府案のように)寄附金や外部資金を基盤的な経費を継続的に賄うものとして考えることは、リアリスティックではない。」

学術会議が論理的・理性的に説得しようとしても、かみあわない。だから6月7日に半年ぶりに開催された有識者懇談会で、学術会議は改めて、学術としての明確な立場を次のように提示したのである。

資料6 「より良い役割発揮のための制度的条件」2024年6月7日 日本学術会議幹事会

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf26/siryo367-s-zentai.pdf> 以下、大事な点の抜粋

1 5 要件の重要性

世界のナショナルアカデミーは、政治や行政から独立した立場から、学術的な研究の成果や学術の発展に必要な知見を提供し、社会に対する提言を通して科学者の責務を果たそうと努めてきた。

自由で民主的な国家のナショナルアカデミーでは、①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性、という5要件が確保されている。日本学術会議が役割を発揮するためには、5要件の制度的保障が不可欠である。

この5要件には、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動が、学術の豊かな成果を広く国際・国内の社会に還元する役割を通じて公共の福祉を保障すると世界共通の信念が託されて」いる。

日本学術会議は、より良い役割発揮につながる改革であれば積極的に支持するという方針のもと、有識者懇談会、並びに2つのWGの議論に積極的に参画し、注意深くその議論に耳を傾けてきた。しかし議論の前提とされている「日本学術会議の法人化に向けて」については、引き続き懸念を持っている。また、5要件の意義について、関係者の共通認識が形成されるに至っていないことを痛感した。

そこで、改めて、日本学術会議が「国の特別の機関」とされている趣旨を確認するとともに、上記5要件に沿って、どのような組織形態をとるにせよ確保されるべき基本的視点及び具体的な条件について、その全体像を明確にする。

2 現行制度の考え方

強い独立性を保障された国の特別の機関という、日本のナショナルアカデミー特有の位置付けは、2つの考慮から基礎付けられている。1つは学術という営みの政治・行政からの独立性の堅持、もう1つは、学術的な研究の成果や学術の発展のために必要とされる視点を、学術をめぐる政策や行政に反映させ、ひいては社会に対する科学者としての責務を果たすことである。

ナショナルアカデミーのモデルとされる主要国とは異なり、日本では、政府から独立した組織の活動を支える社会的文化的な基盤が十分ではない。日本学術会議が、活動の独立性を保障された政府の「特別の機関」として位置付けられてきたことには相応の理由がある。日本学術会議は、国の機関ではあるが、科学者コミュニティの代表機関であることに配慮し、その組織・運営の自律性が確保されるよう、法が「日本学術会議の運営に関する事項」に関しては広く日本学術会議自身が定める規則に委ねていることも、独立性を担保する上で必要不可欠の要素である。

政府の特別な機関（公的機関）としての位置付けは、科学者コミュニティの代表機関の見解が、政府や社会から重みを持って受け止められるためにも、重要な意味を持つものである。同時に、国会や内閣のような民主的基盤を持たない科学者コミュニティの代表機関が、政策形成等に科学の視点を「反映」させる上で、日本学術会議は、もっぱら審議機関と位置付けられている。

これらの点は、「日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と良識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する」と定める日本学術会議憲章（第3項）にも示されているところである。「行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させる」とは、このような意味において理解されるべきものである。

「特別の機関」の経費が、国庫負担とされていることの意味についても、十分に考慮する必要がある。日本学術会議は、事業を実施する行政機関や法人組織などと根本的に性質を異にする。加えて、大学や研究機関とも異なり、研究・教育等は行わず、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」ことを任務としており、その活動そのものが公共性を担うものであることから、その経費は基本的に国庫の負担とすることが望ましいとの考え方に基づく。

もっぱら科学的な見地から行われるべき助言が、特定の政策的観点から歪みをもたらされることがないようにする必要があるのと同様に、特定の私的利害が科学的助言の形成に影響しないよう、基盤的経費を外部的資金に頼ることも慎重であるべきである。このような観点からも、国庫負担を通じ、安定した財政基盤が確保されることには十分な理由がある。

以上のように、現在の制度は、日本の社会・文化に適した形で5要件を充たす組織として設計されたものである。かつて、政府に設置された「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」の報告書（2015年3月20日）も、「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」と述べている。この指摘は、設立以来維持されてきた日本学術会議の組織の本質をふまえたものであり、組織改革をめぐる現在の議論においても、法人化が自己目的化することのないよう、現行制度の趣旨をあらためて想起し、独立性・自律性が現在以上に確保され、5要件の制度的保障が実質的に強化される改革であるかどうかという観点から、検討がなされるべきである。

3 5 要件の制度的保障とは何か

3-1 要件 1 学術的に国を代表する機関としての地位

- ① 内外に対する代表機関であることの明記 日本の科学者の内外に対する代表機関であることを、引き続き法律に規定すべきである。
- ② 国際学術団体への加入 国を代表する機関として国際学術団体に加入する権限について、法律に規定すべきである。

3-2 要件 2 そのための公的資格の付与

政府からの諮問、**政府に対する勧告**、政府に対し資料の提出、意見の開陳、説明等を求める公的な権限を、引き続き法律に規定すべきである。また、社会のための科学を促進するため、国会への知見の提供等についても検討がなされるべきである。

3-3 要件 3 国家財政支出による安定した財政基盤

日本学術会議の活動は公共性を担うものであり、科学的助言は特定の利害からの中立性を確保する必要があるため、日本学術会議の経費については、どのような組織形態をとる場合であっても、法第1条第3項に掲げるような「**国庫負担の原則**」が維持されるべきである。

しかし、現状においては、国庫負担の原則が定められているにもかかわらず、日本学術会議のすべての活動経費を賄うに十分とは言えなくなっている。固定費（事務局経費及び国際学術団体等分担金）を除く実質的な活動経費がこの **20 年間で約 6 割減**となっている状況では、会員の自主的かつ精力的な活動があるとは言え、より良い役割発揮の推進にも限界がある。財源の多様化を模索することはそれ自体必要なことではあるが、その前に、まずは国自身がその本来の責務を果たすべきである。

また、財源の多様化の一環として、外部資金の獲得が法人化のメリットとして強調されることがあるが、公的機関以外の産業界等から対価を徴収して審議依頼に応じることについては、**特定の利害からの中立性の確保の観点から、慎重な制度設計を行う**必要がある。その際、主要国のナショナルアカデミーにおいても、禁止又は厳格な要件が設けられていること、日本学術会議は研究開発機能を有しない審議機関であることから、国立研究開発法人や国立大学人と同様の産学共同研究を想定することは困難であること等に留意する必要がある。

見返りを求めない寄付金の受領はあり得るが、寄付金文化が十分根付いていない日本社会の現状を見る限り、安定した財政基盤となる収入としては期待できず、補助的・附随的なものにとどまることを前提とした制度設計が必要である。

3-4 要件 4 活動面での政府からの独立

①【職務遂行に当たっての独立】科学的助言の中立性を確保するため、「独立して職務を行う」ことについて、引き続き法律に規定すべきであり、国はこの点を尊重する責務を負う。

②【内部管理の独立】現在、日本学術会議は、内閣総理大臣所轄の特別の機関として、行政機関でありながらも、内部管理について高い独立性を有している。主要先進国のナショナルアカデミーにおいても、会計監査以外に政府の関与はない。また、現在、日本学術会議は、有識者による外部評価を実施することにより、自主的に運営の改善を促進するための仕組みを導入している。これは、審議会等、他の審議機関には通常見られない特徴的な仕組みである。さらに、国民への説明責任を果たすため、各種委員会を原則公開とし、積極的な情報の公表に努めるなど、情報公開の推進にも、継続的に取り組んできている。以上のように、現在の仕組みは、高い透明性を維持しつつ独立性を確保するものとして有効に機能しており、内部管理については、引き続きこのような仕組みを基本とすべきである。

これに対し、内閣府方針には、組織運営に関し、中期計画の作成を義務付け、運営助言委員会、監事及び日本学術会議評価委員会（仮称）を新設することが盛り込まれており、会計検査院を含め、4つの機関によるチェックを想定している。このうち、監事と評価委員会委員を主務大臣任命とすること、監事が幹事会構成員の業務執行等も含めた監査を行うこと等は、**有識者懇談会の中間報告にも明記されていなかった**事項である。このような仕組みは、主として国の業務の執行の最大効率化等を重視する独立行政法人等には適しているかもしれないが、国からの独立性を制度的に保障することにより、その機能を有効に発揮することが可能となるナショナルアカデミーには不適である。科学的助言をはじめとする日本学術会議の活動は、あくまで、科学に基礎付けられたものである。そのため諸外国においても、その活動の評価は基本的に科学者によってなされている（ピア・レビュー）。

内部管理の仕組みを考えるに当たっては、学術の性質を踏まえ、迅速で柔軟な活動を確保するために、日本学術会議の目的、機能、規模等に見合った、過重でない仕組みにするという観点も重要である。

上記を踏まえると、会計検査院に加え、現在の運用と同様に日本学術会議に評価委員会を置くことには合理性があるが、**運営助言委員会の設置には強い疑念があり、評価委員を大臣任命とすることは合理性・正当性に欠ける**。仮に法人化する場合には、監事を置くことが考えられるが、評価委員と同様に、

その選任・任命は日本学術会議が行うべきである。また、主要先進国のナショナルアカデミーに、**評価と連動するような中期計画を立てるところはない。**

③【内部規則制定権】活動面での政府からの独立を担保するため、内部規則制定権について、引き続き法律に規定する必要がある。また、これまでと同様に、法定事項・政令事項は必要最低限にとどめ、内部規則に委ねるべきである。この観点から内閣府方針を見ると、評価委員会等、現在、内部規則で定めている事項についても法定を予定しているのではないかと推測されるが、今よりも法定事項を拡大する場合には、独立性の徹底という改革趣旨に照らし、それぞれについて理由を示した上で、検討がなされるべきである。

3-5 要件 5 会員選考における自主性・独立性

①【会員の選考に当たっての自主性・独立性】海外のナショナルアカデミーにおいても、会員選考に当たっては優れた科学的業績を有することが中軸的な要件とされており、この点は厳格に維持されなければならない。現会員による会員の選出（コ・オプテーション）は海外の多くのアカデミーで採用されている標準的な会員選考方式である。これは、「アカデミー会員は学術上高い評価を得た者で構成されているべきであり、会員選出の判断はアカデミー会員のみによって可能であるという考え方に基づく」いている。次回及びそれ以降の会員選考も、日本学術会議が自律的・独立的に行い、その方法も、日本学術会議が決定すべきである。

②【会長の選出に当たっての自主性・独立性】会長選出に当たっても、現行と同じく会員の互選による自律的で独立した選考手続を維持することが必要である。

4 5 要件の観点から内閣府方針の内容について再検討を

以上、日本学術会議の制度設計については、ナショナルアカデミーとしての存立条件である 5 要件に鑑みて、他の行政組織・法人とは全く異なる原理や考え方を基礎とする必要がある。政府は唯一無二の法人を創設すると述べているが、現在の内閣府方針は、他の行政組織の構造や、下位の行政組織等に対する指揮監督のあり方に関する従来の発想にとらわれたものであり、5 要件にも適合しない内容が含まれる。少なくとも、上記で指摘した問題点を再検討する必要がある。このような観点から、日本学術会議は、社会から求められる役割を十分に発揮できるような制度が保障されるよう、主体的に社会との対話を進めつつ、引き続き政府との建設的な協議を求める所存である。

資料 7 「光石会長 法人化へ強い懸念を表明」【ニュースレター90号 24.8.17 小寺隆幸】

6月7日の第11回有識者懇談会で、学術会議は「より良い役割発揮のための制度的条件」を提起し、光石会長も、検討されている内閣府案では「独立性・自律性も全く尊重されていない」と指摘したにもかかわらず、岸座長は「学術会議側には若干異論があると理解しました」としか言及しなかった。そしてその後開催された二つのワーキング・グループ（以下WG）でも、その問題が真摯に取り上げられずに7月29日に第12回懇談会が開催された。

もしも内閣府が秋の臨時国会で法制化を行おうとするのであれば、この懇談会でその原案が決まる可能性もあった。そこで学術会議はかなり強い懸念を表明した文書を作成し、光石会長自ら懇談会で読み上げた。その全文を次に記す。これは第12回有識者懇談会資料として公表されており、下記から資料と議事要旨をダウンロードできる。<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai.html>

「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」日本学術会議会長 光石 衛
日本学術会議幹事会は、6月7日に開催された第11回有識者懇談会に「より良い役割発揮のための制度的条件」と題する文書を提出し、法人化をめぐる論点について懸念する点を表明した。

しかし、その後、第5、6、7回組織制度WG、第4、5回会員選考等WGが開催されたものの、ここでの議論においては幹事会が指摘した懸念は、依然として払拭されていない。とりわけ、次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること（独立行政法人のようなものは認めがたい）
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オプテーションの考え方の逸脱になる）
5. 選考助言委員会の設置を法定すること（すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているため不要）

「より良い役割発揮のための制度的条件」において指摘した懸念が払拭されるよう、以上の5項目を

満たす案も俎上にのせたうえで、さらに議論を深めることを強く求める。なお、第 12 回有識者懇談会において、もしも上記の点に関しての懸念が十分に払拭されない方向で取りまとめが行われる場合には、**日本学術会議として重大な決意をせざるを得ない**。以上」

内閣府主導で作られた中間報告を振り返るところか、学術会議を威圧それに対し、永田委員（筑波大学学長）は光石会長が会議でこの文書を提起する前に、討論の冒頭でこう発言した。

「僕が気に入らないのは、光石さんの懸念の文章です。5つがどうしても到底受け入れられない内容なのが僕には分からない。当然のことだと思し、何の問題もなくて、到底受け入れられないというのはどうしてか、全く僕には理解できません。結びに『重大な決意をせざるを得ない』と、こんな文章を書かれて有識者会議をやるということ自体に、学術会議は何を考えているのかと僕は思います。話合いの場を持って話している最中に、これが取りまとめられないのだったら重大な決意をするのだと。おかしいでしょう。それだったら**初めからこの会に出てきてはいけない**。僕はこれをもらった瞬間に態度が硬くなりました。そういう立場で議論をするというのは心外です。」（議事要旨 p.12）

相手の説明を聞く前から、先制的に威圧する発言である。そもそも5点の問題は有識者懇談会が中間報告を出した12月の時点で学術会議が問うている。その中には有識者懇談会で議論さえされなかったことも含まれている。例えば項目4の新学術会議会員選考のことは第9回有識者懇談会で初めて内閣府が報告案に忍び込ませ、そのことを指摘されても全く議論もなされないまま次の10回会議で中間報告に組み込まれた。

そのことについて、筆者は本ニューズレター84号 p.6 にこう記した。「設置形態が変わるとしても科学者の代表は科学者自身が主体的に選ぶものであり、政府や産業界が口を出すものではない。しかし内閣府は、学術会議の『偏り』を一掃するために、任命権者もメンバー構成も定かではない特別の選考委員会を設けることを最後の段階でこっそり書き加えた。「中間報告」採択にあたり大栗委員は「最初の会員の初期条件をどう設定すべきかこの懇談会では十分に議論をする時間がなかったので、別な委員会をつくって検討されるのがよい」と述べているが、議論してもいないことを内閣府が書き込んだことに抗議せずそのまま認め、内閣府方針に白紙委任を与えた懇談会の責任は重大である。」

それだけではない。項目の1、2の「大臣任命」についても有識者懇談会で議論し合意されたものではない。監事について中間報告では「第三者の目によって活動・運営の適切性を確認し活動・運営の質の向上につなげていくべきことは当然であり、運営や財産の状況等を監査する監事を置くことは必須である」と書かれているだけである。しかし翌日の大臣決定では「監事を置く。監事は主務大臣が任命し、業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する。」とされ、大臣任命が書き込まれた。

また評価委員会についても、中間報告では「あらかじめ定めた基準に基づき、第三者が評価・検証することは、活動・運営の透明性の向上とクオリティの確保、国民の理解と信頼などの観点から不可欠である」とされているだけだが、大臣決定では「主務大臣が任命する外部の有識者で構成される日本学術会議評価委員会（仮称）」とされている。

なぜこのことを有識者懇談会は抗議しなかったのか。監査は必要であるが、第三者＝大臣ではない。政府からも学術会議からも独立した第三者を選ぶべきであろう。

7月29日の懇談会で笹川室長はこう語った。「学術会議は法律に基づいて代表する地位とか特権を負託されていて、その経費は全面的に国費で賄われています。ミッションに沿って業務が行われているか、国民との約束が果たされているかは、ミッションを負託してお金を出した国民として把握する必要があって、制度上、**国民一人一人に代わってその役割を果たすのが国民を代表する立場で、政府が任命する監事とか評価委員である**。したがって、特別の法律で設立して代表権、勧告権などを認められているという組織形態とか、国から必要な財政支援が行われることを前提とすれば、監事、評価委員は国が任命する。」（議事要旨 p.17）

政府が国民を代表するというまやかしを堂々と述べている。そして有識者懇談会のメンバーはそのことに疑問さえ持たないのだろうか。しかも12月以来、学術会議は5点について繰り返し問うてきたが、永田委員は12月の懇談会で「どうでもいいとは言いませんが、今後話せばいいことです。国存置と法人化で本当に言いたいことが言えるのはどちらかという議論が一番重要なわけで、誰が見ても制限のないほうがいいと思うのです」と言い放った。そして中間報告後、有識者懇談会は学術会議の質問に答える責任を放棄し、半年間開催されなかった。しかも4月に発足した二つのWGでは、中間報告を前提にした議論が進んできた。6月に半年ぶりに開かれた有識者懇談会の場で、ようやく学術会議の意見を伝えることができたが、まともに議論もせず聞き流された。光石会長が「重大な決意」と語ったのは、このような状況があったからである。

永田委員はじめ各委員は、この間の有識者懇談会の議論が、例えば大臣が監事を任命することは学術

会議の独立性を犯すものではないのか、などの本質的な問題点をスルーした皮相な議論だったことを反省すべきである。そして、戦後憲法 23 条の学問の自由を担保するものとして設立された日本学術会議を今、自分たちがこのような雑な議論で解体してしまうことへのためらいと怖れを感じ、議論の蒸し返しと非難するのではなく、議論しなかったことを謙虚に反省し、改めて一から議論すべきである。

学術の独立と自律を守るとは

懇談会の後半で、冒頭の文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」を光石会長が読み上げた、それをめぐる議論が若干なされた。会長はこう語った。

「わがままを言っているのではなくて、ナショナル・アカデミーとしての体をなすために必須であるということです。日本学術会議は政府の諮問委員会や独法ではありません。官の業務をやっているわけではない。負託しているのは国民であって政府ではない。政府が任命する監事であれば、当然ながら政府の言うことを聞くことになるかと思えます。大臣任命の監事あるいは評価委員会は受け入れられない」と発言している。(議事要旨 p.24)

この見解をめぐる議論の中で瀧澤委員(科学ジャーナリスト)はこう発言した。「海外のアカデミーは国における特別な地位が法律上決められていない代わりに独立の運営がされている。日本の場合には、代表権とか勸告権を与える代わりに必要最低限の範囲で国からの目が入る。これが日本の法制度上、整合性がある。それがどうしても受け入れられないのであれば、いっそのこと、海外アカデミーと同じ大人の組織に一気になられるというのも一案。日本国内にも学術会議以外に活動しているアカデミーがあり、そこと法律上の差異がない扱いの中で、自力で頑張って資金を獲得し、国民からも認められることで活動を維持していただく。」

瀧澤委員は昨年 8 月の第一回会合で「会員の任命問題が避けて通れない出来事だったのではないか。双方の主張がかなり食い違っており、客観的に見て、この状況のまま、双方の不信感を抱えたまま表面上の議論を重ねても、うまくいかないのではないかと危惧している」と率直に語った方である。だが笹川室長は「任命問題は所管外」の一言で議論を封じた。瀧澤委員がジャーナリストとして任命拒否問題を考えていけば、「必要最低限の範囲で国からの目が入る」ことを今の政府に許せば何が起こりうるのか想像しうるのではないか。そしてなぜ戦後憲法制定とともに、独立した機関として、国費で運営される学術会議が政府内に設置されたのか、その意味を改めて問い、今、日本を軍事化しようとする政府が学術会議を改組することの危うさをジャーナリストとして考えてほしいと思う。

最後に岸座長が次のように締めくくった。「この会を始めるにあたり、私自身、4 項目の問題点がありそれらを解決すればよいと考えておりました。本日、光石会長提案の 5 項目のうちの 3 番目を除くと、内容が名目上一致しており、同じ問題点を認識していると理解しました。それ故、今後、議論すべきところをもう少し絞って進み得ると期待しています。監事については財政を中心にやってもらえば良いということで折り合いがつかないでしょうか。大臣任命の評価委員会ですが、レビュー委員会に名前を変えて、学術会議の応援団が増えるほうに持っていくということで、柔軟に対応していただければというのが私の感想です。

海外調査の結果見えてきたのは、政府と学術会議がお互いを信用し、任せておく部分が必要だという実感でした。中国とロシアのアカデミーを訪問した私から見ると、彼らが一番大事にしているのは、政府からの独立の主張でした。特に会員を選ぶところには政府の手が入っていないと言う主張でした。ただし、政府と密着した意見交換の重要性は述べていました。コ・オプレーションにも議論がありますが、諸外国のアカデミーのように、任期をつけるのをやめるというやり方も一度議論に乗せるべきだと考えます。選考助言委員会は広く外部の意見を導入するために必要です。ただし学術会議側が事情に照らして設置すればよいともいえます。今後の議論を集約するための感想だと考えていただきたい。」

岸座長は学術会議元副会長である。学術会議と問題意識を共有し、独立こそ重要と考えるのであれば、それを損なう様々な制約について、もっと明確に意見表明すべきではないか。この間の議論が経団連の委員や内閣府笹川室長に仕切られてきた中で、座長としての決意が問われている。

次の政権がどうなるうとも、学問の自由と独立を侵すことは許さないという声を広げていくことこそが今求められている。(文責 小寺隆幸)

資料 8 小寺隆幸「学術会議「法人化」の畏～教育者は無関心でよいのか」『教育』2024 年

「法人化」攻撃の現段階

昨年12月、内閣府の下の有識者懇談会の中間報告決定の翌日、学会会議を法人化するという内閣府特命大臣決定が出された。その具体化のため今年4月、内閣府は有識者懇の下に「組織・制度」「会員選考等」の2つのワーキンググループ(WG)を設置した。それに対し4月の学会会議総会は、現状変更の必要はないが、法人化する場合も①勸告機能確保、国家財政支出を中核とした安定した財政基盤の保証②政府からの自律性・独立性を担保した制度③会員選考は学会会議が自律的・独立的に行うことは必須と決議した。

だが学会会議執行部がWGに参加し理を尽くして3項目を提起しても、「新しく生まれ変わるときに、これではできないというべきではない。産業界を巻き込み一緒に考えればいい。」(経団連元役員水里委員)「時計の針を戻す発

学会「法人化」の罨 —— 教育者は無関心で よいのか

教育情報
No.1180

小寺隆幸

こでら・たかゆき
1951年生。元公立中学校教員(数学)、明治学院大学
国際平和研究所研究員、軍学共同反対連絡会事務局長

言はしていただきたくない。」(物質・材料研究機構理事長宝野委員)(ともに5月27日組織・制度WGでの発言)と一蹴されてきた。そこで半年ぶりに開催された6月7日の第11回有識者懇談会で光石会長自ら、内閣府案は「独立性・自律性が全く尊重されていない」と抗議したが、岸座長は「若干の異論が出された」としか受け止めなかった。

内閣府が秋の国会での法成立を狙うとすれば7月29日の第12回懇談会でまとめられる可能性があった。学会議幹事会は「①大臣任命の監事の設置②大臣任命の評価委員会の設置③「中期目標・中期計画」の法定化④次期会員選考での特別な方法の導入⑤選考助言委員会の設置、この5点は独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動を阻害するもので到底受け入れられない。懸念が払拭されなければ学会議として重大な決意をする。」という文書を作成し、当日光石会長が提

起した。学術会議の毅然とした対応の結果、岸座長はさらに議論を尽くすと述べ、秋の法制化の可能性は消えた。

その後8月に岸田首相が退陣を表明し、学術会議問題は新政権に持ち越された。昨年の大臣決定は次期政権を拘束しない。しかし22年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」で、「研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のため」に「アカデミアを含む最先端の研究者の参画促進」と明記されており、誰が首相になるにせよ学術会議再編を自民党は進めるだろう。多くの教員・市民が問題の本質を理解し声をあげていただくことを願う。

日本の学術の終わりの始まり

学術会議梶田前会長は「理念なき法人化は『日本の学術の終わりの始まり』と深刻にとらえている。（梶田隆章「日本学術会議の現在」「地平」24年10月号）その危機感を私たちは共有

しているか。「独立性を担保するための法人化」という言葉に惑わされていないか。そこに潜む罠を見抜きたい。

独立性の前提は科学者による自律的な会員選考である。任命拒否はその侵害にほかならないが、それ自体を正当化しつつ、法人化すれば任命行為自体がなくなるので独立性はより担保できるとぬけぬけと内閣府は言う。だがその実、選考過程で介入できるように「外部有識者による選考助言委員会」設置を義務づける。さらに新たな学術会議の最初の会員は、現会員が選ぶのではなく特別の選考委員会を選ぶ。出発点で政府の意に沿う人や企業の研究者を大量に送り込み、政府や産業界と協調する学術会議へと一気に変えることを狙っている。これが第一の罠である。さらに大臣決定は、外部委員が過半数を占める運営助言委員会の設置、大臣任命の監事による監査、大臣任命の有識者による評価委員会が中期計画策

定と評価に関わることなどを義務づける。これが第二の罠である。これは国立大学法人に対する政府の規制や介入の仕組みと酷似している。国立大は6年ごとに中期目標・計画を策定し文科省の認可を得なければならぬ。その達成状況評価が資金配分に影響するため、文科省の意向を受け入れ目先の研究にシフトし、その結果近年の基礎研究力低下もたらされた。大学に対するこの制度自体見直されるべきだが、政府から独立し政府に対する勧告権も有する学術会議に政府が介入しうる余地は絶対に作ってはならない。評価・監査などに市民社会や第三者の目が入ることは重要であり今も行っている。内閣府は税金を使う以上国民の代表である政府がチェックすると言うが、「国民の代表＝政府」ではなく、国会が独立した第三者を選ぶべきである。

第三の罠は財政面からのコントロールである。現在、学術会議の予算は年

10億円弱で、大半が事務局職員人件費にあてられ、会員の旅費さえ十分まかなえない。欧米の政府支出に比べても格段に少なく、例えば英国王立協会の国からの公的資金は170億円である。

法人化した場合は「財政基盤の多様化に努め、その上で政府は必要な財政的支援を行う」とし、現在の10億円さえ維持するとは言わない。多様化の柱は政府や産業界から審議の対価を受け取ることである。だが学術は特定の政策や企業活動に資するものではなく、すべての人々のためのものである。最も公共性が高いからこそ、政権の思惑に左右されないように国費で賄うことを、現行法同様明記すべきである。

学術会議をシンクタンク化し稼がせるという考えは20年12月の自民党プロジェクトチームの提言で表明された。有識者懇中間報告も大臣決定も自民党提言をベースとしている。（『教育』2021年4月号「教育情報」拙稿参照）

光石会長が撤回を求めたことに対して筑波大学長永田委員は「これが取りまとめられないのなら重大な決意をするとはおかしい。それだったら初めからこの会に出てきてはいけない」という許し難い威圧的な発言を行った。だがそもそも新学術会議会員選考の問題は昨年12月、中間報告直前の懇談会で唐突に内閣府が示し、議論することなく中間報告に組み込まれた。監事と評価委員会については、中間報告は「第三者」としていたものが、翌日の大臣決定では「主務大臣任命」に変えられた。中間報告と本質的に異なるにもかかわらず懇談会は抗議さえせず、その後大臣決定を前提に議論が進んでいる。懇談会は内閣府の隠れ蓑となっていることを恥じ、改めて学術の独立と自律について真摯に考えるべきである。

独立した科学者コミュニティ（その意義については2021年の拙稿参照）が今危機に瀕している。梶田氏は前掲論文の最後に次のように記している。「このまま進むと、日本は時々の政権や政治的社会的諸勢力からの独立性を保ちながら、科学にもとづいて問題を発見し解決法を提示する、社会の未来像を提言する、国際的な科学の推進に日本を代表して参加する、国際的な連携活動を通じて科学の共通認識を形成するなどの機能を持ったナショナルアカデミーが存在しない国となってしまうのではないかと危惧します。」

《学術が軽視される社会》

梶田氏の危惧の一端を私たち教育関係者は直接感じてきた。22年4月、「従軍慰安婦」「強制連行」は不適切で「慰安婦」「徴用」とすると閣議決定し、教科書を書き直させるという政治による露骨な介入が起こった。さらに徴用工問題を科研費で研究することがネット上で集中攻撃された。研究費を断つことで歴史研究自体を封じる動きである。

教育内容への統制が「学問の自由」への攻撃と一体となって進んでいる。

「教育の自由」が全的に保障されるべき大学で、教職課程の再課程認定により学習指導要領を教えることが義務付けられた。小中学校など発達段階により「教育の自由」が制限されるとしても、学術的知見も無視し一政権の考えを教え込むことは、「教育に対する国家的介入はできるだけ抑制的である」（旭川学テ最高裁判決）ことに逸脱している。「学問と政治の世界において議論があることは、授業においても議論があることとして扱わなければならない」（ドイツの教育におけるボイストルパツハ・コンセンサス）という原則が日本でも確立されねばならない。

これに限らず学問を軽視する傾向が近年著しい。多くの学術的証拠があるのに「政府内に関東大震災における朝鮮人虐殺の記録は見当たらない」と官房長官がうそぶき、それがまかり通る

社会。真実を隠蔽し、政府が教育に土足で介入する先に何が来るのか、私たちは知っているはずである。

179か国の「学問の自由」の自由度指数で日本は0・58、下から3分の1のレベルであるという（隠岐さや香「学問の自由を守る喧噪」「科学」23年11月号）。日本は民主主義なのか。

学術への介入は市民社会が直面する問題に政府の考えを押し付けるためでもある。懇談会で内閣府室長は「福島処理水について国際機関も安全と云うのになぜ学術会議は発信しないのか。学術会議は国民や社会が直面する課題に対応していない」と批判した。IAEAが「科学的」に認めた以上学術会議も認めよという論理だが、その見解が本当に「科学的」かも含め、独立の立場で批判的・学術的に検討する学術会議への不当な介入に他ならない。

また高レベル放射性廃棄物問題につ

いて、学術会議は2012年に地上で長期保管しつつ合意形成を図る考え方を提起したが政府は無視し、過疎地に押し付ける政策を進めている。

今、私たちは、ゲノム編集、AI利用など最先端の科学・技術をどう受容するかという課題に直面している。政府・財界は新たな産業を興しイノベーションにつながる視点で考える。しかし市民社会にとっては、有用性と危険性を直視し、それが人間と社会のあり方をどう変えるかを人文・社会科学の視点も交え批判的に考察し、その議論の過程を社会に開き市民的合意を一步作り出すことこそが必要である。それを担えるのは、政府・財界から独立した学術会議を措いてほかにない。

学術が戦争に動員された反省から、憲法23条「学問の自由」を担保する国の機関として設置された学術会議を守り、発展させることは、市民社会にとっても切実な課題なのである。

2 防衛費による安全保障技術研究推進制度と橋渡し研究

(1) 今年度の安全保障技術研究推進制度採択結果について

① **大学の応募状況** 44 件。一昨年 11 件、昨年 23 件、今年はさらに倍増。

大規模研究 S (総額 20 億円以内) への大学の応募は 11 件、採択は下記 4 件

九州工大 (分担: 不明大学, 公的研究機関, 企業 3) 海中ロボットの協調行動のための海中電波通信の研究

筑波大 (+企業): 海域でのロボット遠隔操縦のための超音波測位システム開発、

兵庫県立大 (+公的研究機関、企業): 3D プリンタで用いる合金の研究、

北大 (+企業): 高周波・高出力ダイヤモンド半導体デバイスの研究。

大規模への応募は全部で 58 件中採択は 9 件。大学の採択率は非常に高いです。

小規模タイプ A (総額 3700 万円以内) への大学の応募は 16 件、採択 4 件

熊本大: 有機ガスセンサの開発、

玉川大 (+企業): 摂食時の大脳信号をもとに神経情報処理を理解する

東海大 (+大学不明の分担大学): 爆風による脳損傷を調べ、衝撃波に優れた防護具の開発

北大 (+企業): 軌道変換用ロケットの開発

A タイプ応募は全体で 93 件、採択は 10 件 ここでも大学の割合は高いです

なお採択されたアーカイラス (株) に分担研究として不明の大学が 2 つ入っています: ナノタグによる高セキュリティ認証の研究

C タイプ大学の応募 17 件、採択 0 件 全体では 52 件の応募で採択 6 件

まとめると**大学は採択 8 件+分担研究としての採択 4 件** (大学名不明) です。

② 採択課題の特徴

資料 9 池内了「軍事研究への応募が急増 2024 年度「安全保障技術研究推進制度」の応募・採択結果」 (軍学共同反対連絡会ニュースレター92号 24.9.5 より一部引用)

九州工大「水中ロボットの協調行動を実現する広域海中電波通信の研究」、筑波大学「浅海域でのロボット遠隔操縦に向けた超音速測位システムの開発」いずれも**海中ロボットの遠隔操縦**のための水中通信技術の開発。空中ドローンは本格的開発に移り、次は水中ドローン (ロボット) に力を入れていると推測される。実際、2022 年に (タイプ S) 「水中自立移動体の位置推定」 (ベンチャー・いであ社) や (タイプ C) 「魚型ロボットの開発」 (ベンチャー・テムザック社)、2023 年には (タイプ C) 「水中音響通信の研究」 (北見工大) を採択しており、海洋での装備品開発に力を入れているからだ。海洋状況把握 (MDA) は宇宙状況把握 (SSA) と並んで、米日軍事共同体制における重要な安全保障ターゲットなのである。

続いて気になったのは、**医学 (人体や脳反応)** に関連したテーマがいくつも採択されていることだ。それらは、(タイプ S) 「病原体の高感度検出法の迅速開発」 (ベンチャー・ダナフォーム社) と「アナログ型脳の動作原理模倣回路の研究」 (東芝)、(タイプ A) 「皮質脳波と神経活動の 3 次元計測による神経情報処理の理解」 (玉川大) と「爆風による外傷性脳損傷の解析」 (東海大)、(タイプ C) 「人体運動による微弱・微小変位を検出する素材の開発」 (物材機構) と「人間の五感の嗜好を模倣するデジタルツインの作成」 (ベンチャー・アラヤ社) と多彩である。いずれも非常に微妙な人体や脳の反応の検出を目的とするもので、直接的には微弱信号を補足するデジタル装置の開発という工学的な研究だが、対象が人間であることが売り筋である。戦争は何万という兵士を動員するもので、兵士の体や脳に生ずる損傷を検出するのに役立てようというわけだ。

初めて目にするのが (タイプ A) 「量子通信に必要な量子もつれの評価に不可欠な量子相関の取得」と題するもので、これまで「量子もつれ」は理論的研究が先行していたのだが、いよいよ**長距離通信に応用**しようという研究である。むろん、戦場では傍受されない秘密通信を必須としており、それに最適な量子もつれ現象に目を付けたのだろう。

上に挙げなかった大学の採択課題は、(タイプ S) の「高強度ナノヘテロ合金粉末の開発」 (兵庫県大) と「高周波ダイヤモンド半導体デバイスの基礎研究」 (北海道大学)、(タイプ A) の「揮発性有毒ガスの高感度迅速検知センサの開発」 (熊本大学) である。いずれも新素材やデバイスの開発であり、**日常研究の軍事的応用を目指している**と言うべきだろう。もう一つの (タイプ A) 「ハイブリッドキックモーターによる軌道変換用ロケットの開発」 (北海道大学) は、燃料と酸化剤に液体と固体を組み合わせ、どのような大きさの宇宙機でも同じ加速性能を実現するという売り込みである。本来は JAXA における基礎開発として取りあげるべき課題であろう。ただし、安全・安価・低毒性・推力制御と再点

火可能・長時間の燃焼時間やミッション期間でも高軌道変換能力維持する、といいことづくめで、本当に可能かなと疑問を持ってしまう。

③ 本年度の採択のその他の特徴 (池内論文より)

研究機関(研究開発法人)からの応募が 55 件と過去最高になり、今回は(タイプ A)で産総研が 2 件、物材機構が 2 件、(タイプ C)で情報通信機構が 1 件、物材機構が 3 件、量子科学技術機構 1 件、が採択されている。(タイプ S)と(タイプ A)の大学への割り当てが多かったので割を食った感がある。研究開発法人からの採択はこれまで多くの実績があつて「常習化」しており、少く辛抱させても心配ないと装備庁は判断したのかもしれない。物材機構は、今回の 5 件を含めて、これまでの累計が 29 件となつて完全に「麻薬化」しており、「安保技術推進制度」による軍事研究を行うことから抜けられなくなっていることがわかる。というより、完全にこれを当てにしており、依存症となっていると言ふべきだろう。それこそ防衛省の狙いなのである。さらに産総研が本年を加えて累計で 5 件、量子科学技術機構が 3 件、情報通信機構が 2 件となつており、昨年までの実績で航空宇宙研 11 件、理研 6 件、海上港湾交通 5 件、海洋開発権 4 件であることを考え合わせると、研究開発法人は既に「安保技術推進制度」を重要な資金源としており、積極的応募していることは確かである。「軍事研究請負法人」というわけだ。大学とは違って学生やその保護者の目がなく、研究至上主義となつて「科学技術が進歩するなら軍事研究だつてかまわない」と考えているのではないか。

一方、企業からの応募が 104 件と三桁になつて、これも過去最高なのだが、採択数が大学と同じ 8 件に過ぎないのが目立つ。そして、今年度の採択がベンチャー企業に偏っていることも異例である。何しろ採択 8 件のうち 6 件がベンチャーであるからだ。内訳を見ると、(タイプ S)では 5 件が企業からの採択だが、東芝と電力中研以外の 3 件はダナフォーム、ファインセラミックス(累計で 7 件目)、プリファード・ネットワークスであり、(タイプ A)の 2 件はアーカイラス社と LQUOM 社、(タイプ C)はアラヤ社と、いずれもベンチャー企業で、その多くがデジタル技術の開発を売り物にした初めての採択である。従来は、日本を代表する大企業である日立や富士通やパナソニックや三菱重工などが採択されていたが、今年は東芝(累計で 5 件目)以外、採択に顔を出していない。果たして、膨れ上がる軍拡予算で大企業はそちらに群がっており、「安保技術推進制度」への応募が少なくなったのだろうか?私は、企業は貪欲だからそれは考えにくく、大学や公的研究機関との分担研究が比較的多く、小回りが利くベンチャーからの提案が優遇されたのではないかと思っている。この制度は開発型であり、ベンチャーが得意とする分野でもあるためだろう。

(2) この 2 年間で大規模 2 件、小規模 1 件が採択された北大

北海道大学が 2 件も採択され、通算 4 度採択は全国の大学の中でも飛びぬけている。北大は今後 4、5 年間で 3 つの研究あわせて最大 41.5 億円も防衛費から受け取ることになる。

北大 研究代表 金子純一「高周波・高出力ダイヤモンドデバイスに関する基礎研究」大規模 S

高周波ダイヤモンド半導体デバイスの基礎研究として、表面伝導型ダイヤモンド電界効果トランジスタ^{※9}を構成する、基板、エピタキシャル層^{※10}、不純物ドーピング^{※11}、表面伝導層、絶縁膜、半導体プロセス、高温 RF 特性^{※12}評価等を積み上げ、出力向上を目指す。

※9 ダイヤモンドを材料として使用するトランジスタの一種

※10 エピタキシャル層: 基板の結晶構造に沿って成長させた単結晶層

※11 ドーピング: 半導体に不純物を添加し、電気的特性を制御するプロセス

※12 RF 特性: 高周波(Radio Frequency)領域でのデバイスの動作特性

北大 研究代表 永田 晴紀「過酸化水素水を用いるハイブリッドキックモータ[※]の実用化研究」

※燃料と酸化剤に液体と固体の組合せを用いる軌道変換ロケット

固体燃料(プラスチック類)と液体酸化剤を用い、相乗り打上げ可能なくらい安全、安価、低毒性、推力制御・再点火可能で、長い燃焼時間やミッション期間でも安定して設計通りの高軌道変換能力を維持する、スケーラブル[※]な軌道変換用ロケットを開発する。

※大きさを変更できる、宇宙機がどのような大きさでも同じような加速性能を実現する設計が可能である

(3) 2023 年 10 月の連絡会の質問に対する北大の回答

①北海道大学への質問

【前略】大学は学問研究の場であり、学問研究の目的は人類の平和と幸福の増進に貢献することにあります。戦争は人類の平和と幸福を破壊する最たる行為であり、大学が戦争に協力することがあってはなりません。【中略】今年度、私たちの要請を無視して貴学が同制度に応募し、採択されたことに強く抗議

します。私たちの要請に多くの研究者・市民が賛同してくださったことからわかるように、多くの国民が、大学が同制度へ応募することに危惧を抱いており、それを受けて多くの大学が同制度への応募を自粛しています。

そのなかで、貴学が応募されたのはどのような趣旨・理由からでしょうか。国立大学は国民の税金で運営されていますから国民に対する説明責任を負います。ぜひ私たちの質問に明確にお答えくださいますようお願いいたします。

②北海道大学の回答 10月18日

本学では、令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合は審査を行うこととしております。

本研究課題については、上記学内ルールに沿って研究者から応募前に相談があり、審査を行いました。審査では、「**明白に民生的研究を加速する研究**」であり、かつ「**研究の自由及び研究成果の公開が確保されている**」という観点に合致しているか確認した上で応募を認めております。

さらに、本学は、採択後も継続して研究活動の状況を確認し、上記観点に照らして研究実施の可否を審査する等、研究活動の状況に応じた適切な管理を進めてまいります。

本研究課題の実施により基礎研究が進展し、研究成果が公開され社会の発展に活用されることを期待しています。

北海道大学

② 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い 令和4年9月26日北海道大学役員会

研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していく中で、開放性、透明性を尊重するとともに、社会に対する説明責任に係る対応が求められており、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントが必要となっている。このため、北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針及び「北海道大学における科学者の行動規範」に基づき、標記研究に関して以下の通り取扱うこととする。

本学における科学研究は、**人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行なうものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない**。国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行なう場合は、別に定める委員会において審査を受けなければならない。

審査は、「**明白に民生的研究を加速する研究**」であり、かつ「**研究の自由及び研究成果の公開が確保されている**」等の観点により行なう。

③ 北海道大学への再質問状 2023年12月1日 北海道大学総長 寶金清博様

質問1 貴学が2018年に防衛省装備庁の安全保障技術研究推進制度採択研究を辞退された際、貴学はその理由について「日本学術会議が示した『軍事目的のための科学研究を行わない』とする声明も踏まえて大学の姿勢を検討した結果、軍事研究に関わるべきではないと判断した」と述べておられます。

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/5336.html> 貴学はこの「**軍事研究に関わるべきでない**」という方針をいまも変更されていませんか。変更されたとすれば、なぜ変更されたのですか。質問2 貴学回答にあった「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取り扱い」と題する文書には、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および豊かな未来のために行なうものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない」と書かれています。この文章は、貴学が「軍事利用に限定した研究」でないと判断すれば、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度にも応募することが許されると読み取れます。一方、安全保障技術研究推進制度の公募要領には、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募する」と、軍事転用を明記しています。したがって貴学が「軍事利用に限定した研究」ではないと判断して同制度に応募されようとも、軍事に利用される危険性は避けられません。貴学における科学研究が、「人類社会の平和と安全および豊かな未来のために」行われるのであれば、「軍事利用に限定した研究」を行わないことはもとより、**軍事転用を明記している安全保障技術研究推進制度に応募することも避けるべき**であると考えますが、如何ですか。貴学のお考えをお示しください。

⑤北海道大学の再回答 12月14日

（質問1の回答）日本学術会議の平成29年3月24日付け「**軍事的安全保障研究に関する声明**」を尊重する本学のスタンスは変わっていません。令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における

研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基き、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」としています。

(質問2の回答) ご質問に記載のとおり、令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」としています。一方で、日本学術会議が昨年7月25日に発出した文書に、「従来のようにデュアルユースとそうでないものと単純に二分することはもはや困難で、研究対象となる科学技術とその潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではないと考えます」とあるとおり、**潜在的な転用可能性をもって一律に軍事研究と判断することにより、先端科学技術分野における研究活動が委縮することは避けるべきと考えます。**そのため、このたび国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供(再委託を含む。)を受けて研究を行う場合について、日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明で求められている審査制度を設け、個別に実施の可否を判断していくこととしたところです。また、応募時点だけでなく継続して研究活動の状況を随時確認し、観点に照らして研究実施の可否を審査する等、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントを行っていくこととしたところです。 北海道大学

資料 10 「北海道大学、熊本大学、北見工業大学は、大学は軍事研究を行わないという理念にたちもどって軍事研究と決別し、安保技研制度の応募を取りやめるべきである—2023 年度安全保障技術研究推進制度に採択された 4 大学への軍学共同反対連絡会からの質問に対する回答について—」抄

2024 年 2 月 6 日 軍学共同反対連絡会 幹事会 (ニューズレター85号所収)

(前略) 回答、再回答の内容は、軍事研究をしないという大学の理念に反して軍事研究に踏み出したと言わざるをえないものでした。本連絡会は3大学に強く抗議し、理念に立ち戻り安保技研制度を辞退することを要望するものです。

1. 軍事研究をおこなわないという大学の基本的立場に反し軍事研究に踏み出した北大、熊大、北見工大
日本学術会議は、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」(1950年、以下A)および「軍事目的のための科学研究を行わない声明」(1967年、以下B)、さらにそれらを継承する「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年、以下C)を発し、軍事研究をおこなわないことを繰り返し表明してきました。本連絡会の再質問では、安保技研制度の是非を論ずる前提として軍事研究に対する大学の姿勢を問いました。これに対し日本学術会議の「声明」を尊重する(北大)、「声明は遵守」(熊大)すると回答がありました。

しかし回答には「軍事利用に限定した研究は実施しない。」(北大)、「軍事利用に限定される研究は行わない」(熊大)『攻撃的な目的のためにも使用されうる技術研究』については申請を不可(北見工大)と条件を付加しており、それ以外の軍事研究は容認するものとなっています。

北大は2022年に「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」(資料3)、熊大は2023年に「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い」(資料5)を決定し、大学として軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供を受けた研究を行えるようにしました。熊大はさらに「研究目的に軍事利用が含まれる共同研究等」についても可能としました(資料5)。そしてその決定を根拠に安保技研制度への応募を容認しました。

軍事研究を行わないという理念は、3大学を含めほとんどの大学がこれまで堅持してきました。今回の3大学の回答は、その理念に反して大学による軍事研究への道を開く重大な変質であり見逃すことはできません。

2. 安保技研制度は、研究の内容にかかわらず軍事費を原資とする軍事研究であり、大学は募集に応じるべきではない

本連絡会の再質問では安保技研制度に参加することの是非を問いました。これに対する回答は、軍事費による研究であっても明白な民生的研究であれば軍事利用に限定した研究には当たらず、取り組むことができるというものです。

また安保技研制度の公募要領に「広く民生分野においても活用できる」先進的な基礎研究が対象、「知的財産権は受託した研究機関に帰属」「公表に制限がない」「研究の自律性は保たれる」と記されている

ことを根拠に研究の自由、自律性、公開性が担保されているというものでした。

安保技研制度は、研究が民生的研究であるか否かにかかわらず、また公募要項の記載にかかわらず軍事研究と断定されるものです。なぜならこの制度は1.「防衛分野での将来における研究開発に資する」ことを目的として、2. 防衛費を原資としており、3. 防衛装備庁の職員であるプログラムディレクター、プログラムオフィサーが実質的に研究の進捗管理にかかわる研究だからです。

この点について

- 1) 日本学術会議は「研究資金の出所が軍事関連機関である研究」は「軍事的安全保障研究に含まれる」と指摘しています(2017年報告、以下D)。
 - 2) 日本学術会議は大学等が「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究についてその適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設ける」ことを提起しました。これを受けて北大、熊大は学内の「決定」(資料3. 5)に基づいて審議したと回答しています。審議内容は公表されていませんが、回答からは、申請する研究が民生的研究か否かの審議はされたものの、**安保技研制度が軍事的安全保障研究に該当するかどうかの審議がされた様子は見られません**でした。
 - 3) 軍事・防衛を所管する防衛省からの資金はいうまでもなく軍事・防衛を行うためのものです。防衛省設置法では所掌事務として**第4条14「装備品等の研究開発」15「技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施」と**定めており、防衛省が出資する研究は、**研究内容や公募要項の記載がどうであれ装備品(=武器)の研究開発であり軍事的安全保障に関する研究**となります。もし軍事を目的としない研究に出資すれば国税の目的外使用となるものです。
 - 4) 軍事的安全保障研究が「学問の自由及び学術の健全な発展と**緊張関係にある**」(C)ことを大学・研究者は深く認識する必要があります。政府は、経済安保法においても特定重要技術の研究に罰則付きの守秘義務を課す改訂に着手しました。**安保技研制度においても、軍事利用の可能性が現実化した時点で公募要項にある研究の自律性、公開性が守られる保証はなく、守秘義務やセキュリティ・クリアランス制度の対象となると**予想されます。
 - 5) 安保技研制度は潤沢な研究資金と、大学が参画しやすい公募要項を整えて、大学・研究者を軍事研究に取り込もうとする意図が明白です。そのためほとんどの大学が軍事研究を行わない理念を堅持して同制度への応募をしていません。3大学が、軍事研究参画の道を開く「学内規定」を制定してまで同制度の研究費獲得を推進していることは、**軍事との緊張関係の中で「学問の自由及び学術の健全な発展」を追求している多くの大学・研究者の努力を踏みにじる**ものです。
 - 6) ユネスコの勧告：『軍民両用』研究をやめる権利と責任
科学技術にはデュアルユース性があります。大学・研究者は自らの研究が軍事利用される可能性が常にあることを自覚し、研究を進めながら軍事利用への警戒を怠らないことが必要です。ユネスコは「科学および科学研究者に関する勧告」(2017年)を発し日本政府も受け入れています。そのなかで「科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合又は『軍民両用』に当たる場合」に、科学研究者が「良心に従って当該事業から身を引く権利」、「懸念について自由に意見を表明し、報告する権利及び責任」を有する意義が示されています。デュアルユース研究にかかわる科学者にこれらの権利と責任が実行あるものとして研究者に保障されるよう大学、研究者は常に努力確認することが必要です。
3. 北大、熊大、北工大は、大学の理念にたちもどって軍事研究と決別し、安保技研制度の応募を辞退することを要望する

軍事研究をしないという理念をすべての大学が堅持することを要望します。軍事研究制度である安保技研制度に応募し採用された3大学は、この理念に反して軍事研究に踏み出そうとしていると言わざるをえません。3大学は、軍事研究を容認した悪しき前例となることなく、軍事研究反対の理念に基づき安保技研制度を毅然として辞退することを要望するものです。

資料 11 各大学へ送付した文章「軍学共同をすすめる安全保障技術研究推進制度に大学は応募しないことを強く要請する」2024年4月18日 軍学共同反対連絡会事務局長

防衛装備庁による安全保障技術研究推進制度の公募が2月8日に始まり、5月14日に締め切られます。日本学術会議は、「研究資金の出所が軍事関連機関である研究」は「軍事的安全保障研究」(いわゆる軍事研究)としています。さらにこの安全保障技術研究推進制度は「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘しています。(日本学術会議「軍事的

安全保障研究に関する声明」及び「報告 軍事的安全保障研究について」2017年)

この日本学術会議声明を真摯に受け止め、多くの大学は応募しないことを表明し、2022年度まで大学からの応募は年10件程度でした。しかし昨年度は大学から23件の応募があり、北海道大学(大規模研究)、熊本大学(大規模と小規模2件)、北見工業大学(小規模)、大阪公立大学(小規模)が採択されました。

私たち連絡会は、この4大学に応募理由を問う公開質問状を出しました。それに対し、『『軍事的安全保障研究に関する声明』を尊重する』(北大)、『『軍事目的のための科学研究は行わない』とする声明は遵守すべき』(熊大)、「日本学術会議の1950年及び1967年の『戦争を目的とする科学の研究は行わない』とする趣旨の声明に賛同する』(大阪公立大)と言いつつも、「軍事利用に限定した研究は実施しない』(北大、熊大)『『攻撃的な目的のためにも使用されうる技術研究』については申請を不可』(北見工大)と記すことで応募したことを正当化しています。そして安全保障技術研究推進制度による研究が民生的に意義があれば軍事限定とはならないとして、同制度の利用を認め、また研究成果が軍事利用されることを容認しました。これは日本学術会議声明が「研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」と示していることとは異なるものです。

防衛装備庁は、「防衛技術指針2023」で「安全保障技術研究推進制度」を第一段とし、その上に「先進技術の橋渡し研究」の第二段があり、第三段に「特別研究」、第四段「研究試作」、第五段「開発」、そして最後に「装備化(実用化)」とし、この全体を「ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組」と位置付けています。安全保障技術研究推進制度は装備化に至るまでの重要な最初のステップであり、軍事研究に他なりません。

安保技術研究推進制度は民生的利用ができる研究であっても、防衛費を用い、軍事研究の一端を担うものであり、『『軍事目的のための科学研究は行わない』』ことと矛盾しており、大学を人々を欺くものに変質させるものです。

この間、大学への運営費交付金が減額され科学研究費も据え置かれる中で、研究費が逼迫しています。他方、軍事研究予算は大幅に増えています。研究費不足を梃子に大学や研究者を軍事研究に取り込もうとする政府の意図は明白です。

2022年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」では、「技術力」を総合的防衛力の柱に据え、「成果を安全保障分野において積極的に活用するため、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む」としています。大学の研究者を軍事研究に動員しようと政府は狡猾に狙っているとみることができます。さらに今国会で審議中の「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」が制定されれば、安全保障技術研究推進制度による研究においても、研究者の身元調査(セキュリティ・クリアランス)や、研究交流や研究成果公表など学問の自由の制限がなされないという保証はありません。

私たちは、平和と人類の幸福のために研究し、軍事研究は行わないという大学の理念を堅持し、研究の自律性と公開性を将来にわたって確保し、研究者の人権を守るためにも、大学として応募しないよう強く要請します。

(4) 上記見解を送付したにもかかわらず24年度に応募した北大

*北大は「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重するというが、その声明が継承するとした「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」1950年声明、「軍事目的のための科学研究を行わない1967年声明」を尊重し守ると考えているのか。

*北大が尊重する「軍事的安全保障研究に関する声明」と一体である「報告」は次のように記している。「軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア)軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ)研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ)研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である。範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ)のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる。基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらぬわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる。」

安保技研制度はまずイ)に入るとともに、「ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組」の第一段階であり、軍事目的の研究に他ならない。その研究が民生にも応用できるから「軍事利用に限定した研究」ではないと言いつつも、その時点で軍事利用されることも想定しており、ウ)にも含まれる。したがってこれは軍事的安全保障研究(軍事研究)であることを認めるか。

この制度の下での研究は「軍事研究」だが、民生にも有用な研究なので実施すると言うべきではないか。

研究者や大学の意図がどうであれこの制度の下での研究は軍事研究に他ならず、だからこそ2件あわ

せて最大 21.5 億円もの巨費を防衛費から支出する。

* 研究成果を防衛省が兵器開発に利用し、それが将来人々を殺傷することに対し、どのように責任をとるのか。

(5) 北大が依拠する学術会議 2022 年 7 月 25 日の文書について

学術会議科学者委員会は昨年来「研究インテグリティ」について検討し、その「論点整理」がまとまったので 7 月 22 日に梶田会長がメッセージと共に小林科学技術担当大臣に手渡した。

資料 12 梶田会長メッセージ『「研究インテグリティ」という考え方の重要性について」23 年 7 月 22 日 (要旨)

現在、世界は科学技術の在り方の転換点を迎えている。各国が AI や生命、量子、宇宙、海洋などの新興科学技術に戦略的な研究開発投資を進めている。これらの研究も社会的、経済的な課題の解決に資する。その中で、「研究インテグリティ」の重要性が認識されている。

「研究インテグリティ」は従来「研究公正」と訳され、捏造、改ざん、盗用など研究不正行為を防ぐことと理解されてきたが、その拡張を目指す。その背景には、今日の科学技術、とりわけ先端科学技術、新興科学技術がもつ用途の多様性ないし両義性の問題がある。しかもそれらの分野では通常、基礎研究と応用研究を明確に分かつのは困難であり、仮に基礎研究と認められる場合であっても、研究者の意図しない用途への転用可能性を排除することはできない。

国際学術会議 (ISC) も 2021 年 11 月に『グローバルな公共善としての科学』を発出し、多くの研究に両義性があることに注意を促し、核分裂反応の発見を引き合いに「ほとんどすべての研究には潜在的なリスクと利益があり、考えられるすべての用途が明らかになる前に必ずしも制御できるとは限りません」と述べている。したがって、科学技術そのものを潜在的な転用可能性に応じて事前に評価し、規制することはもはや容易とは言えず、より広範な観点から研究者及び大学等研究機関がそれを適切に管理することが重要という認識が広まっている。そのためにも、新興科学技術の性格についての正確な理解が必要となっている。

とりわけ新興科学技術の性格は機微技術情報になり得るため、各国は「外国の影響」の懸念の下、流出の防止策を講じる動きも生まれている。日本でも経済安全保障推進法が成立し取り組もうとしている。ここで大きな課題は、大学等研究機関の有する「知的卓越性の確保」「社会的課題解決への貢献」「アカデミアとしての自律」「公開の原則と開かれた批判による質保証を伴う学問の自由の擁護」といった理念と国家の安全保障の観点のせめぎ合いである。ISC も、研究成果の公開と徹底した批判的吟味という伝統的な科学の理念に基づく国際的公共財としての科学を担保する仕組みとの相克を指摘する。

「研究インテグリティ」という考え方は、「利益相反」開示の対象を、民間企業のみならず外国や機関との関係に拡張し、新興科学技術の生み出す知識を適切に管理しようというものである。

日本学術会議は「研究インテグリティ」を「研究活動のオープン化、国際化が進展する中で、科学者コミュニティが、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、自主的・自律的に担保すべき健全性と公正性及び、そのための透明性や説明責任に関するマネジメント」と定義している。その上で、科学者コミュニティの視点から、研究インテグリティに取り組むための論点を検討してきた。またこの取り組みにおいては、大学、学協会、日本政府やファンディング・エージェンシーと密接な情報共有を図り、リスク評価の手法を共有することが不可欠だという考えを示している。」

それを受けて小林大臣が示した 2 点の質問

1. AI 技術、量子技術等の先端科学技術に取り組む際に留意すべきこととして何が考えられるか。
2. 先端科学技術が用途の多様性・両義性を有することを前提として、従来いわゆる研究のデュアルユース問題と呼ばれてきたものも含めてそうした先端科学技術・新興技術の研究開発にアカデミアがどのような姿勢で臨む必要があるのか。

資料 13 「先端科学技術と『研究インテグリティ』の関係について (小林大臣への回答)」要旨

国際的な競争的環境に対応すべく、各国が AI や生命科学技術、量子科学技術、宇宙科学技術、海洋科学技術などに戦略的な研究開発投資を進めている。こうした先端科学技術・新興科学技術は、人類社会のウェルビーイングの実現に欠かせないものであるばかりか、一国の研究力や国際競争力を支えるものである。学術研究の多様性を踏まえた研究開発投資のバランスに留意しつつ、先端科学技術・新興科

学技術の研究開発に取り組むことが、研究力や国際競争力の維持・向上のために重要である。一方、今日の科学技術とりわけ先端科学技術、新興科学技術には、用途の多様性ないし両義性の問題が常に内在しており、**従来のようにデュアルユースとそうでないものに単純に二分することはもはや困難**で、研究対象となる科学技術を**その潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではない**。

したがって、先端科学技術・新興科学技術については、より広範な観点から、研究者及び大学等研究機関が、研究の進展に応じて、適切に管理することが重要となる。

その際、科学者コミュニティの**自律的対応を基本に、研究成果の公開性や研究環境の開放性と安全保障上の要請とのバランス等を慎重に考慮し、必要かつ適切な研究環境を確保していくことが重要**。「研究インテグリティ」はこの取組の指針となるべきもの。

日本学術会議は「研究インテグリティ」に関する議論を更に深め、大学等研究機関において、用途の多様性・両義性を有する先端科学技術・新興科学技術に係る研究が円滑に実施される方策について研究現場や行政の担当者等と意見交換を行いながら検討していく。

資料 14 読売新聞 22年7月27日朝刊「学術会議、軍民「両用」技術の研究を容認…「単純に二分するのはもはや困難」の要旨

日本学術会議は、軍事と民生双方で活用できるデュアルユース（両用）の先端科学技術研究について、**軍事に無関係な研究と「単純に二分することはもはや困難」とし、事実上容認する見解をまとめた**。学術会議は軍事目的の研究に一貫して反対する立場だが、安全保障に絡む研究の推進が重要視される中、踏み込んだ考え方を示した形だ。

梶田会長が、小林科学技術相にあてた25日付の書面で見解を示した。見解では、「科学技術を（軍事への）潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではない」と指摘。研究の進展に応じて、研究成果の公開と安全保障面の配慮のバランスを慎重に考慮するなど、研究者や大学などの研究機関が研究の進め方を適切に管理することを求めた。

学術会議はこれまで、科学者が戦争に関与した反省などから、1950年と67年にそれぞれ「軍事目的の科学研究を行わない」などと表明。2017年にも防衛装備庁の研究制度に懸念を示す声明を発表した。ただ、科学技術の急激な進歩により、軍事と民生の区別をつけるのは難しくなっている。…そのため、学術会議の慎重な姿勢が「イノベーション（技術革新）を妨げている」などの指摘もあった。政策研究大学院大の隅蔵康一教授は「多くの可能性につながる研究を規制するのは、科学の発展にプラスにならない。今回の見解は現実的な判断だ」と話す。

資料 15 小寺隆幸「日本学術会議『軍事目的研究についての立場に変更ない』～読売新聞の世論誘導に惑わされず、問題の所在を見るために」【ニュースレター69号22.8.2】

レトリックに満ちた読売新聞報道

7月27日朝、読売新聞は、a 学術会議の小林大臣への書面で、b デュアルユース先端科学技術研究について軍事に無関係な研究と二分することは困難で事実上容認する見解をまとめたと報じ、c 軍事研究に反対する立場だが踏み込んだ考え方を示したとコメントしている。d そして「見解」では、科学技術を（軍事への）潜在的な転用可能性をもって峻別することは現実的ではないとし、研究の公開と安全保障のバランスの考慮を大学などに求めたと紹介している。e これまでの学術会議の姿勢が技術革新を妨げてきた、可能性につながる研究を規制すべきではない、との識者のコメントを付記している。

この記事は全体として、「軍事研究に反対してきた学術会議は、軍民両用技術の研究にも反対し、技術革新を妨げてきたが、今回軍民両用技術研究の容認に転じ、安全保障面の考慮を大学などに求めた」ということを伝えている。そして、文章上は書かれていなくても読み手に「**学術会議は軍事研究容認に転じた**」と印象つけるレトリックに満ちている。

本稿で検討する問題点をまず指摘しておこう。

- 書面が出された経緯や趣旨は記されず、その中の言葉が断片的・恣意的に取り上げられている。
- デュアルユース（両用）の先端科学技術研究と軍民両用技術研究の概念を曖昧なまま混同させ、学術会議はデュアルユース研究を認めてこなかったという虚偽の事実を捏造し、今回の容認が転換であるかのように取り上げる。そして軍事に無関係な研究（この定義も不明）と区別できないということで、軍民両用技術研究容認＝軍事に関係する研究容認＝軍事研究容認と思わせる。

- c.何をもって、どこに向かって踏み込んだか曖昧。軍事研究反対から踏み出したと読者に思わせる。
- d.見解の断片のみ記している。また(軍事への)と読売が挿入することで、軍事容認を印象付けている。
- e.誰の発言か、どういう脈絡の中の発言か隠蔽。

読売報道の波紋と学術会議の反論

27日正午には早くも「軍事研究絶対反対!」の学術会議が“白旗”という記事がネットに掲載され(<https://sakisiru.jp/32822>)、Twitterには学術会議への誹謗が飛び交った。さらに午後の読売テレビニュースは「学術会議はこれまで軍事目的の研究は行わないとの立場でしたが、AIや量子技術など、安全保障分野の研究を進める上でデュアルユースを事実上容認した」と報じた。あたかも学術会議が軍事研究反対の立場を変えたと思込ませるような報じ方である。

16時から学術会議の定例記者会見が行われた。読売が報じた「25日の書面」もこの記者会見資料として配布された。読売以外の他社は記者会見後、夜のニュースや28日朝刊で報じた。またこの記者会見では、読売の報道に対する質問がなされ、学術会議は“**軍事目的の研究についての立場に変更ない**”と説明している。(学術会議HPの「トップニュース」の7月27日記者会見を開くと次ページに掲載した二つの資料や「論点整理」を見ることが出来る。)

記者会見を受けてNHKは27日夜のニュースで「日本学術会議“軍事目的の研究についての立場に変更ない”」と次のように報じた。「日本学術会議は、軍事にも転用可能な科学研究について説明を行い、軍事目的の研究についての立場に変更はないという認識を示した。...学術会議が公表した見解を元に、軍事研究への対応が変化したかのような報道が一部にあったとして幹部が説明した。純粋な科学研究と軍事に転用が可能な研究について、単純にわけるとは難しく、扱いを一律に判断することは現実的ではないという認識は以前から公表しているもので変わっていないと説明した。(以下略)」

他紙も「軍事目的の研究には反対の立場を変えていない。...軍民両用研究については17年にも今回と同様の考えを示し事実上容認している」(日経新聞デジタル27日17時)、「2017年声明でもデュアルユース技術について...研究を一律に禁止せず、研究資金の出どころをもとに慎重に判断するよう求めている。」(朝日新聞28日朝刊)と報じた。

それに対し読売新聞は29日に「学術会議見解、対立收拾し研究開発促進せよ」と題する社説を掲載。27日の恣意的な記事をそのまま踏襲したうえで、「今回の見解について学術会議は、考え方を変えたわけではないと説明しているが、政府は前向きに評価したいと歓迎している」と政府の意向を前面にだして学術会議に方針転換を促している。

さらに夕刊フジは29日「軍民両用」容認偽装か?日本学術会議の真意と魂胆」と題する記事を掲載。その中で「年間10億円の血税が投入されながら、特定の政治勢力の影響力が強く、自国の防衛研究に過度なブレーキをかけてきたが、軍民両用の先端技術研究を容認する見解を正式に表明したのだ。ただ、軍事研究を否定してきた過去の声明からの決別を拒否している報道もある。...梶田会長の見解表明は、学術会議の“方針転換”と信じたいが、気になる報道もある。...学術会議への「廃止・民営化」論を阻止する、目くらましではないのか。」と学術会議を攻撃している。

また小林科学技術大臣7月29日の記者会見で、「学術会議のあり方を検討中で、自己改革の内容も踏まえて近く方針をまとめる」と言明した。1月にCSTIが学術会議改革を巡る議論のとりまとめ(ニュースレター68号参照)を小林大臣に提出した際、政府の責任で夏までに方向を出すと言明していたが、その期限が迫る。政府がどのような方針を出し、学術会議がどう対応するのか、その内容はまだわからないが重要な局面を迎えている。読売の記事はその為の世論誘導だったのだろうか。政府の学術会議改革の狙いやそれに対する学術会議の今後の対応を考えていくためにも、今回の事態の奥にある問題を正確に見ていく必要がある。

「用途の多様性・両義性」を軍民両用にすり替え

7月22日文書でわかるように、学術会議は先端・新興科学技術に内在する「**用途の多様性・両義性**」を問題にしデュアルユースは使っていない。デュアルユースとは、言葉本来の意味は「両用」だが、アメリカの軍事技術論で「**軍民両用性**」として用いられ、日本でもその意味で使われている。

しかしアメリカでも、炭疽菌を用いたバイオテロを契機に議論がはじまり、2004年に「同じ技術が人類の利益のため合法的に使用される可能性と、バイオテロリズムに悪用される可能性を包含する」という**用途両義性**として定式化された。またイギリス議会科学技術局は、「ある科学の産物が**善用も悪用もされうる**とき、また有益な応用のやり方を阻害することなしに悪用を防ぐことが不確定であるとき」にデュアルユース・ジレンマが生じると述べている。

ここで「悪用」とは「民生的状況あるいは軍事的状況において、**意図的に反倫理的な形で科学を使う**

あらゆる振る舞い」と定義されている。(以上は、河村賢・標葉隆馬「萌芽的科学技術をめぐるデュアルユース問題を考えるために」大阪大学社会技術共創センター発行.2020を参照した)

日本で軍民両用性と理解されている「デュアルユース」を学術会議が使わなかったのは、民生利用であっても反倫理的な形で科学を使う問題が生じるなど広い意味での「用途の多様性・両義性」を問題にしているからである。そして小林大臣が挑発的にデュアルユースを問うたことに対して、「先端、新興科学技術には、用途の多様性ないし両義性の問題が常に内在しており、従来のようにデュアルユースとそうでないものに単純に二分することはもはや困難」と答えたのである。つまり**軍民両用か否かという枠組みで二分できない**と答えたのである。

その回答を、読売新聞は「デュアルユース（両用）の先端科学技術研究について、軍事に無関係な研究と「単純に二分することはもはや困難」とし、事実上容認する見解」と報じた。

上記の二つの文章を比べれば、読売新聞が恣意的に学術会議見解を捻じ曲げていることは明らかだろう。「デュアルユース⇔そうでないもの」を「軍事に関係する研究⇔軍事に無関係な研究」とすり替え、事実上容認する見解と勝手に解釈している。何を容認するか明示していないが、軍事に関係する研究の容認だと思込ませるレトリックである。

さらに学術会議は「基礎研究と応用研究を明確に分かつのは困難」であることも指摘し、「科学技術そのものを潜在的な転用可能性に応じて事前に評価し、規制することはもはや容易とは言えず、より広範な観点から研究者及び大学等研究機関がそれを適切に管理することが重要」と提起している。この場合も軍事転用だけの問題ではない。例えばゲノム技術の医療への反倫理的な適用が問題となっているが、それを事前に評価し規制することは難しい。

このような学術会議の問題意識を無視し、読売新聞は（軍事への）を恣意的に挿入し、「科学技術を（軍事への）潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではない」と報じた。こうして学術会議が今回出した見解は、軍事転用可能な研究についてこれまで一律に判断してきたことは現実的ではなかったと思わせるように捻じ曲げられたのである。

「一律に判断してきた」と言う非難の矛先は？

これまでも学術会議は軍事転用の可能性がある研究を一律に規制してきたわけではない。そもそも多くの技術が何らかの軍事利用につながる可能性があり、デュアルユース技術と言っているが、だからといってその研究に反対することはあり得ない。例えばロボットの研究は日本では民生研究として発達してきた。そしていま、人間の手を介さずに自律的に行動できるロボットが企業や災害救援などで求められている。

その開発に携わる研究者は、自分の研究が将来軍事転用され、自律型致死兵器システム **LAWS**（殺人ロボット）開発につながる危険性も考えるだろう。それでも社会のために研究することが重要であると判断すれば、軍事転用の可能性を少しでも減らす努力をしつつ、研究する。そして研究途中でも終了後でも、自分の研究成果が軍事転用されるとなれば、その利用に反対し、研究協力を拒否する社会的・倫理的責任がある。

だがその研究者が、資金欲しさに防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に応募することは、基礎研究段階であるとしても、将来軍事利用される前提で研究することである。研究成果がどう使われるか、という「出口」で研究者の倫理が問われるだけでなく、研究の「入口」においてまず問われるのである。2015年に防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が始まる中で、科学者の中にも、学術会議の中にも様々な意見が存在した。「自衛のための軍事研究は必要だ」、「基礎研究は軍事に使われるとは限らない」、「民生研究にも使えるデュアルユースだから認めるべきだ」など。そのような意見も含め学術会議は1年かけて議論し、自衛のための研究の是非などで意見の違いがあっても、学問の自由と政治からの独立を守るという点で一致し、2017年声明を採択したのである。そこで応募自体を「一律に」禁じたのではなく、各大学や研究機関での技術的・倫理的審査を求めたのである。その上で学問の自由を守る立場から応募は認めないとする大学がいくつも生まれた。「研究の自主性・自律性、研究成果の公開性」を最も重要だと考えたその大学の判断であり、それは尊重されるべきである。

それに対し、研究費不足に喘ぐ一部の研究者から、防衛にも役立つが同時にイノベーションを生み出す研究を閉ざしている、という声が上がった。その人々にとっては、デュアルユースとは、将来軍事にも民生にも活用しうる一般的な可能性の問題ではない。「この研究は、防衛費を用いて軍事に応用される研究であるが、同時に民生にも役立ち技術革新につながる研究である」という自分自身の研究の価値として、デュアルユースを主張する。だから「安全保障技術研究推進制度」への応募を認めない＝デュアルユースを認めない、と受け止めるのである。

読売の記事もその立場で書かれている。国・地域によってデュアルユース技術の研究がありうるとしても、「安全保障技術研究推進制度」、より直截に言えば軍事研究に携わることに、学会は「研究の適切性」から審査制度やガイドライン設定を求めた。そのことをデュアルユースに反対してきたと勝手に意味付与し、その「転換」を読売は報じた。そして学会が「デュアルユースの考えは以前と変わっていない」と反論すると、露骨に「転換しろ」（つまり軍事研究を認めろ）と圧力をかけている。

「科学者コミュニティの自律的対応」の無視

このように読売新聞は、『研究インテグリティ』の問題を「デュアルユース問題」にずらし、学会があたかも「転換」したかのように見せかけた。そのうえで学会の見解として「研究の進展に応じて、研究成果の公開と安全保障面の配慮のバランスを慎重に考慮するなど、研究者や大学などの研究機関が研究の進め方を適切に管理することを求めた」と記している。

だが 25 日の学会書面には「科学者コミュニティの自律的対応を基本に、研究成果の公開性や研究環境の開放性と安全保障上の要請とのバランス等を慎重に考慮し研究環境を確保する」と記されているのである。読売の記事は「科学者コミュニティの自律的対応」というもっとも本質的な点に触れず、大学などが安全保障面の配慮を考慮するよう学会が求めたと報じたのである。これでは、経済安保法に基づき政府が行おうとしている様々な規制を大学等などはただ受け入れろというに等しい。2017 年声明が警告した「軍事的な手段による国家の安全保障」のみならず、「経済的手段による安全保障」が、「学問の自由及び学術の健全な発展との緊張関係」をつくり出すという問題に今私たちは直面している。この問題に科学者コミュニティが主体的・自律的どう対処するかこそ、学会が今真剣に議論し取り組もうとしていることである。しかし読売新聞はそのことを無視・黙殺する。

「研究インテグリティ」を考える重要性

経済安保法成立により機微技術情報の流出防止などの具体的規制が研究現場に課せられようとしている。「研究の自主性・自律性、研究成果の公開性」を守ることは 2017 年声明の核心であった。そしていま、日本のみならず世界で、「アカデミアとしての自律」「公開の原則と開かれた批判による質保証を伴う学問の自由の擁護」などの理念と国家の安全保障の観点とのせめぎ合いがすすんでいる。ISC のペーパーも、28 項で次の様に記している。

『グローバルな公共善としての科学』ISC 2021 年より

28 政府もまた軍事や国家安全保障のために研究環境を維持することが多く、その場合には研究成果についてはいかなる形態の発表も排除されています。このような研究がもたらす可能性のある危険を考慮すると、徹底的で懐疑的な精神による精査や、規制が不可欠ですが、そういった外部の懐疑的精神に基づく吟味の対象になっていないという点が、政府によるこのような研究環境の問題点なのです。

日本でも成立した経済安保法により、研究者への守秘義務や特許の非公開が現実的な問題となっており、様々な規制にどう対応するかは喫緊の課題として学会に、各大学や研究機関に問われている。学会はこれまで「科学者の行動規範」（2006 年、2013 年改訂版）を作成・公表し、科学者は「人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する」とし、研究の公正性や社会との対話の重視を示してきた。

しかし今、世界の大学にはさまざまな国籍の研究者や学生が共に研究するという研究活動のオープン化、国際化が進んでいる。その一方で、国家間の経済的利害による対立が安全保障問題となり、研究成果や技術の流出が安全保障上のリスクと捉えられている。

そういう状況で、学問の自由や基礎研究（Fundamental Research）の振興、国際交流をいかに守るかという観点から「研究インテグリティ」の問題が世界で改めて考えられている。integrity とは正直、清廉を意味し、これまで研究インテグリティは、研究不正や「利益相反」を防ぐこととされてきた。その「利益相反」開示の対象を、民間企業のみならず外国や機関との関係に拡張する動きもアメリカ等で顕在化している。学会の今回の論点整理では「自主的・自律的に担保すべき健全性と公正性及び、そのための、透明性や説明責任に関するマネジメント」と定義している。

一方、統合イノベーション戦略推進会議も 2021 年 4 月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」を決定、そして政府は「研究の健全性・公正性」に安全保障まで組み込み軍事戦略上必要と考えられる研究と研究者、研究機関の情報収集を行う「日本版研究インテグリティ」を作ろうとしている。経済安保法では見送った機微情報の取り扱いに関わる資格のあり方（セキュリティー・クリアランス）についても、24 年に法律を制定しようとしている。（以上ニューズレター69号より）

(7) 安全保障技術研究推進制度の位置付けが微妙に変化している

https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev_suishin/r05/pdf/r05_gaiyoushiryou_01.pdf

本制度の背景

- ◆ 科学技術とイノベーションの創出は、我が国の経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、AI・量子などの新興技術や、先端半導体といった先進基盤技術の、安全保障上の重要性が世界的に再認識されている
- ◆ 安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって国民の命と平和な暮らしを守るため不可欠
- ◆ 基礎研究や最先端の科学技術は、防衛用途か否かといった観点で切り分けることはもはや困難

革新性を有する先進的な基礎研究を公募・委託する本制度の趣旨は

- 我が国の技術基盤を直接的に強化
- 将来有望な技術の早期発掘・早期育成により、将来の技術的優越を確保
(防衛省としてのニーズを踏まえ、民生分野では投資が期待しにくい技術分野に注力)

本制度は「防衛分野での将来の研究開発」に役立つことを期待した、用途を考慮した基礎研究

(Use-inspired basic research) に位置づけられる。基礎研究を対象にしているが、学術的論文の発表が最終目標となる、**純粋基礎研究 (Pure basic research)** ではない。

進捗管理は、研究課題ごとに指名されるプログラムオフィサー (PO) が中心となって実施。PO は、防衛装備庁所属の研究者が担当。

◆ PO は研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行う。

◆ PO が指導を行うのは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要がある場合のみ。

◆ 研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重することとしており、PO が、研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはない。

◆ 研究は研究者ご自身のお考えで自主的・自律的に行っていただく。

プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。

コメント 研究計画や研究内容について調整、助言はありえ、研究実施者を懐柔して研究計画を変更させることはありうる

中間報告 タイプSの場合、3年度目の10月頃を目途に中間評価

中間評価の結果においては、必要に応じて、以後の研究計画の見直し又は中止、研究費の増額・減額、研究実施体制の見直し等の意見が付されることがある

防衛装備庁にとっての論点

(論点①) 研究成果の成果活用に係る検討

- 「先進的な技術についての基礎研究の発掘・育成」を目的とした本事業は、研究の中間時点・終了時点で外部有識者に科学的・技術的な見地から評価していただいております、学術的に評価の高い研究成果も得られている。
- 防衛分野の見地からは、各研究課題のPOが終了した研究課題について研究成果の活用見直しを検討・報告し、庁内の関係各所に周知することで活用方法の検討を促進している。
- さらに試行的な取り組みとして、本事業で得られた研究成果の防衛分野における活用を促進するため、研究者が研究成果と今後の見直し等について発表し、防衛産業各社及び各自衛隊等と議論することでニーズとのマッチングを図るワークショップを開催した。今後も各自衛隊や防衛産業各社とも調整しながら、橋渡し研究等の他事業を通じて研究成果を育成・活用していく方針である。

(論点②) 他府省庁の制度による技術成熟度の向上を見据えた連携

○ 本事業は令和3年度に新SBIR制度*の指定補助金となり、制度を活用した他府省庁との連携を図っている。

(*従来の日本版SBIR制度(1999年から実施)は、中小企業支援に重点があり、米国のようなイノベーション創出のためのスタートアップ支援とはなっていなかった。スタートアップ等への支出機会の増大を図るため、研究開発の特性等を踏まえつつ、各省の特定の研究開発予算(特定新技術補助金等)の一定割合の金額がスタートアップ等へ支出されるよう、支出目標(546億円)を設定

内閣府 <https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/230316/sanko6.pdf>)

○ イノベーション創出を主眼としたスタートアップ企業等の支援を目的としている新SBIR制度

では、内閣府主導のもと基礎研究段階から事業化フェーズまで切れ目ない技術育成のための取り組みを推進している。

- この枠組みを活用し、本事業で得られた防衛用途以外にも適用が見込まれる研究成果については、効率的な育成を図るため、他府省庁制度とのテーマ連携など連携の方策について実施担当部署間で意見交換を実施している。

事業の補足

○将来に向けた防衛装備庁による研究成果活用に加えて、本事業の成果が民生用途で広く活用され更に進展した技術を防衛用途に適用することも見込み、**防衛と民生の両方に波及効果が期待される目的指向性を持った基礎研究**を対象としている。

○他府省の競争的研究費制度では民生分野での活用見込みを重視する傾向にあるが、本事業では**民生市場の有無に関わらず、将来における防衛分野での活用可能性を期待する観点から、他府省の制度による投資が望めない技術の発掘・育成**に取り組むべく、公募する研究テーマを独自に検討し策定。

○本事業は防衛装備品へ適用する技術が直ちに得られるものではなく、**中長期的な観点から将来における防衛分野での研究開発に必要な技術基盤を強化する効果**を期待している。

(8) 先進技術の橋渡し研究

民生分野や、政府の科学技術投資で得られた基礎研究の成果等の中から、有望な先進技術を早期に育成するもの。「死の谷」を越えて、装備品の研究開発に適用することを目的とする。2020年創設

⇒急速に進展する民生の先進技術を防衛上の機能に結実させていくことが急務であることから、23年概算要求において拡充（23年188億円 22年度9億円）

・先進技術の橋渡し研究では、各装備研究所が提案した研究事業をピアレビューによって各研究事業の着手、継続または中止等を審査する。（技術戦略部と研究所の課長級職員からなるレビューチームによる将来性や成果等の評価）

・各研究事業の段階をフェーズとして管理している。

研究事業の企画者 防衛装備庁 先進技術を防衛分野へ適用するための応用研究

契約相手方の選定：防衛装備庁の作成した仕様書等に基づき公共調達を経て選定

・先進技術の橋渡し研究は、先進技術を装備品へ取り込むことを目的とした取組である。

・装備品等への先進技術の活用の重要性

・装備品等の研究開発は装備庁のみでは完結せず、企業等の力が不可欠

政府による科学技術投資のいわば「出口」となり、我が国として進める研究開発を効果的に連携させ、投資成果の好循環を生み出すことも期待 ⇒**民生で進展する技術を防衛用途に必要なレベルまで育成することは、費用対効果に優れる投資手法**

2020年度からUUVに適用することを想定した水中光無線通信の多重化（複数機間の同時通信）や音響通信とのハイブリット化等を実現する研究を実施

2021年度から、高リスクな環境下での活動を想定した無人機の情勢判断、行動決定を実現する研究を実施

2022年度から、個人装具や無人機に適用することを想定した夜間等監視用の近赤外線センサの低ノイズ、広ダイナミックレンジ化等を実現する研究を実施

2022年度から、多種多様な微量有害物質等を遠隔計測できるシステムに適用可能な高感度遠隔計測技術を確立し、化学剤等の高感度遠隔可視化機能を実現するための研究を実施

https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev_gaibu/pdf/2023_01_siryu_053.pdf

24.8.13 共同通信「防衛装備品の実用化「ゼロ」 先端技術の研究事業」

防衛装備庁が先端技術を活用して装備品など防衛分野の研究・開発につなげる二つの事業について、これまでに事業を踏まえて実用化された装備品がないことが13日、財務省の予算執行調査で分かった。事業を決定する際に活用方法の検討が不足していたり、装備品を使う自衛隊のニーズを十分に把握できていなかったりする可能性がある。2事業の2015～23年度の予算総額は計900億円超になっており、財務省は「目に見える効果を出していく必要がある」としている。

2事業は、基礎研究や民間の先端技術を活用して、装備品の創出につなげる「橋渡し研究」と、その前段階として民生にも活用できる防衛分野の先進的な基礎研究を育成する「ファンディング制度」。橋渡し研究は、装備品開発を加速させるために20年度から始まった。研究が進めば試作などを検討している。関係者によると、実用化しても使わない可能性がある判断され、中止、中断し

た研究があったという。ファンディング制度は15年度に創設されこれまで165事業が採択された。

(9) 防衛予算拡大

2023年度予算

科研費は2022年度と同額の2377億円に据え置かれているのに対し、防衛省の研究費は2022年度2912億円から8968億円と3.1倍。その中に極超音速誘導弾の研究585億円が含まれている。さらに10種類の実験機、次世代戦闘機、レールガン、レーザー兵器、無人潜水艇など最先端兵器の研究が一举に始まった。「安全保障技術研究推進制度」は106億円から112億円と微増だが、その成果を兵器化につなげる「橋渡し研究」の予算を現在の9億円から一気に188億円に増やした。推進制度の成果で兵器化が見込めると判断すれば、大学等へ研究委託する制度が本格的に始まる。これは明確な軍事目的の研究である。

今後研究者を動員する為に研究動向の調査と研究者のリスト化が不可欠である。そこで「米国防高等研究計画局(DARPA)」を模倣した研究所を2024年に新設する予算もついた

2024年度予算

安全保障技術研究推進制度(104億円)

安全保障技術研究推進制度を防衛イノベーション技術研究所(仮称)において推進。

ブレークスルー研究(仮称)(102億円) チャレンジングな目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来の戦い方を大きく変える機能。技術をスピード重視で創出していくブレークスルー研究(仮称)を、防衛イノベーション技術研究所(仮称)において実施。

先進技術の橋渡し研究(187億円)

この防衛イノベーション技術研究所については井原聰氏の論考「日本版 DARPA 研究所創設」(連絡会ニューズレター91号所収)をお読みいただきたい。その最後の部分を転載する。

「防衛イノベーション技術研究所はプロジェクト・マネージャーを核に民間、大学、研究機関の研究を調査し、ゲームチェンジャーとなり得るプログラムを設定し、研究者を募集する、今述べてきたように軍事研究に取り込む装置である。「関係府省庁等の科学技術イノベーション投資事業の成果 14」は取り込む対象とされる。安全保障技術研究推進制度(104億円)とブレークスルー研究(仮称)(110億円、チャレンジングな目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創出する)もこの研究所が実施し、兵器開発に取り込む対象となる。ついに、安全保障技術研究推進制度は新たな闘い方を創出する研究制度の一角に据えられたのである。今や、基礎研究と言わせてはならないが、兵器開発の基礎研究ではある。」

2025年度概算要求

研究開発 約6,596億円(他分野を除くと約2,342億円)

科学技術の急速な進展を背景として戦い方の変革が加速化。将来の戦い方に直結する装備技術分野に集中的に投資するとともに、研究開発プロセスに新しい手法を取り込むことで、研究開発に要する期間を大幅に短縮し、将来の戦いにおいて実効的に対処する能力を早期に実現する。技術の差が戦いの勝敗を決することから、将来の技術的優位を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現するため、民生分野の先端技術を幅広く取り込むとともに、関係府省のプロジェクトと連携しつつ、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的投資に加え未知の技術領域に対して果敢に挑戦することにより、将来の新たな戦い方を創出する防衛イノベーションを実現する。

(1)防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能の抜本的強化

○ 安全保障技術研究推進制度(143億円) 大学等における革新的・萌芽的な技術についての基礎研究を公募する安全保障技術研究推進制度を推進。

○ ブレークスルー研究(252億円) チャレンジングな目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創出していくブレークスルー研究を実施。

○ 先進技術の橋渡し研究(185億円) 民生分野や政府の科学技術投資で得られた研究の成果等の中から、革新的な装備品の研究開発に資する有望な先進技術を育成し、防衛用途に取り込むための先進技術の橋渡し研究を強力に推進。

(2)スタンド・オフ防衛能力 ○ 水中発射型垂直発射装置の研究(300億円) 発射プラットフォームの

更なる多様化及び水中優勢獲得のため、潜水艦に搭載可能な垂直誘導弾発射システム(VLS)を研究。

○ 極超音速誘導弾の開発(592億円)【再掲】

(3)HGV等対処能力(統合防空ミサイル防衛能力)

○ 03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上の開発(137億円) 極超音速滑空兵器や弾道ミサイル対処を可能とするための能力向上を継続。

(4)ドローン・スウォーム攻撃等対処能力(統合防空ミサイル防衛能力) ○ 艦載用レーザーシステムの研究(191億円)【再掲】 ○ 高出力マイクロ波(HPM)に関する研究(8億円)【再掲】

(5)無人アセット防衛能力 ○ 無人機用ネットワーク戦闘システムの研究(38億円) 無人機と戦闘機及び無人機間の高度な連携のため、その中核となるデータリンク等、無人機用のネットワーク戦闘システムに必要な技術を研究。 ○ UGVシステムに関する研究(14億円)【再掲】 隊員の行動と連携・協調して、陸上部隊の一連の任務を支援するUGVの制御システムやシステムインテグレーションについて研究。 ※ UGV: Unmanned Ground Vehicle(陸上無人機) ○ 長期運用型UUVの研究(14億円)【再掲】 長期運用型UUVの任務遂行能力を向上させるために必要な、各種センサ技術や行動判断技術について研究。 ※ UUV: Unmanned Underwater Vehicle(水中無人機)

(6)次期戦闘機 ○ 次期戦闘機の開発(1,127億円) 日英伊共同開発を推進するため、必要な資金をGIGOに拠出し、機体及びエンジンの共同設計等を実施。また、次期戦闘機の開発に必要な各種の性能確認試験を行うために必要な準備等を実施。 ○ 次期戦闘機と関連する無人機等研究(129億円) 昨年度に引き続き、次期戦闘機等の有人機と連携する戦闘支援無人機を実現するために必要なAI技術の研究等を実施。 ○ 次期中距離空対空誘導弾の開発(59億円) 経空脅威に有効に対処するため、次期戦闘機に搭載する次期中距離空対空誘導弾の開発を継続。(性能確認試験に係る経費を計上)

(7)その他抑止力の強化 ○ 次世代防衛技術実証衛星の開発(97億円)【再掲】 衛星ミッション機器の高機能化に対応した熱制御技術等、次世代に必要な防衛技術の実証衛星の設計や長納期部品の調達等を実施。 ○ より高度な保全レベルのネットワークの維持(263億円) 航空機等の研究開発のため、国際水準を踏まえたより高度な保全レベルのネットワークの維持。

早期装備化のための取組 民生先端技術の軍事転用などが戦闘様相を変質させている現下の安全保障環境を踏まえると、**民間分野での進展が著しい技術や既製品なども臨機応変に取り込みながら**、画期的なスピードで防衛力を抜本的に強化していく必要。防衛省・自衛隊においては、防衛関連企業等からの提案(注)や、スタートアップ企業や国内の研究機関・学术界等との連携により、現存する民生技術・既製品・海外装備品なども活用しながら先端技術研究の成果を防衛装備品の研究開発に積極的に取り込むことで早期装備化を推進。こうした取組の一環として、無人アセット防衛能力等の分野について、企業等から優れた提案を広く募りつつ、運用実証・評価・改良の集中的な反復などを通じて、5年以内の装備化、おおむね10年以内の本格運用に向けて、早期装備化。

3 軍学共同の拡大

(1) 経済安保法

2019年以降、中国製品輸入及び中国への技術流出の規制強化を始めた米国の圧力を受けて、2022年に経済安保法が成立した。その柱の一つが特定重要技術研究で、5000億円を投じデュアルユース技術の基礎から民生品及び兵器への実装化まで一気に行う。その公募が「経済安全保障重要技術育成プログラム(K-program)」として2022年12月から始まった。その中には明確に軍事利用を明記しているものも多い。例えば「通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術」に147億円を投じるが、これは2023年1月の日米共同声明が「日米豪印による海洋状況把握」に言及するほど焦眉の軍事的課題なのである。

特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針 22.9 より

特定重要技術の定義法第61条 「先端的技术」のうち以下のいずれかの類型に該当するもの。

【類型1】外部に不当に利用された場合、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

【類型2】当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

【類型3】当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれを安定的に利用できなくなった場合に、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

特定重要技術の対象

「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域

○ バイオ技術 ○ 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む） ○ 人工知能・機械学習技術 ○ 先端コンピューティング技術 ○ マイクロプロセッサ・半導体技術 ○ データ科学・分析・蓄積・運用技術 ○ 先端エンジニアリング・製造技術 ○ ロボット工学 ○ 量子情報科学 ○ 先端監視・測位・センサー技術 ○ 脳コンピュータ・インターフェース技術 ○ 先端エネルギー・蓄エネルギー技術 ○ 高度情報通信・ネットワーク技術 ○ サイバーセキュリティ技術 ○ 宇宙関連技術 ○ 海洋関連技術 ○ 輸送技術 ○ 極超音速 ○ 化学・生物・放射性物質及び核（CBRN） ○ 先端材料科学

特定重要技術のうち特に優先して育成すべきものについて、指定基金を活用し研究開発等を推進。

「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討をふまえ、国家安全保障会議における経済安全保障に係る審議を経て、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議が決定する「研究開発ビジョン」において、その都度示す

協議会の設置

① 国の資金により行われる特定重要技術の研究開発等であること、行政機関が直接的に執行する補助金や委託費に限らず、資金配分機関に資金を交付して実施するものや、行政機関から交付された運営費交付金を原資とするものについても、それらの趣旨や目的等に鑑み、要件を満たせば設置することが可能となる。 ➡ 科研費や大学の研究費も対象になりうる

② 研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意があること

③ 協議会の趣旨に鑑み官民連携を通じた伴走支援を行うことが適当と認められること

協議会の構成員

協議会に国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、特定重要技術調査研究機関その他の研究開発大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。

➡ 軍事に応用しうる研究であれば防衛大臣や防衛省職員が加わる

協議会の運営

研究者は協議会に参画することにより、機微な情報の提供を受けることが可能となる。

研究成果は公開を基本とする。とりわけ、論文などの成果発表については、守秘義務の対象となる情報を除き、制約を課すことはせず、原則公開されるものとする

なお、例えば、公的分野での活用を進めようとしている技術であって、技術成熟度が一定程度高まり、公的分野での活用が一定程度見込まれる段階に至った時点で、当該技術の詳細が公開されることにより公的利用に支障が生じる場合には、例外的ではあるが、協議会で合意された対応方針を踏まえ、一定の情報をノウハウとして管理するなどの適切な対応が求められる。（

➡ 公的分野とは防衛分野のこと。兵器へ活用される場合には、研究成果を公開せず管理する

情報管理と守秘義務

協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、法第 62 条第 7 項により、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。同項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される（法第 95 条）

「経済安全保障重要技術育成プログラム」の実施

「経済安全保障重要技術育成プログラム」は、先端的な重要技術の実用化に向け、政府が情報を提供するなど強力な支援を行うことを目的としており、活性化法第 27 条の 2 第 1 項に基づき国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に造成された「経済安全保障重要技術育成基金」を用いて推進。

特定重要技術の研究開発の公募が 2022 年 12 月から始まっている

資料 16 緊急声明 兵器開発をもくろむ経済安全保障重要技術育成プログラムの公募に応募しないことを訴える – 科学技術振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構の公募をめぐって –

2022 年 12 月 9 日 軍学共同反対連絡会幹事会

去る 12 月 5 日、科学技術振興機構（JST）と新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）があいついで経済安全保障重要技術育成プログラム（以下、育成プロ）の公募を開始しました。経済安全保障推進法の具体化です。募集期間は、JST は 2022 年 12 月 5 日（月）～2023 年 2 月 7 日（火）正午、NEDO

にあつては 2022 年 12 月 5 日(月)～2023 年 1 月 12 日(木)正午と実に短期間で、あらかじめ応募する研究者が決まっているかのようにも見えます。

1. 防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が言及しなかった軍用技術開発を明示

1) JST の公募要領が軍事技術開発に言及

①「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機 (AUV) による海洋観測・調査システムの構築」では 5 年で 80 億円が見込まれていますが、公募要領には「第 3 期海洋基本計画」(平成 30 年 5 月 15 日閣議決定) を引用し「我が国の領海等における平和と安定を維持し、国民の生命・身体・財産の安全の確保及び漁業、海洋開発等の海洋権益の確保、ひいては国民の安心の確保といった国益を長期的かつ安定的に確保するために、海洋に関する情報収集・分析・共有体制を構築する」とあり南西諸島海域を想定した海洋情報の収集のためのシステム構築が明示されています。

注) AUV(Autonomous Underwater Vehicle)は通常は自立型無人水中ロボットまたは艇のことです。

②「災害・緊急時等に活用可能な小型無人機を含めた運行安全管理技術」①運行安全管理技術：1 課題あたり最大 50 億円程度、②小型無人機技術：1 課題あたり最大 5 億円程度となっています。公募要領には「多種多様で多くの無人航空機を利活用するようになることが想定されています。例えば、公的利用において災害・緊急時をはじめ利活用の広がりが想定されるほか…」という記述があります。民生利用の成果は大きいと考えられますが、軍事利用に待ったがかけられるか否かが大きな問題です。

2) NEDO の公募要領も軍事技術開発に言及

①「船舶向け通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術の開発・実証」では、予算は 8 年間で 147 億円となっています。通信衛星コンステレーションとは星座のごとく通信衛星を数基から十数基並べて連携運用することです。一基では狭い視野ですし、短時間の観測時間となるので、視野を広げ観測時間を長くしてリアルな情報を収集する技術で、その狙いの一つは公募要領が「我が国の安全保障活動において、海洋における脅威・リスク等の早期察知に資する情報収集体制に関連して、‘すべての船舶の動静が把握されている状況ではない’現状を抜本的に改善する宇宙インフラを活用した自律的な海洋状況把握能力」と述べています。これは JST の①と同様に南西諸島海域の情報収集や極超音速飛行体追尾の技術に関わるものです。『防衛白書』(2021 年版)には「米国との連携も念頭に置きつつ、衛星コンステレーションによる HGV (極超音速滑空兵器) 探知・追尾システムの概念検討や、先進的な赤外線センサーに関わる研究を行います。」と整合する内容となっています。

②「光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証」のプロジェクトの予算は 8 年間で 600 億円とあり、公募要領によりますと「宇宙領域における通信・観測・測位を担う衛星コンステレーションは、防衛、海洋、防災、環境など様々な分野での利用拡大が見込まれていることから、宇宙通信インフラを他国に依存することなくこれを自律的に構築する能力をもつことは重要」というもので、JST の①や NEDO の①と同様の技術開発に関わり、宇宙空間での近い距離での通信衛星間のやり取りに電波を利用すると干渉による不具合がおこるため光通信が必要で衛星コンステレーションの基盤技術としてその開発が求められているというものです。

③「高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発」では 6 年間で 50 億円とあり、「多波長赤外線センサを構成する重要要素技術である赤外線検出器は、その熱源探知能力から弾道ミサイルや高速飛翔体の発射検知及び追尾、また暗視センサとして安全保障用途」まさに兵器技術開発そのものです。

2. 上述のごとく育成プロの公募は明確に軍事技術開発で、手を貸してはならないものです。

3. 軍事研究を行なうと考えられていない JST や NEDO が防衛装備庁の「安全保障技術開発研究推進制度」を肩代わりするような巧妙な仕掛けになっており、大学や研究機関そして研究者はこの部分を見落としてはなりません。防衛装備庁が軍事研究とはいわず「基礎研究」を連呼してきただけに、今回の公募は軍事研究を可とする若手研究者が多いことに合わせたものと考えられます。

4. デュアル、マルチと多義性が強調され、民生用の研究だから問題はないと考えられがちですが、研究成果はどちらにでも使われますので、この育成プロに参画しても最後まで「自分は民生利用のために研究している」と主張するためには、軍事利用を絶対に許さないという覚悟と、それを阻止することが研究者に求められます。

5. 研究の進捗状況によっては「特定重要技術」と認定され研究協議会へ誘導される可能性があり、守秘義務(違反すれば懲役刑)が課せられた情報提供を政府から受け、官民伴走による「一気通貫」で社

会実装（兵器）まで進展してしまうことが危惧されます。

6. 日本学術会議の2017年声明についての「報告」では、軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究としています。このイ) だけをもって **JST、NEDOの公募だからこの声明や各研究機関のガイドライン違反とされない取扱いがなされる可能性**があり、ガイドラインや理念の形骸化が危惧されます。

7. ユネスコの「科学及び科学研究者に関する勧告」(2017年11月)には「『軍民両用』に当たる場合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から身を引く権利を有し、並びにこれらの懸念について自由に意見を表明し、及び報告する権利及び責任を有する。」とありますが「勧告」という重みを持つ国際的規範との乖離をどうするのか、政府は一顧だにしています。

この育成プロの公募には上述のような多くの問題点がありますので、公募を思いとどまってください。JSTやNEDOを、人類の福祉に寄与する科学・技術の発展のための研究機関ではなく、時の政権に寄与し軍事研究に加担する研究機関とすることこそ、経済安全保障推進法の仕掛けです。本会は、アカデミアのみではなく、広範な市民と連携して経済安全保障推進法の廃止を求めています。

(2) 「国家安全保障戦略」(2022年12月)

総合化する安全保障の柱としての軍事研究

1 国家安全保障戦略の記述から 命より国益、軍事技術の優位性に固執

《V我が国の安全保障上の目標》

1 有事や現状変更の試みの発生を抑止する。万が一、脅威が及ぶ場合も、阻止・排除し、被害を最小化させつつ、国益を守る上で有利な形で終結させる。

➡被害を被るのは誰か。被害を出さないとは言わない。命を守るためとは言わず国益を優先

2 経済の自律性、技術等の他国に対する優位性、不可欠性を確保。

3 新たな均衡をインド太平洋地域で実現。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序強化。

4 地球規模課題への対応、国際的なルール形成において、国際社会が共存共栄できる環境実現。

《VI我が国が優先する戦略的なアプローチ》

1 我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素

(1) 外交力 (2) 防衛力 (3) 経済力 (4) 技術力 (我が国が長年にわたり培ってきた官民の高い技術力を、従来の考え方にとらわれず、安全保障分野に積極的に活用) (5) 情報力

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

イ 総合的な防衛体制の強化との連携等

防衛力抜本的強化と不可分一体のものとして、**研究開発**、公共インフラ整備、サイバー安全保障、抑止力の向上等のための国際協力の四つを推進し、総合的な防衛体制を強化する。

ウ いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

持続可能な防衛産業を構築するために**官民の先端技術研究の成果の防衛装備品の研究開発等への積極的な活用**、新たな防衛装備品の研究開発のための態勢の強化等を進める。

➡軍産学共同研究は軍事産業を育て、軍産学複合体を創るために他ならない

エ 防衛装備移転の推進

安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しを検討。三原則は維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について検討。官民一体で防衛装備移転を進める。

➡豪への潜水艦輸出失敗。今後武器輸出を政府と軍事企業一体で進める。紛争当時国に攻撃的兵器を輸出できるよう3原則を変えかねない。英伊と次期戦闘機共同開発、米とはミサイル開発

(3) 米国との安全保障面における協力の深化

核を含む米国による拡大抑止。同盟調整メカニズム(ACM)等の調整機能を更に発展させつつ、領域横断作戦や我が国の反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、**先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進**、日米のより高度かつ実践的な共同訓練、共同の柔軟に選択される抑止措置(FDO)、共同の情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動、日米の施設の共同使用の増加等に取り組む。その際、日米がその能力を十分に発揮できるよう、情

報保全、サイバーセキュリティ等の基盤を強化する。沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編を着実に実施する。

(4) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化

軍事と非軍事、有事と平時の境目が曖昧になり、ハイブリッド戦が展開され、グレーゾーン事態が恒常的に生起している現在の安全保障環境において、サイバー空間・海洋・宇宙空間、技術、情報、国内外の国民の安全確保等の多岐にわたる分野で国益を隙なく守る。

ア サイバー安全保障分野での対応能力の向上

安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、未然に排除し、被害の拡大を防止するために**能動的サイバー防御**を導入する。

(ア)民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合の政府への情報共有、政府から支援の取組。

(イ)国内通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用し、悪用が疑われるサーバ等を検知。

(ウ)未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に必要な権限を付与する。

→通信の秘密の侵害、アメリカが行っている通信傍受を日本でも

イ 海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化

シーレーンにおける脅威に対応するための海洋状況監視、海賊対処や情報収集活動等を実施

→経済安保法下特定重要技術として 12 月に研究公募が始まった。

ウ 宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化

宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と自衛隊の連携の強化等、我が国全体の宇宙に関する能力を安全保障分野で活用するための施策を進める。衛星コンステレーションの構築を含め、我が国の民間の宇宙技術を我が国の防衛に活用する。

→米軍は極超音速ミサイル HGV の探知のため 1200 個の小型衛星を打ち上げる構想。21 年防衛白書では米国との連携も念頭に衛星コンステレーションによる HGV 探知・追尾システムの概念検討や、先進的な赤外線センサーに係る研究を行うと明記。これも経済安保法特定重要技術として研究公募中。さらに「はやぶさ」などで培ってきた技術の軍事利用も狙う。

エ 技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携強化

民生用の技術と安全保障用の技術の区別は実際には極めて困難。

→目的、用途により区別しうる。区別を意図的に曖昧にしデュアルユース研究へ動員

官民の高い技術力を幅広くかつ積極的に安全保障に活用するために、安全保障に活用可能な官民の技術力を向上させ、研究開発等に関する資金及び情報を政府横断的に活用するための体制を強化する。具体的には、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させるとともに、当該事業を実施していくための政府横断的な仕組みを創設。

→CSTI での検討、特定重要技術プログラム会議での検討。シンクタンク設立。国立研究開発法人をハブとし、防衛装備庁技官、研究者、企業が合同で取り組む構想など

経済安全保障重要技術育成プログラムを含む政府全体の研究開発に関する資金及びその成果の安全保障分野への積極的な活用を進める。

先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援の強化と体制の整備を図る。

民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む。

→学会会議や研究者の軍民両用研究への動員

防衛産業が民間のイノベーションの成果を十分に活かしていくための環境整備に取り組む。

2022 年度 3,257 億円だった防衛技術研究費は 2023・2024 年度は約 8,900 億円へと 2.8 倍。この研究開発費について「技術の差が戦いの勝敗を決することから、将来の技術的優位を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現するため、民生分野の先端技術を幅広く取り込むとともに、関係府省のプロジェクトと連携しつつ、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的投資に加え未知の技術領域に対して果敢に挑戦することにより、将来の新たな戦い方を創出する防衛イノベーションを実現する」

(3) 経済秘密保護法

資料 17 「中国を敵視し、軍事研究を進める経済秘密保護法を廃案に」 小寺隆幸

『日本の進路』2024 年 5 月号所収

4月9日、「重要経済安保情報保護・活用法案」（私たちは経済秘密保護法と呼ぶ）がわずか25時間の審議で衆議院を通過した。具体的なことは政令で決めるという国会軽視の法案であるにもかかわらず、立憲も心ある議員の抵抗を押し切って若干の修正で賛成し、共産・れいわなどが反対したのみだった。本誌が届くころ参議院で論戦がなされているはずだが、何としてでも廃案に追い込みたい。そのために今全国で声をあげ抵抗することが、経済と学術を戦争に動員するという狙いを阻止する力になる。

特定秘密保護法の拡大

この法案の本質は2013年に成立した特定秘密保護法の経済と学術への拡大である。特定秘密保護法は、防衛・外交・スパイ防止・テロ防止の4分野で秘匿性が高い情報を特定秘密に指定し、それを扱う公務員・自衛隊員などに身元調査SC（セキュリティ・クリアランス）を行い、漏らせば最高10年の懲役を科す。この4分野自体も曖昧で何でも特定秘密にできる。

本法案はさらに経済と学術に広げ、「漏洩が安全保障に支障を与える恐れがあり秘匿すべき情報」を「重要経済安保情報」と規定する。

さらにこの中で安全保障に「著しい支障」を与えるものを「特定秘密」とし、その漏洩には特定秘密保護法を適用する。4分野に限定した特定秘密保護法の拡大は法改訂が必要だが、運用でごまかす。それとともに安全保障への支障が著しくない秘密の漏洩にも5年以下の懲役を科すと定めるのがこの経済秘密保護法である。現行の国家公務員法や自衛隊法の秘密漏洩は拘禁一年以下であることに比べ厳罰化が著しい。その上共謀・教唆・煽動した者も処罰する。

しかも有識者会議の議論ではトップシークレット（機密）、シークレット（極秘）だけでなくコンフィデンシャル（秘）も秘密指定するとされている。英仏では既に、米も近々コンフィデンシャル級を秘密指定から外すが、日本は逆に秘密だらけの国になりかねない。

何が秘密になるのか

そもそも何が「重要経済安保情報」なのかも法案には示されていない。有識者会議は①サイバー攻撃に対抗する能動的サイバー情報など、②特定重要物資（薬剤、肥料、産業用ロボット、半導体など11件、重要鉱物20種）の情報、基幹インフラ（鉄道、発電所、港湾など15業種）のIT設備・機器・プログラム関連情報、③AI、量子、宇宙、海洋など先端・新興技術分野の研究開発情報、④国際共同研究開発情報をあげている。

どれも私達に密接に関わる。

①は政府が通信傍受をしてもそれ自体が機密とされ、国民が知らないまま監視社会になっていく。

②は中国から輸入している重要物資の供給先を中国との戦争を念頭に他国へ替えることに関してだが、その情報を秘密にするのは、医療、食、武器生産などの資源確保が戦争の帰趨を左右するからである。さらに中国製IT機器は情報が漏れるという米国の根拠のない主張に追随し、戦争において最重要となる鉄道・港湾・発電所などのインフラでの使用を禁じる。

また政府は今後「革新軽水炉」など新たな原発を造ろうとしているが、その設計が秘密になれば危険性のチェックさえできない。海渡雄一弁護士はもんじゅ訴訟で研究開発情報が非公開とされた中で、炉心が核暴走を引き起こす恐れがあるとした動燃の内部レポートを偶然古書店で見つけ、設置許可無効の判決を得ることができたという。そこには『取り扱い注意』と書かれており、本法案が成立すればコンフィデンシャル級の情報として秘密指定されるだろう。さらに良心的技術者の内部告発も秘密漏洩として処罰される。こうして国民が真実を知ることができない秘密社会が実現する。

軍事研究を進める狙い

③④は軍事研究のための秘密指定である。本法案を急いで衆院通過させた翌日、岸田・バイデン共同声明が「AUKUS第2の柱に関する日本との協力の検討」を謳ったことに象徴的だが、本法案は軍事研究を加速させる。「第2の柱」とは、米英豪が、海洋・量子・AIと自律兵器・サイバー・極超音速・電子戦など核心的防衛技術を共同で開発することだが、そこに日本も加わるのか。80年前、米軍は科学者を動員し極秘のうちに核兵器をつくり、その悪魔的本質を人々が知らないうちに使用した。今、自律的に人間を殺すロボットや兵士のサイボーグ的改造などの研究が進む。軍事の暴走に歯止めをかけられるのは市民社会の監視と良心的科学者の内部告発だけだが、そうさせないために重罰の秘密保護法が作られたのである。

しかも軍事研究の秘密化は、日本の科学技術の在り方を大きく変える。軍事技術として秘密指定されれば特許も取れず、民生での利用ができなくなる。また中国などとの研究交流を制限する動きも強まっている。「開かれた交流が、科学の過程の本質を成し、また、科学的成果の正確性及び客観性の強力な保

証を与える」(2017 ユネスコ勧告)という学術の在り方自体が危機に瀕している。デュアルユース研究は民生にプラスになるどころか、その本質は民間の先進的研究の軍による篡奪である。

人権を侵害するSC

軍事研究はもとより、他国企業と重要技術を共同開発する際にも身元調査が欠かせないと、特定秘密保護法で実施されているSCを経済と学術にも導入する。だがこれまでは主に公務員と自衛官が対象だったが、今後重要物資のサプライチェーンや基幹インフラに関わる多数の企業人や大学の研究者など数十万人が対象になりうる。そして犯罪歴、飲酒、借金、精神疾患などのプライバシーを家族も含めて調べる。目的が「我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれ」を除くためである以上、思想や信条にまで踏み込みかねない。しかもその情報を内閣総理大臣が一元的に管理する。有事の際に人々を監視するための膨大な情報を公安が蓄積していく。「拒否しても不利益は生じない」と政府は言うが、当該プロジェクトから外されることは必至である。

秘密保護と民主主義

本法案の危険性は明らかだが反対の声は広がらない。マスコミを動員した中国たたきの中で、秘密保護は必要だという意識が醸成されている。だがたとえ秘密にすべきことがあるとしても、民主主義の視点が貫かれねばならない。市民の情報への権利に関する国際的規範ツワネ原則は、「市民が政府を監視し、民主主義社会に参加するために、安全保障も含む情報へのアクセスが不可欠」とし、それを保障するために政府から独立した機関による監視や内部告発者保護などを定めている。そして米国でさえ政府の違法行為を秘密指定してはならないとし、独立した情報保全監察局が機密解除請求権を有している。一方日本では、政府が否定する密約が米国の公文書開示で明らかになるという事態がたびたび起きている。都合の悪いことを秘密にし、それが問題になれば文書がないと言いさらに改竄まで行う民主主義をないがしろにする政府に、秘密指定のフリーハンドを与えてよいか。

戦争は政府が真実を隠蔽し、人々を騙すことで初めて可能となる。本法案は成立してしまっただが、戦争に向けた国家総動員体制への重要なステップであり、その具体化を止めていきたい。

適性評価 SC の運用については井原聰氏の論考「大軍拡政策の隠れた要—SC 制度の運用基準作りスタート」(連絡会ニュースレター92, 93号)をぜひお読みください。

(4) 防衛イノベーション技術研究所

資料18 井原聰「東京・渋谷の恵比寿ガーデンパレスに軍事研究所が入居！」(ニュースレター—91号24.9.1)

技術研究所の予算は事項要求となっていて予算額は示されていない。この2月の段階では、100億円程度で、100人規模、50人程度は外から雇用するとの報道もあった5。プロジェクトマネージャー(PM)がゲームチェンジャーとなりうるプロジェクトを提案し、研究者を募集し管理する。入居する研究所はDARPAと同様とすれば、司令塔としての施設で、研究施設は作らず、プロジェクトの実施は採用された研究者の所属する研究施設で行われることになる。任期付きで雇用された場合は防衛省の施設内で実施されると考えられる。3月にPMの募集が終わりDARPA出身の外国人1人および信州大、沖縄科学技術大学大学院、東大、千葉工大、産総研などから11人が採用された。

ところでDARPAの2024年度の年間予算は約5,936億円7、職員数220人、そのうちプログラムマネージャー(PM)100人、250件の研究開発プログラムが動いている。「DARPAの成功の歴史の中核をなす」のは各分野のトップの優れた並外れたリーダーたちで、学界、産業界、政府機関から3~5年の短期だけやってくるという。軍隊と戦争を可とする憲法を持ち、軍事研究を是とする国で、失敗を重ね豊富な歴史的経験10をもち、予算・人員規模の大きなDARPAの何を参考にするというのだろうか。この国に軍事研究に燃える研究者がいるというのだろうか。日本学術会議を先頭に大半の大学が軍事研究に待ったをかけていることを忘却してはならない。だからこそ大学や日本学術会議を政府のガバナンスが利くものへと変えようと躍起になっているのである。

今一つ、参考にするというDIUは「国防総省、起業家、新興企業、およびカリフォルニア州シリコンバレー(DIU西地区)、ボストン(DIU東地区)の民間企業を結ぶインターフェース・ノードとして機能する」として有望な民間技術をスカウトして「次世代技術の戦場での優位性を確保する」というもので、優れた民間技術を戦場での標的的中率を上げるための軍民を連携させる組織で、これを参考にするという。先端分野の優れた研究と研究者をおそらく破格の条件で軍事研究にスカウトするのであろうが、その分野はブラックホールに吸い込まれたのと同じで、さびれてしまう。兵器開発に奉仕する研究からは豊かな自然科

学の成果は期待できないばかりか、優れた研究を軍事に動員するとすれば、日本の科学や技術の発展を阻害することになる。

先端分野の科学・技術をいかにえたディープテック研究開発の行方

また、この渋谷・目黒エリアに2028年にはディープテック研究開発のグローバル・スタートアップ・キャンパスが進出する。軍事研究施設との地の利の良さが気にかかる。これは「ディープテック分野に特化した研究機能と国際標準のインキュベーション機能を兼ね備え、スタートアップ創出等の手法を通じて様々な社会的インパクトをグローバルに生み続けることを使命とする」もので、色あせた「新しい資本主義」の「グランドデザイン及び実行計画2023改訂版」として構想された。

「国内大学の研究開発を活性化し、変革を促す。キャンパスの施設・設備の完成を必ずしも待つことなく、海外大学等との共同研究や研究者交流等を先行的に実施し、迅速にスタートアップ創出に取り組む12」という。ブレークスルー研究、ムーショット型研究開発、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)、戦略的創造研究推進事業…と次から次に成果もあいまいなまま十分な総括もなされずに繰り出される社会実装(成長戦略)型プロジェクト事業としてグローバル・スタートアップ・キャンパス構想もその一つとして筆者はみている。

政府資金で実施されている研究プロジェクトの優れた成果はいまやブラックホールに吸い込まれる危険が大なのである。ブラックホールは防衛イノベーション技術研究所ばかりではなく、先に決定された経済安保秘密法もそれで、機密指定される研究は吸い込まれれば表舞台に出てくることはない。

ところで近年、はやりのこのディープテック分野とは「特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術。他方、①研究開発の成果の獲得やその事業化・社会実装までに長期間を要することにより不確実性が高い、②多額の資金を要する、③事業化・社会実装に際しては既存のビジネスモデルを適応できない。…自然体ではイノベーションの循環が起きにくい」

(5) 福島イノベーションコースト 略

(6) 科学技術政策の問題

近年科学技術政策は科学技術・イノベーション政策として展開され、知的・文化的価値よりも社会的・経済的価値が重視される中で、イノベーションに寄与するために人文科学振興が語られ始めた。その文脈で政府と問題意識を共有する学術会議に変えるとともに、安全保障の文脈では軍事研究批判を封じるために学術会議改革がなされようとしている。(小森田秋夫『〈日本学術会議問題〉とは何か 一任命拒否と法人化論に見る「学問と政治」のゆくえ』花伝社24年8月)

資料19 兵藤友博「学術体制『国策化』の危険性」(ニュースレター91号24.9.1)

日本学術会議は今「改革」の渦中にある。2020年10月の会員候補の言われなき任命拒否、その後、政権党(PT)は同会議に「改革」の論点すり替えを仕掛けた。このニュースレターでも再三記事として取り上げられているが、これまで「日本学術会議の在り方に関する政策討議」、次いで「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」が開催された。その一方で学術会議は自主改革に取り組んだ。だが、昨年末には有識者懇談会の「中間報告」および「担当大臣決定」、そしてなお、今年になってそれらを踏まえての日本学術会議の「組織制度」「会員選考等」を検討するワーキング・グループWGの審議が続けられている。この間のWGの会議開催テンポは早く、近いうちに「中間報告」がまとめられ、日本学術会議を外部法人化する法案が国会に提案されるとの指摘もある。日本学術会議と政府とはすれ違った予断を許さない状況にある。

以下では、この間の「改革」問題の動きや日本学術会議創設以来の歴史に立ち戻りつつも、日本の科学・技術政策がどのように展開してきたのか、また「研究力低下」が取り沙汰される日本の科学・技術力はどのような事態にあるのか、紙幅関係上限定的とならざるを得ないが、学術と政策の相関、学術と政治の在り方について検討する。

1. なぜ政府・政権党は科学技術によるイノベーション推進に躍起となるのか

競争力政策と学術体制 ご存知のように日本の科学・技術の在り方の基本を規定した法制度に1995年の科学技術基本法がある。これは、米国の産業をイノベーションによって活性化させようとの1985年の競争政策「ヤングレポート」、また日本の科学・技術は欧米の科学・技術へのただ乗り論だとの批判を契機として法制化されたといわれる。そして、その翌年度から5年度ごとの「科学技術基本計画」が策

定され、今日、第6期を迎えている。以来、30年を経過するものの日本の科学・技術の現状はかんばしくない。その原因は皮肉にも日本の科学・技術競争力を強化しようと策定された**科学技術政策が、イノベーションによる「日本再興戦略」などの成長戦略や軍事的安全保障技術研究の推進、いうならば科学技術による国威発揚的な「お国のため」の政策に偏っている**からではないかとも指摘される。

1990年代前半、基本法の法制化を図ろうとした頃の第1期科学技術基本計画は、日本科学技術の研究基盤の脆弱性に留意し、学術研究の基盤整備を図ろうとしていた。だが、バブル経済の崩壊の後始末を終えた1990年代後半期には、大学等技術移転促進法が法制化され、新産業・新事業の創成、産業競争力強化策が策定され、舵を切った。

このような政策転換には、国際指標における日本の競争力ランキングの滑落、ハイテク産業における輸出占有率の相対的低下などが露わとなり、政財界はそれら指標に示される現状に危機感を覚えたのだろう。さらにこれを後押ししたのは折からのEUの「知識社会」「知の拠点」の推進を説く「リスボン戦略」(2000年)で、それは「知識基盤型経済」を提起した。こうして日本でも人材育成政策が焦点化し、2001年度以降の第2期科学技術基本計画で競争化・重点化政策がとられ、また大学院化をともなった国立大学法人化等の施策が実行されるに至った。

この競争化は、さらに中国をはじめとする新興国市場の台頭に触発された先進国間のイノベーションによる競争政策で複層化した。米国は、中国に対してこれまでの「関与」に加えて「競争」を意識した、ナショナルイノベーション政策としての「イノベート・アメリカ」を謳った「パルミサーノ・レポート」(2004年)をまとめた。これに続いて日本の2006年度以降の第3期科学技術基本計画はイノベーション政策「イノベーター日本」を掲げた。また、この時期、日本ではもう一つの方向付けがされた。大学は「社会貢献」とはいつても「教育」「研究」を介してのことと考えられるが、2005年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は、大学の第三の使命として「社会貢献」を加えた。

科学技術イノベーション政策と大学改革 2011年度以降の第4期では「科学技術イノベーション政策」が提起された。これはイノベーションを最大出口化とする、科学技術を日本経済の再興のための経済的・政治的便宜の手立てと見なす政策である。ご存知のように安部政権下の2014年、総合科学技術会議は総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)に改組した。のちに、この国策イノベーション政策は2020年、科学技術基本法を科学技術・イノベーション基本法へと名称を変え、基本法と称しつつも法制度の基本的趣旨をついに取り換えるに至った。

このように競争政策は推進されてきたが、指摘されるように日本経済の指標は一向に好転しない。これに業を煮やして、経済界は内部留保をため込む一方で、日本の産業経済の活力を引き出すのに、大っぴらに学术界にテコ入れする方途に出た。**2013年、経団連は提言「イノベーション創出に向けた国立大学の改革について」**を示し、「経営組織体として大学のあり方」を説いた。これは「大学運営」を「大学経営」とするものである。翌2014年文部科学省はこれに続いて、通知(26文科高第441号)を発し、「人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、**学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築**することが重要である」と組織機構の改革を指示し、2015年には集権的ガバナンスを書き込んだ学校教育法・国立大学法の改編を行った。なんととも法律が民主主義的運営に規制をかけた。

2. 競争力政策の陥穽 — 「研究力低下」を招いた科学技術政策—

日本の科学・技術力の実態 しばしば指摘されるように、国立大学の運営費交付金が低減し、競争的資金の一つ科研費も同様の事態にある。研究者登録人数は2011年度以降右肩上がり約18.8万人から29.2万人へと増加している。だが、予算は2011年2633億円、2016年2273億円、2021年2487億円で、新規採択件数は2.6万件で頭打ち、継続件数が漸増する中、1件当たりの配分額(平均)を413万円から296万円に引き下げて、採択率20%後半を維持するに至っている。科研費以外の競争的資金では、採択率は20%台のものもあるが10数%台のものもある。競争的資金の採択率はドイツや米国に比して日本のそれは半分程度である。これでは多くの研究機関が外れる状況にあり、しかも資金獲得の準備に時間をとられ、一層研究時間は低減し研究力低下になるのも当然である。

これは21世紀初めの遠山プランの提起にかかることであるが、そもそも米国譲りの研究大学構想は日本の実情にあったのか。日本の科学技術関係予算と米国の研究開発費を比較すると、後者は競争的資金も増やし経常的予算も増やしている。これに対して、日本は競争的資金増の割を食って経常的予算を減じている。案の定、「研究大学」に相当する機関数の相対的割合も米国に及ばない。しかも、2015年度以降、例の防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が施行され、また2022年には経済安全保障推進法が法制化されるに至った。

政財界は、欧米諸国がGDPを伸ばす中で一向に引き上がらない日本のGDPを、国策イノベーション政

策のみならず**国策デュアルユース政策を推進**し、これで積み上げようというのだろうか。

ところで、日本の科学技術統計には、統計調査の考え方の違いから相反していると見られるデータが掲載されている。近年の日本の研究者総数は専従換算で68.9万人（2021年）、労働力人口1万人当りの研究者数99.9人（2021年）となっている。日本の百万人当りの博士号取得者数は126人程度（2021年）である。これを英国やドイツ、フランスと比較してみる。研究者総数は英国31.7万人（2019年）、ドイツ45.9万人（2021年）、フランス34.0万人（2021年）で、労働力人口1万人当りの研究者数は英国88.6人（2017年）とドイツ106.8人（2021年）、フランス112.9人（2021年）である。留意すべき数値は、百万人当りの博士号取得者数は英国342人（2021年）、ドイツ330人（2022年）に対して、フランスは144人（2021年）で英独に及ばない。それにしても日本の水準は低い（『科学技術・イノベーション白書令和5年版』）。参考に、大学進学率を掲げておく。イギリス66.0%、ドイツ44.5%、フランス54.8%に対して、日本は50.9%（2020年：OECD調べ）。

概して日本の研究者数は人口割で比較すると英独と比肩しているが、博士号取得者は英独の三分の一程度と少ない。資格が科学・技術力に直結するとはいわないが、なぜこのように少ないのか。大学、公的研究機関の博士号取得者はそれぞれ60.4%、47.8%（2022年）と比較的多いけれども、企業のそれは4.2%でしかない。ちなみに米国の企業の博士号取得者は13.5%（2021年）である。

これには日本の研究者総数をカウントする際の研究者カテゴリの問題がひそんでいる。仮に欧米の基準でカウントした場合、どういう数値になるのか。研究支援者が日本の場合、欧米に比して過少で、研究者総数をカウントする場合にこの点の考慮を要するとしても、日本の場合、英独では研究者に該当しないメンバーがカウントされ、研究者数は実際には少ないのではないかと考えられる。この点、お隣の韓国も日本に類似している。

はたして日本の科学・技術力は先進国並みなのか、新興国並みではないとしても途上性が窺われる。前記に労働力人口1万人当りの研究者数を示した。おおよそ日本も欧米先進国並みである。日本がこの労働力人口1万人当りの研究者数が100人程度、即ち統計数値上1%に達したのは1990年代であるが、しかしその実態は前述のように統計手法・調査の仕方の違いを考えると楽観視できるものではない。

ところが折からの競争力政策の競合の中で急ごしらえに重点化政策、またデュアルサポートといえは聞こえはよいが、国立大学の運営費交付金は抑制され、法人化にともない研究大学構想が展開された。ときに話題になるが、日本における大学の学生数S/教員数T比は15.4（2020年）、その内訳は国立9.3、公立11.3、私立19.4で、私立は国公立の2倍となっている。欧米諸国と比較すると日本は欧米水準に達しない（参考に、中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－中間報告」2005年に掲げられた、1999年時点のデータを示しておく。米国14.9、英国10.4、ドイツ9.6、なおフランスは25.8で、日本は18.7である）。日本の大学の水準は低く、ことに私立は過密な教育制度から抜け出せていない。

このS/T比は日本の大学教員数が相対的に少ないことを示し、学生の学びの質に影響をもたらしている。それだけでない。この数値は、大学教員への就職の窓口を狭めて（必ずしも博士号取得者の就職は大学教員ということではないが）学生の博士後期課程への進学志望を減らし、博士号取得者数の減につながっている。先に示したように百万人当りの博士号取得者数、およびS/T比において、日本、フランスは英独の水準にない。また、論文数（分数カウント）ランキング2000年/2020年比で、日本は2位⇒5位、フランスは日本に類似して5位⇒9位に落としている。

こうした途上性は大学だけでなく、公的研究機関にも窺える。「知識経済」はどこへ行ったのやら、また産業界の人的資源開発投資は欧米に比して少ないとも指摘され、これらの事態は将来の日本の科学・技術力に暗雲をもたらすものとなっている。政策策定には書き込まれる言葉に腐心するのだろうが、現場の実態、趨勢を置き去りにした、権力機構を握る者たちによる政策では功を奏しない。ここに競争力政策の陥穽（落とし穴）がある。

3. 日本学術会議の立ち位置と日本の学術体制が進む道とは

競争力政策と日本学術会議 振り返れば、科学技術基本計画に学術研究の在り方、また日本学術会議のことが書き込まれるようになったのは、2015年の安保法制の成立後、2016年度以降の第5期基本計画（2016.1.22閣議決定）以降である。実に「大学改革」と「学術研究」のワードは、第4期基本計画では見られなかったが、第5期基本計画では9件と10件と登場するに至った。

第5期基本計画の「第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」の「知の基盤の強化」の項に、「①イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進」の中で、「企業のみでは十分に取組まれない未踏の分野への挑戦や、分野間連携・異分野融合等の更なる推進といった観点から、国の政策的な戦略・要請に基づく基礎研究は、学術研究と共に、イノベーションの源泉として重要である」と、

学術研究における基礎研究を企業が進めるイノベーションに寄与するよう説いた。

そして、「総合科学技術・イノベーション会議は、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、IT 総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部…等）や日本学術会議との連携を更に深める」（…は筆者による省略）と記し、日本学術会議の政策上の位置づけを行った。

出口志向の科学技術イノベーションを国家的課題なのだと動員する競争力政策は、大学等の教育研究基盤に軋みをもたらし、研究者養成もおぼつかなくなる。学術研究基盤が抱える構造的問題はさらに深刻になろう。経営学的に言えば、川上の学術研究の局面の事柄と川下の産業化の局面の事柄を連携、連動させるものである。産学連携といっても、科学の側は産業界と協同することで創発性を生み出すというのかもしれないが、川上の学術研究の領域の基礎科学の対象は自然と社会、人文の世界に広く開かれ、その目的は真理性の究明にあるのであって、営利性の追求にあるのではない。

イノベーション論の創始者シュムペーターの指摘を待たずとも、**利益を求める経済的過程としてのイノベーションの追求と真理を探究する科学研究過程としての学術研究とは、性格の異なるもので、両者を相関させると勢い経済過程は科学過程の成果を利用しはするが、学術本来の活動を圧迫しかねない。**科学技術の進む道とイノベーションとの相関

2020年の「科学技術・イノベーション基本法」への改正に当たって付帯決議がまとめられている。これは基本法の目的条項の記載において「科学技術の水準の向上」と「イノベーションの創出の促進」とを並置していることから、イノベーションの創出に偏重することのないよう両者のバランスに留意することが付された。だが、基本法本体の第三条4項には「イノベーションの創出の振興は、科学技術の振興によってもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限につながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない」と、イノベーションこそ最大限に創出するよう図ること記されている。これは学術とイノベーションとの相関を整理していないのに、基本法の法改正まで「見切り発車」したことを現わしている。

なお、目的条項のことで指摘しておきたい。「科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより…、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献する」とし、「寄与」と「貢献」に資する科学技術・イノベーションと記して、出来上がった科学技術の成果には留意している。確かに改正・基本法は新たに「学術」を法文に登場させたものの、科学研究の要である「真理」には言及していない。

4. 学術における真理と自由・民主の下での独立性・自律性の確保

「科学研究基本法」の勧告と真理性 この点で思い起こされるのは、日本学術会議が1962年、「科学研究基本法」の法制化を提案したことだ。この基本法は、目的・社会的任務について①真理の探求、②国民生活、人間の尊厳、世界平和、人類福祉、文化の向上を憲法に即した条文を掲げ、また環境条件として①科学研究の自由、②科学者の自主性を記し、科学とその社会的貢献、科学研究と科学者の基本的なあり方を示した。科学研究基本法は、今次の基本法のスタンスとは異なる。科学を国家の資源と位置付けるならば、教育基本法と並ぶ科学（学術）の基本法があつてしかるべきである。日本学術会議は1976年再び勧告を決議している。

先に指摘したように CSTI は学術会議を動員する方策に出たが、真理性に基づいた施策こそ望まれよう。学術会議は2023年4月、現下の課題を検討し、包括的な取り組みの方向性として「日本学術会議のあり方を含む学術体制全般の包括的・抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けること」を提起した。しかし、政府は日本の学術研究体制の問題を同会議の組織制度、会員選考問題に矮小化し、その審議をワーキング・グループ（WG）で進めている。

真理を礎とした学術体制「存続」いかん

外部法人化に向けた審議は、会員（210名）選考と連携会員（約1900名）の見直しも議論の俎上に上がっている。これが具現化すれば、さまざまな自然と社会を対象に学術研究を担う研究者、そして学会・協会から乖離することになる。樹木に見立てるならば、これまで広く深く根をはり枝葉を伸び広げて日本の学術を盛り立てていた、その要となってきた日本学術会議を根切りし植木鉢に移し替えるものといえよう。そしてなお、WGの議論では、法人化の場合は常勤の理事長が相応しいと学術会議会長の「専任化」、さらに会長の側近として、幹事会の助言運営委員会に、学術会議事務局に属する「戦略スタッフ」を配置することによって、政府・政権党の意を注入しようとするガバナンスが論議されている。これは会長および幹事会を頭とすれば、学術会議本体の総会・各種委員会・部会との関係をトップダウン方式へと転回させ、これまで自生的に機能していたボトムアップ方式を兼ね備えた日本の学術研究体制の在り方を放逐し、そのガバナンスの中枢を国策化するものに他ならない。

「科学者の総意の下に」とは 日本学術会議法には「科学者の総意の下に」との一文が書き込まれている。昨年末の内閣府の有識者懇談会の「中間報告」は、この点を取り上げ「設立時の学術会議の目的が『国民生活への科学の反映浸透』であったことも一因であると考えられる。…一方的な発信にとどまらず、科学や学術の在り方について、『国民に語りかけ問いかける姿勢』『国民の声に耳を傾ける姿勢』が求められる。」とし、「国民の総意の下に」と改めた方がよいとの見解を示している。

このように「科学の反映浸透」などという解釈もできるかもしれないが、日本学術会議の創設に関わった経緯を振り返ってみる必要がある。「科学者の総意の下に」というのは、学術会議の会員選考の仕方、ならびに運営の仕方の特徴づけたものといえる。登録した科学者による公選制、ついで学協会による推薦制、そしてコ・オプテーション方式に移り変わってきたが、これらの選考の仕組みは異なるが、現場で学術研究を担う研究者とつながってきたことを示している。これは学術会議の在り方、すなわち真理性を礎とする学術体制の健全性保証の基本となるもので、その上で会長を互選し、幹事会を選任し、委員会や分科会を組織し運営してきた。

「科学者の総意の下に」というのは、それだけでなく日本学術会議創設を目指してどのような取り組みがなされたのか、その経緯を特徴づけている。戦前の学術研究会議、帝国学士院、学術振興会の3団体をどう再編するかに関わって、文部省は3団体等の代表者を取り持ち、学術研究体制世話人会44名をひとまず組織した。その上で学術体制刷新委員会（7部門と総合の合わせて委員108名）の委員が選出、組織され、70回を超える運営委員会、8回の総会等、会合を重ね日本学術会議法（案）をとりまとめた。1948年3月内閣総理大臣に答申、7月に公布、翌1949年日本学術会議が発会した。

第二次世界大戦時の科学技術動員と官制改革

日本学術会議の前身：戦前の学術研究会議は、当初、会長を互選で選考していた。だが、第二次世界大戦時、これを任命制に切り替えて科学技術の軍事動員を図った。その概略を示しておこう。

1937年盧溝橋事件を契機に日中戦争が本格化、総力戦遂行のための戦時動員を策定する企画院が設置され、1938年国家総動員法が成立、内閣に科学審議会が設置された。文部省は科学振興調査会を設置した。すでに学術振興会は「時局緊急問題」に取り組んでいたが、学術研究会議に対する軍事的科学動員の要望が強まった。反発はあったものの1941年改組された。1941年5月、近衛文麿内閣は「科学技術新体制確立要綱」を閣議決定、後継の東條英機内閣はこれを引き継ぎ、日米開戦の翌1942年1月、科学技術動員を推進する行政・審議機関として技術院を、加えて学術研究会議と密接に連携した科学技術審議会を設置した。さらに1943年1月、文部大臣が「決戦体制下ニ於ケル科学研究ノ動員方策如何」を同審議会に提案し、軍事動員を強化する方向に動いた。

こうした中で、学術研究会議に対して1943年11月天皇の勅令による管制改革が行われ、会長は任命となって集権化を強めた。会員選考も「学術研究会議ノ推薦ニ基キ」を削除、「文部大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」とされた。学術研究会議の独立性は完全に排除され、天皇を頂く政権の下に統制されることになった。そして学術研究会議に科学研究動員委員会を新設、内閣の研究動員会議と連携し、大学を巻き込む研究班組織による大規模な軍事研究計画、190有余の多方面にわたる研究班が結成された。なお、1938-45年の間に70近い試験研究機関が新設され、それらの過半は大学付置であった。

実にこれらの戦時科学動員の全貌は筆舌に尽くし難いものであった。1949年の日本学術会議は第1回総会で「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきった態度について強く反省し、今後は科学が文化国家ないしは平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんと誓うものである」と決議した。ここに科学者自身が戦前・戦時に軍事研究に駆り出され戦争に協力した、悲惨な戦時への反省が刻まれている。

現下の学術会議「改革」すなわち「法人化」は、上述の戦時の事態すなわち「管制改革」と無縁といえるだろうか、道を踏み外してはならない。独立性確保には「法人化」すればよいとの論議があるが、これは政府・政権党の意にそぐわない、日本学術会議を締め出し統制しようとするものである。政治的民主主義の健全な発展はどこにいったのか。目下の状況では途上性を脱しえないであろう。

20世紀、科学は「国家の資源」として位置づけられ、軍事科学・軍事技術とし戦争に利用され、生命の殺戮、都市や自然環境の破壊に供された。しかし、科学は国際性を旨とし、地域・民族・国境を越えて継承され発展してきたことからすれば、まぎれもなく「人類社会の資源」である。21世紀の今日、科学をどのように育み利用するかが問われている。真理は科学的検証によるものであって、政治的党派にみられる多数派の形成や競争原理で見出せるものではない。

学術は、独立性・自律性の下、これを担う多彩な人たちが力を合わせて創意性を発揮しなくては成果につながらない。なぜこのことを重要視しているのか。政治と学術との交渉―内閣府で展開されてきた

政策討議、有識者懇談会、また WG の審議状況に照らしていえば、権力機構を握る政治は、この間自主改革に取り組んできた学術体制を担う本体の意向を退けて、何としても学術体制の国策化を日本学術会議に仕込み、意のままにしようと目論む。学術体制の国策化は、科学者コミュニティをしばり、また国策型のイノベーション政策やデュアルユース政策の推進で学術の奇形化を招き、真理性を遠ざけて学術の進歩を押し止めるものとなろう。自然的（生活過程における）自由は無論のことであるが、社会的（政治権力からの）自由が欠かせない。歴史はそのことを裏打ちしている。

4 科学者として問われる倫理

資料 20 「軍学共同の新たな段階に立ち向かうために日本学術会議 3 声明に込められた思いに学ぶ」小寺隆幸（『日本の科学者』2023 年 4 月号）より 2 節～5 節を転載

今進むこの動きは、1945 年 4 月に政府が「全科学者を戦闘配置」したことを想起させる。その時は学術研究会議に磁気兵器、電波兵器、噴射推進などの委員会を作り科学者を動員した。だが当時とは異なり政府は未だ強制的動員はできない。そこで軍事面は隠し社会のためのイノベーションを前面に出し、莫大な資金をてこに科学者自らが参画するよう求める。

だからこそ科学者自身の主体的判断が今まで以上に重要になる。資金が軍から出れば明らかに軍事研究である。だが今後、他省庁の研究でも軍事転用が意図的になされる。したがって研究の入り口だけではなく、途中や出口での判断が重要になる。軍事転用とは、直接的な兵器化だけではなく、兵器システムのごく一部に利用される場合もある。それでも戦争につながるものは拒否するという決意は、科学のあり方や科学者の倫理についての深い省察と科学者としての信念に支えられる。

新たな戦前と言われる今、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」という 1950 年・1967 年声明²⁾に込められた科学者たちの深い思いに学ぶ意味は大きい。彼らが対峙していたのと本質的に同じ問題に、私たちも今、向き合い判断することが迫られている。

2) 原点としての 1950 年声明³⁾

(1) 戦争に動員されたことへの反省

本声明は、1949 年設立総会で採択された「決意表明」の文章「これまで日本の科学者がとりきたった態度について強く反省する」で始まる。だが井尻正二と武谷三男が起草した原案は「戦時中に日本の科学者がとりきたった行動を厳粛に反省する」だった。「決意表明」と異なる文章をあえて提起した点に二人の強い思いが込められている。実は井尻は設立総会で、「これまで」は曖昧なので「戦時中」に変える修正案を出したが、1945 年の九州帝大米軍捕虜生体解剖事件に関わった久野寧は「戦争になったら科学者が国家に協力するのは当然だ」と反論した。井尻は、解剖は国家の命令だったかと問い、科学者としての反省を求めたが、結局修正案は否決された。反対した中に多数の研究者を 731 部隊に送りこんだ戸田正三京大教授も含まれていた。坂田昌一は「戦争中に日本の科学者がとった態度への深い反省の欠如」を批判している⁴⁾。

このように井尻らが 1950 年声明に込めたのは、戦争に加担した科学者の責任の自覚だった。それは学術会議副会長の仁科芳雄の「日本の自然科学者は、極端な国家主義的戦争に利用されてきたことについて今日十分なる反省を要求されている」⁵⁾という考えと重なる。

この反省の不十分さは国民全体の問題でもあった。敗戦直後、伊丹万作は「騙されること自体が既に一つの悪である。批判力を失い、思考力を失い、信念を失い、家畜的な盲従に自己の一切を委ねていた国民全体の文化的無気力、無自覚、無反省、無責任などが悪の本体である」⁶⁾と厳しく指摘している。そして今、私たちは同じ轍を踏んでいないだろうか。「動員される責任」は今こそ問われている。



(2) 原爆を生み出した科学への問い

1950年声明には、原爆を生み出した科学の在り方を問い、科学者こそ平和を求めべきだという強い思いも込められていた。総会で坂田昌一は「今後原爆が使われ悲惨な事実を繰り返すことは原子物理学者として耐えがたい。何としてでも平和を守る」と訴えた。仁科も被爆直後の広島・長崎の惨状を見て「どうしても戦争は止めなければならぬ」⁷⁾と決意した。湯川秀樹も敗戦の年に「今よりは世界ひとつにとことはに平和を守るほかに道なし」⁸⁾と詠い、後に「科学者は真理を探究しておればほかのことは考えなくてよいという態度は到底許されない。人間は何をしてもよいという意味の自由は本来許されていない」⁹⁾と記した。**1950年声明は、科学が生み出した結果を自らの問題として真摯に問う科学者の思いから生まれた。今、最先端兵器の開発に動員されかねない科学者も、自らの研究が何をもたらすのかを深く自問すべきだろう。**

(3) 迫りくる戦争に対する決意

提案理由で井尻は横須賀や沖縄で米軍基地建設が始まり戦争の危機が迫る中で、物理・地質・建築学会が戦争のための科学はやらないと決議したことにふれている。亀山直人学術会議会長も「多数の研究機関労組から声明の要望が来ている」と述べている。声明はこのような現場の科学者の思いに根差していた。だから井尻は、学術会議は政治問題に関わるなという意見に「これは**政治を超越した科学者の良心と勇気の問題だ**」と答えたのである。さらに「国会が戦争放棄を言う以上、学術会議が戦争のための科学を放棄すると宣言するのは論理的に当然」という坂田の発言からも、科学者が自らの研究に閉じこもるのではなく、**社会の動きに目を向け、戦争を防ぐという市民としての使命を果たすこと、そのためには軍事研究の放棄こそが科学者としての闘いなのだ**という強い決意を見て取ることができる。

今、私たちも基地建設が進み戦争が近づく現実と直面している。現実の前に憲法第9条は理想にすぎないと言う人々もいるが、もし戦争が始まれ多くの民衆が犠牲になる。これこそリアリティであり、軍拡が、最先端兵器が人々を救うということは虚構である。それを見据え、核時代において戦争を放棄するしか生き残る道はないとしたラッセル・アインシュタイン宣言を想起すれば、戦争をしない、戦争につながる研究をしないという声明は時代を超えた本質的価値を有しているとわかる。

3) 戦争に使われる科学を問う 1967年声明

1967年、米軍が大学等の研究費や日本物理学会主催半導体国際会議の旅費として40万ドル援助していた事実が発覚し大問題となった。物理学会総会では旅費ぐらいという意見もあったが、白鳥紀一は、米軍は科学界との関係を親密にする目的で資金援助していると批判し、「今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、一切の協力関係を持たない」決議を提案し採択された。¹⁰⁾その翌月、学術会議総会は「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を採択した。その要旨を掲げておく。

「現在は、科学者自身の意図の如何に拘わらず**科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。その故に科学者は自らの研究を遂行するに当って、絶えずこのことについて戒心することが要請される。**

今や情勢は極めて厳しい。科学以外の力によって、科学の正しい発展が阻害される危険性が常に周辺に存在する。米軍の研究費援助の諸問題を契機として、この点に深く思いを致し、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を声明する。」

この声明は米軍資金問題を契機に厳しい現実と目を向けて出された。それはベトナム戦争で新たな科学兵器が多くの人々を殺傷している現実である。1965年、米軍はナパーム弾による北ベトナム爆撃を開始、1966年からダイオキシンを含む枯葉剤大量散布を始めた。その惨状に対し世界中でベトナム反戦運動が広がり科学者も声をあげた。ラッセルが1966年国際戦争犯罪裁判を組織し、1967年8月には東京法廷も開かれ、創立間もない日本科学者会議も科学兵器の調査・分析を報告している。その最中に発覚した米軍資金問題に対する物理学者たちの抗議は、**ベトナム戦争が科学と戦争との関わりを根本的に問う中でなお米軍から資金を受ける物理学会の体制への異議申し立てだった**と吉岡斉は指摘する。¹¹⁾

当時の学術会議会長朝永振一郎は後にこう記している。「インドシナで科学、技術、軍事工業等々の不吉なリンクから出現したあらゆる種類の複雑化された新兵器による戦争に巻き込まれて、犠牲者たちは家を破壊され家族を失い、廃墟の中を力なくただ平和の再来を望みつつ彷徨っていた状況に心をいためない科学者が一人もいないことを願う。」¹²⁾朝永らはこのような思いをこめて、科学と戦争に焦点を当て、科学者に「戒心」と「危険性に深く思いを致す」ことを強く要請した。それは後に朝永が提起した「科学研究とその応用に関する新しいモラル」と重なる。科学は没価値的でモラルは科学の埒外にある、という従来の言説に対し、現在の科学は技術を通じて政治・経済などあらゆる分野とからみあって複雑なリンクを作っており、**科学の成果は予想しがたい形で社会に大きな影響を与えているからこそ新**

たなモラルが必要だと朝永は主張した。ラッセル・アインシュタイン宣言の結び「あなた方の人間性を心にとどめ、そして他のことを忘れよ」の「他のこと」とは、現在の状況では「価値観を退ける狭い専門的思考様式であると解したい」と記している。

声明の「戒心」という言葉にも、この朝永の思いが込められていたに違いない。そして「あらゆる種類の複雑化された新兵器」の開発が日本で本格的に始まる今、これはすべての科学者が心すべきことではないだろうか。

4) 「学問の自由」を柱とした 2017 年声明

2017 年声明は本誌資料に掲載されているので、ここではそれと一体とされる「報告」¹³⁾もふまえ、重要な点のみ抜き出しておく。

- ・戦争に動員された責任、政府からの独立性を確保しえなかった反省、再び同様の事態が生じる懸念が二つの声明の根底にある。
- ・軍事研究は学問の自由と緊張関係にある。
- ・二つの声明を発展的に継承する。
- ・学問の自由の本質は政治権力からの自由であり、自主性・自律性・公開性が不可欠。
- ・装備庁の制度は介入が著しく問題が多い。
- ・入口で技術的・倫理的に審査する制度を。

声明を起草した杉田敦は、過去の声明が宣言にとどまり精神を実現する具体的手立てを示していないので、学問の自由を制度的に保障する大学等の役割を明確にして肉付けした、それが発展的継承の意味だとしている。¹⁴⁾

確かに 1950 年声明は、憲法で戦力を持たないと決め軍事研究自体がまだ問題になっていなかった時点での科学者としての決意表明だった。また 1967 年声明も、国内の軍事研究への対応ではなく、世界で科学の軍事利用が進む中で科学者に「戒心」を求めるものだった。

だがその後、防衛庁の研究所や企業での軍事研究が進み、2004 年からは防衛庁が大学等と行う「技術協力」も始まった。二つの声明を理念として「堅持」するとしても、「戦争目的の研究」という概念が曖昧なこともあり、軍事研究の浸蝕に対処できなかった。その限界が 2015 年に露わとなったのである。

そこで杉田らは、防衛装備庁の制度に対して学術の視点から具体的な歯止めをかけるために憲法第 9 条ではなく第 23 条「学問の自由」に基づいて声明を構成した。「学問の本性としての普遍性・公開性と軍事の本性としての友敵性（敵味方の区別）・秘密性とは根源的な緊張関係にある」（小森田秋夫¹⁵⁾）からである。

そして今、これまでオブラートに包まれていた緊張関係は、守秘義務・成果の公表制限・秘密特許を組み込んだ特定重要技術研究において、その暴力性を露わにしている。資金源が経産省・文科省、窓口が NEDO・JST であるからといって惑わされてはならない。

5) 対話のための問題提起

2017 年声明は、軍事研究を拒否する論理と制度を示し、今後も有効である。だが論理や制度は、軍事研究は絶対しないという科学者の決意と深い倫理観に支えられてこそ生きて働く。それを培うための対話を院生・学生も交え様々な機会に行ないたい。その最良のテキストは池内了『科学者は、なぜ軍事研究に手を染めてはいけないか』（みすず書房 2019）で、軍事研究に携わる科学者の弁解を鋭く批判し、科学者としての倫理を提示している。ここではそれとは異なる論点を 2 つ提起する。

(1) 現実との緊張関係の中で研究を捉える

今進められているのは最先端兵器の研究である。それがどう用いられ、どのような悲惨を人間にもたらすのかを考えるには、「価値観を退ける専門的思考様式」から脱却し、政治的・社会的に現実を認識することが欠かせない。例えば極超音速の研究者は、将来自らの研究がミサイルに使われたときに何が起りうるのか、真剣に想像するべきである。日本は核保有国に囲まれている。そこにミサイルを撃ち込めば何が起こるか。その結果生じる犠牲に対し、痛みも責任も感じないのか。

直接兵器と結び付かないとされる研究でも、研究者には軍事的応用可能性を考える責任がある。例えばカーボンナノチューブを用いた耐衝撃材の研究を、防衛費 20 億円を受領して行っている筑波大は、基礎研究であり軍事研究ではないと主張した。だが防衛装備庁が「極超音速ミサイルの弾頭部に耐衝撃材が必要」と研究開発ビジョンに記していると指摘すると、「研究成果が利用されないという担保を取ることとはできない」と無責任に居直った。¹⁶⁾

今後、他省庁の研究も軍事転用すると政府が断言した以上、今まで以上に軍事応用可能性を精査すべきである。応用を止めることは困難だとしても、藤垣裕子が指摘する三つの相の科学者の社会的責任を果たすべきである¹⁷⁾。軍事研究においては①民生利用目的の研究に軍事目的が入り込めば様々なバイアスが生じ、研究の自主性も損なわれるので、それを防ぐ責任、②研究が兵器に应用され、兵器製造の一端を担った責任、③基礎研究の段階であっても研究が軍事技術にどのように埋め込まれるかを社会に示す説明責任、である。さらにデュアルユースは民生と軍事両方に良いという人もいるが、そんな甘いものではない。例えば文科省による「戦略的創造研究」の中に量子暗号を含む研究が含まれている。これは今は民生研究として進められているが、今後もし軍事転用されれば最重要の軍事機密となり、逆に民生利用が制限されかねない。民生研究を軍事が篡奪し、そのために研究のパラダイムを変える危険性が常に存在する。

(2) 途中でやめる権利と責任

入り口ではわからなくても、途中で軍事転用が見えてきたらそこで辞める勇気を持ちたい。ユネスコ「科学及び科学研究者に関する勧告」(2017年)は、科学者の責任及び権利の一つとして「科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合又は『軍民両用』に当たる場合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から身を引く権利を有し、これらの懸念について自由に意見を表明し、報告する権利及び責任を有する」と明確に規定している。科学者一人が抜けても研究は続くだろう。しかしその科学者が黙せず、辞めた理由と研究の危うさを社会に訴えれば歯止めがかかる。勧告はそれも科学者の責任と考える。

この勧告は、科学研究の結果が「戦争の準備」「ある国に対する搾取」「人権、基本的自由若しくは人間の尊厳の損失」に対する脅威となるという問題意識に基づいて出され、「開かれた交流が、科学の過程の本質を成し、また、科学的成果の正確性及び客観性の強力な保証を与える」と謳っている。それに真っ向から敵対するのが軍事研究に他ならない。

また1999年の世界科学会議で採択された「ブダペスト宣言(科学と科学的知識の利用に関する世界宣言)」も「科学が核兵器を生み出した以上、科学者共同体は平和への歩みに重要な役割を果たさねばならない」と提起している。このような世界の科学界の到達点についても、若い研究者らと共に学びあいたい。

注および引用文献

- 2) 日本学術会議の全ての声明と報告は次に掲載されている。 <https://www.scj.go.jp/ja/info/index.html>
- 3) 本節での日本学術会議総会発言は西山勝夫による議事速記録翻刻に基づく。 <https://war-medicine.jimdofree.com/アーカイブス/日本学術会議/>
- 4) 井野瀬 久美恵：「軍事研究と日本のアカデミズム」『世界』2017年2月号、pp.128-143
- 5) 1948年12月12日の平和問題討議会での仁科芳雄の報告。小沼 通二：「初期の日本学術会議と軍事研究問題」『学術の動向』2017年7月号、p.12
- 6) 伊丹 万作：「戦争責任者の問題」『映画春秋』創刊号1946年8月
- 7) 仁科 芳雄：「原子力の管理」『改造』1946年4月号
- 8) 小沼 通二編：『湯川秀樹日記1945』京都新聞出版センター、2020年、p.246
- 9) 湯川 秀樹：「私の人生観の変遷」1954年『湯川秀樹著作集5』岩波書店、1989年、p.71
- 10) 杉山 滋郎：『「軍事研究」の戦後史』ミネルヴァ書房、2017年、p.79 本書は軍事研究を考える必読文献である
- 11) 吉岡 斉：「ベトナム戦争と軍学共同問題」『通史日本の科学技術3』学陽書房1995年、pp.330-343
- 12) 朝永振一郎：「科学と人間」1975年湯川・朝永・豊田編『核軍縮への新しい構想』岩波書店、1977年、p.308
- 13) 日本学術会議：「報告 軍事的安全保障研究について」2017年4月13日
- 14) 杉田 敦：「軍事的安全保障研究をめぐる声明・報告の意義」『学術の動向』2019年6月号、p.59
- 15) 小森田 秋夫：「軍事研究に関する日本学術会議の2017年声明—その意義と残された課題」軍学共同反対連絡会ニュースレター24号、2018.7.15
- 16) 軍学共同反対連絡会ニュースレター42号、2020.3.25
- 17) 藤垣 裕子：『科学者の社会的責任』岩波書店、2018年、p.7